

博士学位請求論文
指導教員 貝英幸教授

近世入百姓研究

佛教大学大学院（通信教育課程）
博士後期課程文学研究科歴史学専攻

井上 幸子

目次

序章	本研究の対象と研究史的位罫	1
第一節	本研究の対象―入百姓―	2
1	入百姓に対する従来ノ定義	2
2	史料にみえる入百姓	4
第二節	入百姓研究史	7
1	戦前ノ入百姓研究	8
2	戦後ノ入百姓研究	10
第三節	研究史ノ問題点	19
1	欠落ヘノ理解	19
2	村ノ再開発人材としてノ入百姓	21
3	真宗ノ役割	22
4	荒地ノ有効性	23
第四節	本研究ノ構成	25

第二章 開発者としての入百姓―常陸国行方郡麻生藩領の事例から―
.....
59

はじめに 59

第一節 対象地域の立地条件 62

1 常陸国麻生藩の沿革 62

2 北関東の入百姓取立地域 63

3 湖岸の村の特徴 65

第二節 入百姓の役割 69

1 開発者 69

2 開発地 74

第三節 入百姓の定着 78

1 来村する耕作者 78

2 入百姓の「足留」 81

おわりに 83

第四章 近世後期の荒地起返と林畑―常陸国谷田部藩領小野崎村における入百姓の活動―
.....
127

はじめに 127

第一節 入百姓取立地の地勢的検討 128

1 関東平野の特徴 128

2 平地林の分布と産物 130

3 入百姓取立村と平地林 133

第二節 「宝地」としての荒地 135

第三節 常陸国谷田部藩領小野崎村の荒地起返 140

1 小野崎村の耕地 140

2 馬の飼育と植林 141

3 植林と報徳仕法の入百姓 143

4 入百姓と藩の植林事業 148

5 小野崎村周辺の耕作地 150

おわりに 154

初出一覧	185
参考文献一覧	173
第三章 課題と展望	169
2 領主権力対民衆という構図	167
1 「難民」としての入百姓	165
第二節 入百姓像を歪めたもの	165
第一節 本研究の総括	163
結章	163

序 章 本研究の対象と研究史的位置

本研究は、入百姓の検討を通じて、近世農村「荒廃」論の見直しを進めることを目的とする。

戦後の農村史研究は、史的唯物論の立場から、農村の「荒廃」を階層分化という観点から捉え、その理由を零細百姓が没落した結果として理解してきた⁽¹⁾。しかし一九九〇年代以降、このような理解に対する批判が現れ、それらを含むしる貨幣経済に巻き込まれ、生業が多様化した農村に生きる百姓の積極的・能動的な現実への対応と捉える見方が提示されてきた⁽²⁾。これらの研究は、村の実態を丹念に精査し、村に生きる百姓の目線から虚心に導き出された点において、イデオロギーを前提とした解釈以上に説得力がある。本研究もまた、この方向性と立場を共有し、それを発展させることを意図するものである。したがって、本研究では便宜上、従来使用されてきた農村「荒廃」期という言葉を使用するが、筆者はこの「荒廃」という概念に賛同しているわけではないことを断っておく。

入百姓とは、他村・他領から移動してきた百姓である。その学術用語としての概念は、現在ではやや限定的に使用される傾向があるが、移動してきた百姓という点は変わらない。この点は直後に詳しく述べるが、本研究は村の内部に住む者の立場からではなく、村に外から入ってくる者の視点から近世の農村「荒廃」の実態を考えてみようという姿勢をとる点に特徴を有する。従来の研究は、あくまでその検討の視点が村落内部やその構成員、村を支配する領主に固定されている点に限界があった。すなわち、これらは百姓の他国稼ぎや村落労働力の循環という点を指摘しながらも、外から村に入り、農村「荒廃」といわれる状況に対応した者たちに対する検討を等閑にしてきたのである。本

研究が入百姓を題材とするのは、そのような限界を克服することを意図するからである。具体的には、農村の再開発における労働力の確保、荒地の有効性などの点を入百姓の目線から理解することにより、近世農村「荒廃」論を外から村に入る人々を主役に据えた形で再検討することにした。そこから得られる知見は従来、故郷を離れざるを得なかった没落百姓として捉えられてきた入百姓像はもとより、近世村落における土地利用に対する認識の転換をもたらすことになるはずである。

以下、まず本研究が対象とする入百姓の定義について確認するところから始め、それらをめぐる研究史を跡付けてゆくことにする。

第一節 本研究の対象―入百姓―

1 入百姓に対する従来の定義

入百姓の語は、近世から明治にかけて、他村・他領から移動してきた百姓の呼称として使用されてきた。百姓の移動という事象そのものを指す動詞的な表現で使われる場合もある。このような理解を示す事例をいくつか掲げる。

司法省が民法制定の参考として、明治九年（一八七六）から名主・庄屋を対象に近世後期の慣例を聞き取り調査し、明治十年（一八七七）から刊行された『全国民事慣例類集』⁽³⁾に入百姓の記載がある。「第一篇 第五章 住所ノ事」には、尾張国愛知郡で「入百姓ト唱へ他ヨリ来住スル者アレハ喜テ許シ或ハ相応ノ田畑ヲ無賃ニテ小作セシムル者モアルナ

リ」と、他所より来住する百姓を入百姓と称して歓迎していたことがみえる。「第二編 第二章 家産相続ノ事」には、河内国渋川郡で「二三男ヲ他村へ転籍セント欲スル者ハ其村役人聞届ノ上取計ヒ之ヲ入百姓ト唱へ」と、記される。すなわち、近世後期と社会状況の変化が顕著ではないと考えられる明治前期の調査結果では、他所から来住、もしくは他所へ転籍する者が入百姓として理解されていた。

明治四十一年（一九〇八）刊行の『国史大辞典』には「入百姓」が立項されている。そこには「江戸時代に於て他所より入り来りて耕作する者をいふ⁽⁴⁾」とあり、「入り来りて」すなわち、他村より村へ入って耕作する百姓の呼称として明確に定義されている。近世から明治にかけての入百姓に対する理解はこのようなものであった。

それにもかかわらず、戦後には入百姓の範囲が限定されるようになってくる。昭和四十八年（一九七三）刊行の『日本国語大辞典』⁽⁵⁾「入百姓」の項では、「江戸時代、手余地や荒蕪地の多い村で、他から移住させて耕作にあたらせた百姓」という記述となる。昭和五十四年（一九七九）発行の『国史大辞典』⁽⁶⁾「入百姓」の項にも、「農民の離村などによって村に手余地が生じた場合、手余地の耕作のために他村から誘致して移住させた農民をいう」とあり、明治期までは単純に他村から入る百姓を入百姓と称していたのに対し、戦後には村に耕作放棄地や荒蕪地ができた場合、誘致され移住した百姓が入百姓であるという限定的な理解に変化したのである。

このような変化は、入百姓のある側面を特に強調したものとみえる。この点を確認するため、いま少し史料にみえる入百姓の語を確認してみよう。

2 史料にみえる入百姓

〈丸亀藩〉

入百姓という呼称が確認できる早い事例に、讃岐国丸亀藩の大野原新田がある⁽⁷⁾。この新田は、資金力のある商人が開発した初期の町人請負新田である。寛永二十一年（一六四四）六月に開発商人側が藩に提出した「大野原入百姓名寄之留」⁽⁸⁾には、讃岐国のみならず摂津国・河内国・伊賀国あたりから五十七人の入百姓が、開発した新田を耕作するための百姓として来村したことが確認される。入百姓は必ずしも手余地や荒蕪地だけを耕作する人材ではなかったということになる。

〈加賀藩〉

加賀藩では、元禄十二年（一六九九）に、耕作を統括する改作方が記した「御改作方覚帳」の「於改作方大概格相立置候品々」⁽⁹⁾に、「一、せがれ娘も無御座又は娘有之候ても聟に可罷成と申者も無之候得ば、親類縁者之内歟、又は他人にても望次第入百姓に申付」や、「二、走百姓跡高之義、同村之者には不申付候、他村より入百姓申付候」とあり、百姓の持高を相続すべき子がなく、親類等や他人で跡高請をする百姓や、欠落百姓跡の高請をする他村からの百姓を入百姓と記している。時代が下って、享和元年（一八〇一）に出された改作奉行から他藩の大庄屋に相当する郡方の十村への申渡には「頭振・後家、入百姓之名を出取高仕」⁽¹⁰⁾とある。「頭振」すなわち無高百姓や後家が取高をなす場合には、入百姓の名称を使用することがある。同様の内容を天保十二年（一八四一）にも十村は確認している⁽¹¹⁾。加賀藩では高持百姓の相続が何らかの事情で上手くいかない場合、もしくは無高百姓が高持となる場合、高請をする百姓

に入百姓の名称を用いていた。

〈大垣藩〉

大垣藩の地方慣例を記録した「座右秘鑑」⁽¹²⁾にはつぎの記述がある。貞享元年（一六八四）郡奉行より村々の庄屋・惣百姓に宛てた印形や印鑑帳に関する「覚」には、「家を分け或は入百姓等有之節判鑑如右改可取置候事」とあり、入百姓は分家と並立している。また、寛延四年（一七五二）宗門改に関わる「御請状之覚」は、他国他領より来村する百姓の宗旨に関わる内容で、入百姓は故郷より切支丹宗門ではない旨の証文を取り置く旨が記されている。文政元年（一八一八）には、領主に対し村が入百姓の「作扶持」を請求している様子が確認でき、入百姓には耕作作業に対する手当が支給されていたことがみえる。同二年（一八一八）では、町方から入百姓として村に入った百姓が耕作に不慣れで使い者にならず、村ではこのような百姓の引越が好まれていなかったことが述べられている。同じく十三年（一八三〇）では、「元来村人致不足手余り之地所有之に付て之入百姓に候はゞ御作法も有之宜事に候得共、作間稼之余業而已心懸け候者多く有之候」と、元来村が人手不足となり手余地ができたときに来村する入百姓であれば、藩のきまりもあり歓迎すべきだが、入百姓を農間稼と考える者も多くなってきたことが記されていた。

〈幕領〉

つぎに幕領の史料にみられる入百姓を確認してみよう。幕府代官であった荒井頭道が地方支配に関する幕初からの書付・達・伺等を編纂し、嘉永六年（一八五三）に成立した法令集である『牧民金鑑』から検討する⁽¹³⁾。『牧民金鑑』は、第十三巻目に「入百姓」の項目を立てている。遅くとも嘉永六年の幕領支配には入百姓が看過し得ない重みを有していたことの現れである。

『牧民金鑑』の各項目における法令は、必ずしも近世前期から網羅的に採録されているわけではない。「代官心得方」

は慶長八年（一六〇三）から採録が始まるが、ほとんどの項目は十八世紀以降から、特に享保以降ものが中心となる。

入百姓の項目は、安永二年（一七七三）二月の達から始まっている。そこには、陸奥国や出羽国は土地が広大であるため、百姓の数が少なく欠落や潰百姓の跡高を請ける者もなく手余地になっていたという前提に続き、これを解決するため、陸奥国・出羽国の百姓が少ない土地へ、人数が多い国の次男・三男、無高・水呑を含む百姓を引き移し、手余地や新開地の高と土地を渡そうとしたことがみえる。百姓引き移しの件は、順調に行われるとは限らないので、引き移る百姓の状況次第では、家作りのための竹木、農具代と当分の夫食を与えようしていたことも知られる。

続いて、寛政元年（一七八九）七月の申伝からは、関東・陸奥国・出羽国周辺では人別が半数となっており、病気・災害もあるが、この地域の百姓は耕作を疎かにするため「困窮」し、江戸へ出稼ぎに行ってしまうため人別が減少する、と幕府が理解していることがわかる。幕府は代官に対し、以前の村の形に立ち戻り支配できるよう充分に取り調べるように、と伝えた。同六年（一七九四）五月の幕府からの申渡では、下野国・常陸国・下総国の国々を廻村したところ、欠落人の家が建ち腐っている場所が所々に見受けられ、欠落人には借金もあるため、その借金を引き上げるような相続人はいないことから、村内や隣村の次男・三男に手当を与えて相続させるように申し渡している。

このほか、入百姓に関わる内容は「荒地起返」の項目にも登場する。寛政元年六月に陸奥国の手余荒地に無罪の無宿人を入百姓として差し遣わし、出精の者は高持百姓とする申渡があった。翌年の三月には信濃国・上野国の幕領の手余荒地を起返する入百姓の取計を吟味するよう申し渡している。同七年（一七九五）七月にも代官柳原小兵衛は支配地の甲斐国巨摩・八代両郡へ入百姓を引き入れ、手当金を一軒あたり金六・七両ほど与え荒地起返をさせるとした。

このように、十八世紀後期の安永二年（一七七三）ごろから奥羽や関東の幕領では百姓数が少なく、それにより生じる手余地解消のため百姓移動が検討されてきたのである。また、寛政以降には百姓の手が入らない手余地は荒地と

なるため、その再開発が注目されるようになる。このため幕府は無罪で村より帳外れになっている無宿人を活用しようとした。

以上、諸藩・幕領における入百姓の変遷を確認すると、検地を行い、年貢を支える百姓の高請が機能している近世初期には、新しく切り開かれる新田や、何らかの事情により相続が不可能になった高に対し、耕作要員として補充される百姓が入百姓として認識されていたといえよう。これに対して十八世紀後期以降、百姓の都市への出稼ぎによって増加する手余地・荒蕪地の起返のために他所から入る百姓が入百姓の主要形態となっていた。

したがって、戦前の入百姓に対する定義が近世全体を見渡した定義であったのに対し、戦後の辞書においては、農村「荒蕪」期とされる十八世紀後半の時代状況のなかでのみ通用する定義を採用していたことになる。

戦前の定義に、より普遍性があることは論を待たない。しかしながら、戦後の定義は、戦後の入百姓に対する研究がもたらした、ある種の発展形ともいえる。つぎに、このような理解を導いた入百姓研究史を跡付け、その到達点を踏まえた本研究の立ち位置を確認することとしたい。

第二節 入百姓研究史

現在までの入百姓研究は、農村「荒蕪」期における下野国・常陸国・下総国の幕領・私領、陸奥国相馬藩での入百姓取立に関する研究にほぼ限定されている。これらの研究状況を時系列に則って確認しよう。

入百姓研究は常陸国笠間藩主の顕彰に淵源を持つ。旧笠間藩士であった太田武和が明治四十二年（一九〇九）に『牧野貞喜 一名寛信君事蹟』⁽¹⁴⁾を編纂している。そこで寛政から文化期の笠間藩主牧野貞喜の事蹟として入百姓が取り上げられ、入百姓の引入に関わった真宗寺院西念寺の史料である「入百姓発端之記」に則して叙述が進められた。同年には、栃木県農会が『栃木県農業経営方法共進会報告』⁽¹⁵⁾を発行し、その後編には二宮尊徳指導の農村「復興」策とされる報徳仕法で取り立てられた入百姓に関わる史料を「先哲偉人ノ遺品及文書」として掲出した。

『栃木県農業経営方法共進会報告』の後編には「戊申詔書図解」の記載もある。戊申詔書とは、明治四十一年（一九〇八）に発布され、日露戦争後の社会状況を是正するために、人々の贅沢を戒め、一致団結して勤労に励むことを諭す詔書である。戊申詔書発布後の翌年には内務省を中心に「地方改良事業講習会」が五回にわたり開催されている。この日露戦争後の内務省を中心とした地方振興の動きを、地方改良事業講習会にちなみ地方改良運動と呼んでいる。したがって、明治四十二年（一九〇九）に発行された『牧野貞喜 一名寛信君事蹟』と、「戊申詔書図解」を掲載する『栃木県農業経営方法共進会報告』の発行を、これらの社会の動向と無関係と捉えることは難しい。むしろこれらは、当時の内務省を中心とした地方振興策を近世に重ね合わせ、藩政改革・報徳仕法に注目したものと理解すべきであろう。入百姓はそのような文脈において取り上げられてきたといえる。

大正九年（一九二〇）茨城県が編纂した『大正七年茨城県贈位者事蹟』⁽¹⁶⁾には『牧野貞喜 一名寛信君事蹟』が「贈従三位牧野貞喜事蹟」として引用され、また、常陸国を包括した茨城県は「贈正五位岸本武太夫事蹟」として旧幕領代官で入百姓取立も行った岸本武太夫の事蹟も顕彰している。彼らは共に大正七年に贈位を受けている。

二宮尊徳による報徳仕法は、地方改良運動において報徳運動として全国展開することとなる。政府は国民教化と地方自治政策の一つとして、報徳仕法を奨励したため、報徳運動は全国的に広まることとなったのである。その勢いもあり、昭和二年（一九二七）から二宮尊徳偉業宣揚会は『二宮尊徳全集』⁽¹⁷⁾全三十六巻を刊行する。これは、二宮尊徳の報徳仕法に関わる史料を網羅的に集めた史料集であり、質・量ともに報徳仕法に関する研究にとっての基幹となっているのみならず、入百姓研究にとつての重要な史料が掲載されている。

これらの前提の上に入百姓は学術研究の俎上に載せられてゆく。昭和十一年（一九三六）中央社会事業協会社会事業研究所によって『墮胎間引の研究』⁽¹⁸⁾が刊行された。執筆は高橋梵仙が行い、その第三章「笠間藩に於ける墮胎間引の矯正と人口増殖」に「5 農業移民と入百姓」が立項された。昭和戦前期には入百姓は、地方振興策を近世に重ね合わせ、藩政・幕政改革に功績のあった人物の顕彰という文脈を前提に、墮胎・間引きという人口抑制につながる問題を解決する研究対象として登場したのである。高橋は入百姓を「農業移民」という語をもって表現している。ここでも取り上げられた、常陸国笠間藩の真宗寺院西念寺の史料「入百姓発端之記」は、後の入百姓研究に大きな影響を及ぼすことになる。同書では下野国幕領真岡代官所の代官であった竹垣直温の入百姓取立も第二十二章「代官竹垣直温の墮胎間引の防止策」に「4 入百姓と人口増殖策」として叙述されている。

人口問題の対応策として入百姓取立を参照するという考えは、昭和十二年（一九三七）の日中戦争から昭和十六年（一九四一）太平洋戦争への動きと大きく関わってくる。昭和十六年（一九四一）本庄栄治郎が『日本人口史』⁽¹⁹⁾で「牧野貞喜 一名寛信君事蹟」に依拠し、第四章「徳川時代人口の都市集中」に「四 笠間藩の人口政策」を著している。

昭和十一年（一九三六）発行の『墮胎間引の研究』の執筆にかかわった高橋梵仙は、これを昭和十六年（一九四一）に『日本人口史之研究』⁽²⁰⁾として再版している。

『日本人口史之研究』の序は、陸軍省医務局医事課長・陸軍軍医大佐であった鎌田調から寄せられている。それにはつぎのようにある。

所謂産めよ殖やせよの奨励政策が、小は村長の個人的聡明さから、大は国政の台閣から教示厳達せられたことは、極めて意義の深いものである。特に此等諸種の政策が、徳川時代に於て行はれたことは、運命観を以てすれば、今日の大を為さしむるの礎石を築いたものであつて、達観具眼の士の深慮には敬意を表せざるを得ないのである。今や東亜共栄圏の確立に驀進しつつある日本民族の将来に就ては、生を現代に享けたる吾人は、宜しく先人の努力を偲びつつ、遠大なる後図を策するの重大なる責任を痛感せねばならぬと信ずるのである。

入百姓に投影された人口問題の対応策としての視点は「産めよ殖やせよの奨励政策」と重なるのである。昭和十六年（一九四一）一月二十二日には人口政策確立要綱が成立し、翌日の朝日新聞には「一家庭に平均五児を」との記事が掲載された。

戦前の入百姓研究は、日露戦争後の地方振興策である地方改良運動、太平洋戦争体制下の人口増殖政策、これら政府主導による運動の影響を強く受け、歴史学研究としてよりは、殖産振興という現実の政策立案のため、近世後期の領主・代官の事蹟を分析するなかで展開されていたといえよう。

2 戦後の入百姓研究

〈一九五〇年代〉

戦後の入百姓研究は、五来重が昭和二十五年（一九五〇）常陸国笠間藩・下野国幕領真岡代官所代官の竹垣直温の入百姓を取り上げた「北陸門徒の関東移民」⁽²¹⁾からはじまる。

前述しているように寛政以降、下野国・常陸国・下総国の村々の百姓は耕作を疎かにし出稼ぎのため江戸等へ欠落し、耕作地が「荒廢」し人口が減少していた。五来はこの欠落を、重税を課する領主に対する「窮迫農民」の消極的な対抗形態として評価した。戦中には人口問題として取り上げられてきた間引きも、欠落同様の領主への対抗形態と理解されている。下野国・常陸国・下総国の村へ入百姓として入った百姓には北陸出身の真宗門徒が多く、真宗では間引きを禁ずることから、これらの入百姓は、信仰に裏打ちされた敬虔な百姓ゆえ間引きを行わなかったとされる。五来は入百姓を「移民」と称し、関東では領主への抵抗として欠落百姓が増加し人口減少が起こり、真宗門徒が多い北陸では真宗が間引きを禁じていることから人口過多となり、北陸の欠落百姓は関東に向かって流入し、それを誘引したのが北関東の真宗寺院であると理解した。この理解はのちに発表される入百姓研究の範型となってゆく。

昭和二十九年（一九五四）日向野徳久が「近世農民移動の研究」⁽²²⁾で、竹垣の下野国幕領代官所、下野国茂木藩、常陸国笠間藩の入百姓取立を取り上げた。欠落・間引き問題については五来の理解を踏襲する。これに加えて、農村「荒廢」期における欠落理由として地主の土地集積による百姓の零細化を指摘した。

同年、逆井孝仁は「近世幕領における人口政策の一考察（一）・（二）下総国結城郡恩名村の例について」⁽²³⁾を発表する。下総国幕領代官所における入百姓取立を人口政策として検討したもので、農村「荒廢」期における入百姓取立は、領主による本百姓体制の維持・村落秩序の再強化のため行われたものであり、「村落支配者の慈恵的温情態度の強調と押し売り」だったと結論づけた。

戦前は、殖産振興という現実の政策立案のための視点が主であった入百姓研究は、五来が欠落を「窮迫農民」の領主に対する消極的な対抗形態として評価し、逆井は入百姓を本百姓体制の維持を目的とするものとみたように、領主対領民という視点からの研究に転換した。

この変化の背景には、農地問題とその解決策を模索していた当時の時代的な状況もあると考える。大正九年（一九二〇）小作料減免要求からはじまった小作争議は、同十三年（一九二四）小作調停法が公布され、戦時中まで小康状態となった。その後、戦後の農地改革により地主から小作地は開放されたが、その一方で、満州などからの引揚者に耕作農地を提供し開墾させる「緊急開拓事業実施要綱」が、昭和二十年（一九四五）に出されたのである。零細農民とされた小作者の農地取得と引揚者の開拓事業が行われた時代のなかで、入百姓取立は分析されたのである。

五来は入百姓を「十七世紀初頭における新教徒のアメリカ移民のごとく近世的な自由の精神と鞏固な宗教的信念を持って大規模に行われたものではなく、陰惨な経済的社会的要因から起こったものではある」と、十七世紀初頭の清教徒たちのアメリカ移民の姿と入百姓を比較した表現をしているが、戦前の海外移民を含め、このような開拓事業が、「手余地」・「荒蕪地」を専ら耕作するという戦後の入百姓の定義を産み出した要因の一つと考えておきたい。

（一九六〇年代～七〇年代）

戦後、農地問題とやらんで地方で大きな変化が訪れる。昭和の大合併である。昭和二十八年（一九五三）から昭和三十六年（一九六一）までに、行政の効率化のため市町村数はほぼ三分の一になる。加えて昭和四十三年（一九六八）は明治百年にあたり、合併と明治百年を契機に高度経済成長も重なり、自治体史編纂事業が各地で活発に行われるようになる。編纂事業はのちのバブル経済直後まで断続的に行われた。このため、地方史料の調査が活発になり、新たな入百姓関係史料が発掘され、それを活用した研究が現れてゆくこととなる。

その先陣を切った研究が、昭和三十七年（一九六二）坂井誠一の「越中門徒の北関東移住」⁽²⁴⁾である。これは、富山県の自治体史編纂の過程で確認された新出史料を用いた研究であった。ただ内容は五来が示した、北関東における「窮迫農民」の欠落・間引きによる人口減少、北陸における真宗門徒百姓の間引き禁止による人口過多、という相反する状況と、北関東真宗寺院の媒介により入百姓取立が成功した、という文脈が踏襲されているに過ぎない。坂井は同年には常陸国笠間藩西念寺の「入百姓発端之記」を含む入百姓関係史料を学界にむけて紹介している。⁽²⁵⁾その後坂井は富山県の自治体史編纂に深く関わった。五来同様に、欠落は「下層農民」の領主に対する消極的な対抗形態との姿勢をとる坂井は、昭和五十八年（一九八三）『富山県史 通史編IV 近世下』で、下野国・常陸国・下総国・陸奥国の入百姓を「一揆」の項目に置いた。同年の「北陸門徒農民の北関東・東北移住」⁽²⁶⁾では、近世の年貢制度において高請をする百姓の他国への移動は制度的にはほぼ不可能であるため、北陸門徒百姓の移動手段を非合法の欠落と判断し、「困窮した百姓」が他領他国へ逃げる方法であったと述べた。坂井の視点は、農村「荒廃」期における北陸の加賀藩領百姓による下野国・常陸国・下総国・陸奥国への入百姓像を強く固定させてゆく。

自治体史編纂事業による史料発掘とともに、広域的な現地調査結果が発表されてゆく。昭和三十七年（一九六二）、竹内慎一郎は下野国・常陸国・下総国・陸奥国の入百姓取立伝承地を丹念に巡り現地調査の結果を報告している。⁽²⁷⁾入百姓取立の内容については日向野の協力を得、叙述では日向野、坂井論文に依拠しているので、「困窮した百姓」の欠落・間引き・真宗の信仰による北関東と北陸の人口事情の差異、という固定された入百姓像の踏襲にとどまる。とはいえ六〇年代当時、北陸から入百姓として村に入った伝承が残る地域を実地調査し、丁寧に紹介している稀有な刊行物で、今日まで入百姓取立地を確認する辞書的役割を担っている。

昭和三十八年（一九六三）堀一郎は『宗教・習俗の生活規則―日本宗教史研究Ⅱ』⁽²⁸⁾に「宗教・習俗の生活規則に関

する調査研究―福島県相馬藩の真宗移民について」を記した。陸奥国相馬藩領の入百姓については、昭和二十九年（一九五四）から岩崎敏夫が信仰状況調査をしているが、堀は彼と共に調査を行っており、その成果である。入百姓の子孫とされる当時の真宗門徒農民とそれ以外の農民たちとの生活意欲・経済活動面の差異をデータとして示している。堀は入百姓に対し「真宗移民」という語を採用している。

入百姓の信仰面からの研究には日蓮宗の事例もある。昭和四十四年（一九六九）田辺一郎が「米沢盆地における宗教移住集落―越後からの法華宗移民」⁽³⁰⁾で、天明七年（一七八七）から天保三年（一八三二）までの越後国出身の田辺一族による入百姓引入と開墾を紹介している。田辺は米沢盆地における十八世紀後半からの人別減少を、高橋の『日本人口史之研究』に依拠し、間引きによる人口制限であると推定している。その後、田辺の紹介した日蓮宗門徒の入百姓は、八〇年代に入ると椿真智子によって現代までを見通した既住百姓との「同化過程」として論じられている⁽³¹⁾。やはり、この論稿でも日蓮宗という宗教を意識してか、入百姓を「法華宗移民」と表現する。

六〇年代中頃から七〇年代にかけては以上のような地域史的な研究の進展に加え、逆井が示した入百姓取立は領主による本百姓体制の堅持である、という視点が発展させられ、階級闘争という視角が導入され、入百姓の自立定着後にみられる村方騒動を、入百姓と既住百姓の階級闘争と捉える論考が発表される。この視角は、近世農村「荒廃」論の議論とも共有され、「荒廃」農村の「復興」策として入百姓は扱われるようになる。

秋本典夫は、下野国芳賀郡の幕領における入百姓取立を検討し、昭和四十年（一九六五）「北関東の荒廃とその復興策―芳賀郡における幕府の入百姓政策を中心として」⁽³²⁾で、入百姓取立は領主による本百姓体制の堅持で、各種手当を与える取立により入百姓は本百姓として自立するが、農村「荒廃」からの「復興」後には百姓の生産力が向上することにより、地主制が展開し、百姓間の階級対立を激化させることにつながった、とした。

秋本のような入百姓の捉え方は、常陸国笠間藩領の入百姓取立の理解にもみられる。小室昭は昭和四十二年（一九六七）「笠間藩の化政改革―農村対策を中心として―」⁽³³⁾で、農村「荒廃」からの「復興」には本百姓経営の再建が必要であり、その手段として入百姓取立が行われたとし、昭和四十七年（一九七二）の「一村方騒動とその歴史的背景について―笠間藩領茨城郡犬田村の事例」⁽³⁴⁾では、入百姓が経済的に成長したのちに起こった村方騒動を、「袴着用という身分的資格の獲得に表現された階級闘争の形を呈している」と、階級闘争として捉えている。

七〇年代後半には、入百姓は歴史地理学の文脈でも研究対象とされるようになる。小野寺淳の昭和五十四年（一九七五）「北陸農民の北関東移住」⁽³⁵⁾は、幕領と私領の入百姓に対する手当の違い、入百姓取立地の拡散過程と取立地の地域的条件を分析している。中川正は、昭和五十八年（一九八三）「集落の性格形成における宗教の意義」⁽³⁶⁾で、真宗門徒と他宗檀家の村落景観の差異を、常陸国麻生藩の入百姓取立地を事例に導き出している。

またこの時期には、戦前の研究の再版が行われ、高橋梵仙の『墮胎間引の研究』（のち『日本人口史之研究』）が昭和四十年（一九六五）に補訂・再刊され⁽³⁷⁾、昭和四十七年（一九七二）刊行された本庄栄治郎の著作集⁽³⁸⁾には『日本人口史』の「笠間藩の人口政策」も収載されている。

（一九八〇年代～九〇年代）

八〇年代からは、岩本由輝が相馬藩の入百姓取立についての研究を活発に発表してゆく。まず、昭和五十七年（一九八二）「北陸浄土真宗信徒の関東移民―相馬地方への移民の前史として―」⁽³⁹⁾では、常陸国笠間藩と幕府代官竹垣直温による下野国芳賀郡幕領の入百姓を、相馬藩の入百姓前史として捉え、百姓欠落は五来と同じく、彼らの領主に對する無言の抵抗として理解した。真宗寺院に注目して論を展開し、彼らを「移民」と捉える点は五来と共通する。笠間藩と下野国芳賀郡幕領の入百姓の相違点は、幕領に対し笠間藩が私領であるため、非合法と合法にあるとした。

そのため笠間藩の入百姓は非合法手段である欠落を用いたと想定し、笠間藩の入百姓取立が、文化七年（一八一〇）以後は藩からの援助がなくなり、入百姓を受け入れた真宗寺院西念寺の僧侶良水も亡くなったために取立が下火となり、相馬藩に入百姓が流入してきたと述べる。特に相馬藩領に進出した真宗寺院の動向に注目し、幕藩体制の枠を超えた教線を有する真宗が教線拡大のために相馬に入った、と結んでいる。

しかし、翌年発表した「北陸浄土真宗信徒移民への金沢藩の対応―相馬地方への移民を外からみる―」⁽⁴⁰⁾や、入百姓の往来手形を用いての移動経路を紹介した昭和六十三年（一九八八）の「浄土真宗信徒移民の経路についての一考察」⁽⁴¹⁾では欠落に対する理解が変化する。欠落は「百姓の領主に対する無言の抵抗」から、「封建制から資本主義への過渡期において雇用機会をもとめて流動する人口が多くなるのは普遍的なこと」と評価を変えているのである。必ずしも実証が充分とは言えない憾みはあるが、入百姓の往来手形を用いての移動経路を示す方法は注目に値する。二〇〇〇年代に入っても岩本は相馬藩の入百姓についての見解を発信しているが、内容に大きな進展はない。

自治体史編纂事業の進展により、竹垣直温の下野国幕領や常陸国笠間藩以外の取立地を事例とした研究が登場する。曾根総雄は、下野国芳賀郡山本村を事例に昭和五十九年（一九八四）「北陸門徒農民の北関東移住」⁽⁴²⁾、翌年「移住農民」の農業経営について―下野国芳賀郡山本村の場合―⁽⁴³⁾を著した。入百姓は「農村荒廃化現象」に対する領主階級の対応で、領主や村の援助を得ながら真宗門徒である彼らは、勤労精神の旺盛さにより自立していったが、持高の拡大は「居付百姓」の反発を招くようになったといい、既存の研究成果の理解を超えてはいない。しかし、曾根の研究は入百姓の農業経営について詳細な分析をしている点に特徴があり、特に畑方は田方に比較して天候の影響を受けにくいという、畑方徴租の安定性について指摘している点には注目すべきところがある。

階級闘争の視角から、六〇年代から七〇年代にかけて産み出された農村「荒廃」は、八〇年代中頃に論考数がピー

クを迎える。『史学雑誌』の回顧と展望に取り上げられた農村「荒廃」に関わる論考は、八四年から八六年度にかけて計十六本を数え、八六年には「農村荒廃」が立項されていた。この時期は、自治体史編さん事業の成果として、各地の自治体史が刊行された時期とも重なる。その後、自治体史編さん事業の終了とともに、農村「荒廃」の検討は減少してゆくが、九六年度に至って新たな視点から農村「荒廃」を論じる論考が現れ、「荒廃農村における下層民イメージに変容をせまる」と評価されている。

〈一九九〇年代以降〉

九〇年代になると真宗篤信地帯の行動様式を分析していた有元正雄が、平成六年（一九九四）「北陸門徒の入百姓と寛政改革」⁽⁴⁴⁾で、北関東における入百姓取立が成功した重要な要因は真宗門徒の「信仰―倫理―エートス」であるとし、真宗門徒の入百姓の行動様式について示している。有元の行論は五来・坂井・堀・岩本に依拠して進められ、マックス・ヴェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』の理論に基づき、既存の入百姓研究の成果から入百姓の心性をみいだそうとしたものであった。その点において既存の研究の枠組みを出るものと評価することは難しい。むしろ実証研究において得られた以下のような研究動向こそ、九〇年代の入百姓研究の進展を示すものと考えられる。

これまで跡付けてきたように、戦後の研究は支配・被支配の枠組みで入百姓を理解しようとするものであった。それらは、領主や村の視点に立つもので、実は肝心の入百姓自身の活動はほとんど検討されなかった。このようななか、入百姓自身の活動に関する論考が登場したことは画期的であった。舟橋明宏は平成八年（一九九六）「村再建にみる「村人」の知恵」⁽⁴⁵⁾で、人別・戸数増加策として取り立てられ、荒地起返をする入百姓が、報徳仕法において荒地起返・再開発に必要な破畑や大工等の職人と対応関係にあり、彼らの編成が仕法を進めるうえで鍵になっていたことを示し

た。農村「荒廃」期における本百姓体制の堅持のための人別増加手段であり、合わせて耕作放棄地の起返をするため取立が行われてきたと考えられてきた彼らに、農村「荒廃」から「復興」を図る普請を請け負う人材としての性格が見出されたのである。その後、二〇〇〇年代に入り報徳仕法による農村「復興」の実践手法を検討した早田旅人は、普請に関わる入百姓の実態を数多く抽出し、舟橋の論を補強した。これらの研究は、平成二十六年（二〇一四）に著書『報徳仕法と近世社会』⁽⁴⁶⁾としてまとめられた。

舟橋・早田の研究以降、報徳仕法を検討するなかで入百姓取立は取り上げられるようになり、令和四年（二〇二二）松尾公就が「尊徳仕法の広がりネットワーク」⁽⁴⁷⁾で、入百姓世話人をしてきた元入百姓の活動実態を紹介している。報徳仕法研究の最新成果では令和五年（二〇三三）、報徳仕法における用水や道路、作付など技術面からの検討を行った有田博之の「報徳仕法における農業生産基盤の整備」⁽⁴⁸⁾がある。

以上、入百姓をめぐる戦前から現在までの研究史を概観した。戦前は、政策立案のための状況分析という性格をもった研究が、戦後は階級闘争史観の文脈に転換されてきた。この理解は、農村「荒廃」を零細百姓の没落による階層分化という観点から捉えてきたこととも関連し、入百姓はその単純な人的補充による農村「復興」策と理解された。しかし、九〇年代以降、報徳仕法の検討を中心に、農村「荒廃」期における村の再開発に寄与した入百姓の能動的な活動実態に注目した研究が現れてきたのである。

本研究が入百姓を対象として冒頭に掲げた課題の解決を目指すのは、このような入百姓研究の到達点を踏まえ、農村「荒廃」期に行われた他領からの入百姓取立を階級闘争の視点や没落百姓の逃亡という視点からではなく、舟橋等の成果を継承して、村の耕作労働力と再開発を担う人材として捉え直すことを企図するからである。この作業は農村「荒廃」論という枠組みそのものの見直しにもつながる可能性を持つ。対象時期は、十八世紀後期以降十九世紀中頃

まで、対象地域は戦前から一貫して入百姓研究の対象となってきた北関東を主とすることになる。なかでも、当該期の入百姓取立が盛んに行われたにも関わらず、検討が充分になされてこなかった常陸国が中心となる。

つぎに、特に留意している研究史の問題点と本研究の対応について述べておきたい。

第三節 研究史の問題点

1 欠落への理解

まず、五来や坂井が入百姓を欠落百姓と理解している点である。彼らは、欠落を百姓の領主へ対する抵抗手段と捉えていた。このため入百姓となる者は北陸から欠落した「下層農民」であるとし、彼らが取立村に定着する要因を、北関東の各領主による手当金と真宗信仰に導かれた勤勉な態度に求めてきた。しかし、取立入百姓のなかには再び欠落する者もいることから、入百姓個人の精神性に定着の要因を求めるには限界がある。

常陸国笠間藩の入百姓を北陸から引き入れた真宗寺院西念寺の史料である「入百姓発端之記」⁽⁴⁹⁾によれば、笠間藩の入百姓は、寛政五年（一七九三）から文化元年（一八〇四）までに約六十軒が入った。途中、彼らの主な出身地である加賀藩より引き戻しの風聞があり半分の三十軒ほどは出て行ったが、「入百姓発端之記」が記された文政十二年（一八二九）までには二百余軒が入っていた。また、この記録の貼紙からは、明治維新までに四百五十余軒に増加していたことがわかる。貼紙は他領の入百姓取立軒数も伝えている。下野国・常陸国・下総国で計千三百余軒の入百

姓取立があつたという。かかる記述からは、北陸から百姓が当該地域に向けて大量移動する状況にあつたことがわかる。このような入百姓に関わる欠落を、岩本は「封建制から資本主義への過渡期において雇用機会をもとめて流動する人口が多くなるのは普遍的なこと」と理解したが、必ずしもその実証が充分とは言えない。

労働力移動としての百姓欠落は近世前期から存在した。宮崎克則は平成七年（一九九五）『大名権力と走り者の研究』において、近世前期の欠落は「開発経済に規定された労働力移動」であるとした⁽⁵⁰⁾。近世後期については秋山伸一が「風斗出者」と称される欠落百姓を検討し、近世後期でも労働力移動としての欠落がみられることを示した。五島敏芳は、経営困難な百姓続発は村の存続を危うくするために、村や領主は負債の精算が済むまで百姓を欠落させておく、経済的再起手段としての虚構的な欠落の存在を指摘している⁽⁵²⁾。すなわち、欠落は必ずしも百姓の領主に対する抵抗手段ではなく、百姓の没落のみを意味するものでもないのである。

加えて、没落百姓の再起手段として注目される労働形態として、都市へ滞留する日雇労働者である「日用」の研究が登場している。吉田伸之は「日用」に着目し、近世という段階における労働力を総体的に捉える視座を提示している⁽⁵³⁾。日雇労働者と入百姓の関わりについては、下野国芳賀郡の幕領代官竹垣直温が行った入百姓取立の窓口となった真宗寺院本誓寺の記録「下野国八条村掛所記録」⁽⁵⁴⁾にみられる。ここでは、越後国では人別が多く生国で渡世できない者が他国へ出ており、関東方面にも「日雇稼」に出る者も多くいるため、そのような者を入百姓とすれば生国では問題がない、という旨を本誓寺は竹垣に伝えている。舟橋はこの一文をもって入百姓は「日雇稼」の者を引き入れたとしている。また、文政末年の大垣藩の事例でも確認したように、近世後期には入百姓を農間稼と考える者も多くなっていた。したがって、労働力移動としての欠落と他国へ出ている日雇労働者を、入百姓との関わりから丁寧に確認すべきではなからうか。それは、近世後期の入百姓を宮崎が示した「開発経済に規定された労働力移動」の文脈で読み

直すことである。

2 村の再開発人材としての入百姓

つぎに、入百姓の活動を積極的に検討していない点を挙げておく。秋本は、農村「荒廢」期に入百姓は領主による多額の手当金投入によって本百姓として独立できたと理解し、五来や坂井・有元は真宗信仰に導かれた勤勉な態度による努力で本百姓として村に定着したと理解した。しかし、秋本が取り上げた主な事例は、幕領代官竹垣直温が行った短期間で軒数が二百軒ほどと限定された取立であった。私領では、村からの入百姓取立願を受けて領主が手当金を支給する事例⁽⁵⁵⁾、入村した入百姓に対して領主や真宗寺院からの貸付と貢租減免措置がある事例⁽⁵⁶⁾、が確認されている。手当金が支給される幕領のほうが条件は良いが、入百姓取立軒数は「入百姓発端之記」でみられるように、私領でも相当数の取立がある。村へ入った入百姓は、貢租減免期間の終了後は、貸付金があるにせよ、経営が持続できなければ定着はできない。入百姓が定着するには信仰という精神論だけでは難しい。当該地域で経営が持続できるだけの力を兼ね備えていなければならない、という現実的な視点に立って検証が求められるのである。

この点については、舟橋らが報徳仕法における村の再開発普請に関わる人材としての入百姓像を示していることや、有田の報徳仕法における技術面の検討が参考になる。しかし、報徳仕法を採用した下野国芳賀郡周辺の村々では、寛政七年（一七九五）以降、幕府代官の竹垣による取立がすでに行われていた。竹垣は、自身の支配地への入百姓が充足すると、他の代官領や私領に対して、文化元年（一八〇四）から同四年（一八〇七）にかけて入百姓の差入を行っていた。差入村は芳賀郡内で二十五箇村、入百姓軒数五十五軒にのぼる⁽⁵⁷⁾。このなかには二十年後の文政六年（一八二三）

から報徳仕法に着手する旗本宇津家領が含まれ、入百姓は報徳仕法による取立以前から、芳賀郡の各領地で実施されていたのである。したがって、舟橋らの示している再開発普請を担当する人材としての入百姓の側面が、報徳仕法採用以前にも確認できるのか、またそれは芳賀郡以外の入百姓取立地域でも確認できるのか、報徳仕法に限定されるものなのか、検討しなければならない。

加えて、九〇年代後半から二〇〇〇年代に入ると、近世後期の荒地や手余地を産み出す農村の「荒廃」に関わる研究が大きく変化している。平野哲也は、平成十六年（二〇〇四）下野国芳賀郡を事例に、当該期の米価低迷に対する村の経営手段として、敢えて百姓を村から奉公人などで放出し、人別を減少させ、田地を「荒廃」させて、荒地認定による年貢減免を領主から得るための戦略的農村「荒廃」があったことを明らかにした⁽⁵⁸⁾。例えるならば、村は作付けをしない減反を行っている状況だったのである。

減反をしているのならば、荒地化した手余地が村に多く存在し、そこに作付けをしても村の経営に大きな利益はもたらさないはずである。それでも村は耕作をする入百姓取立を行っている。その理由を問う必要がある。本研究では、新しい農村「荒廃」の理解に対応する入百姓の捉え方をまず、彼らを舟橋らが示した荒地起返による再開発を担当人材として検討してみることとする。

3 真宗の役割

つぎに真宗信仰を入百姓定着の要因として積極的に評価している点である。現在までの入百姓研究の事例として取り上げられている主な地域の共通点として、村に入った入百姓の多くが北陸真宗門徒であった点、入百姓の繰り出し

や彼らの世話に真宗寺院や僧侶が関わった点、があげられる。しかし、これをもって真宗信仰に導かれた勤勉な態度と努力で本百姓として村に定着した、と理解するのは拙速であろう。特に、戦前の入百姓研究から真宗の精神性を示す典拠史料として登場する「入百姓発端之記」の取扱いについては注意を払うべきである。真宗という宗門に帰属する寺院の記録には、寺院や宗門の利害、教化や信仰といった側面が現れていることは必然であるからである。これまでに、真宗僧侶の書いた文章の内容から入百姓の心性をみいだすことも行われ、しばしば入百姓は感傷的な物語として語られている要因にもなっている。ここで一度、「入百姓発端之記」を離れて、寺院や宗門から距離のある立場の者が記した史料から真宗と入百姓の関わりについて確認する必要がある。

筆者は平成十四年（二〇〇二）茨城県の自治体史『牛久市史 近世編』において、下総国関宿藩の常陸国信太郡領における北陸真宗門徒の入百姓取立を検討し、真宗僧侶による入百姓取立地の土木普請を確認している。⁽⁵⁹⁾したがって、舟橋らと方向性をここでも共有する。本研究では真宗から距離を取った史料に基づいて、入百姓自身や彼らの世話をする真宗僧侶よって行われる荒地起返や普請といった活動の実態に注目しながら、真宗と入百姓の関わりを検討してゆくこととする。

4 荒地の有効性

最後に、村の耕作地利用の点である。平野により戦略的農村「荒廃」が明らかにされて以降、農村「荒廃」期における入百姓取立の理解は進展していない。村の耕作労働力である百姓を減少させてまでも貢租の荒地引を求めた村が、敢えて入百姓取立を行っている理由を、耕作放棄地である荒地から理解しなければ、いままでの入百姓像を根底

から見直すことはできない。また、入百姓取立地が畑地の多い北関東に所在するにもかかわらず、田地を中心に入百姓取立を検討しては実態を見誤ることにつながるだろう。

畑地への注目はすでに秋本や阿部昭によってなされていた。しかし、彼らは結局米作中心の評価によって農村「荒廃」論を強化してしまった⁽⁶⁰⁾。小野寺は、報徳仕法が行われた村の田畑面積の変遷を追い、田地は減少してゆくなかで、畑地は元禄期の面積が維持され、文政期で一戸あたり一町歩の畑地を所有していたことを確認した⁽⁶¹⁾。曾根も、下野国芳賀郡山本村の事例で畑地徴租の安定性を指摘している⁽⁶²⁾。また、有田は、報徳仕法においては米作を原則としながらも、安定的な収益が期待できる地目・作目を選んでいたことを示している⁽⁶³⁾。平野も、農村「荒廃」期における耕地利用の柔軟性を明らかにしている⁽⁶⁴⁾。このような畑地と入百姓の関わりに注目し検討すれば、農村「荒廃」期における入百姓取立の本来の意義が抽出できると考える。

また、現在までの入百姓研究は、北関東の地勢的特徴、換言すれば彼らが入った村の農地の特徴を念頭に置いて理解しようとする試みが少ない。いままでの歴史地理学における入百姓研究も、五来や坂井の影響が強く、中川が真宗門徒と他宗檀家の村落景観の差異を示していたように、入百姓の信仰を意識したものであった。したがって、北関東の地勢的特徴を確認しながら、荒地の有効性と入百姓取立地の関わりを検討してみることにする。

以上、入百姓に対する研究史の問題点を指摘し、それを克服するための四つの視点、欠落・再開発人材・真宗・荒地利用を掲げた。これらの入百姓の活動実態の検討を通して、近世村落の再開発における労働力の確保と荒地の有効性を説明することにより、従来、農村「荒廃」期における「復興」策として取立が行われ、近世社会における没落百姓の経営回復過程と見做されてきた入百姓像の転換を図り、農村「荒廃」論の見直しを目指すこととしたい。

第四節 本研究の構成

本研究は序章と結章、および以下の本論四章によって構成する。

序章では、既述の通り本研究対象の定義を確認し、研究史上の位置づけと問題点を明らかにする。

第一章「近世後期の百姓欠落と他国稼ぎ―加賀藩百姓の北関東への入百姓を事例に―」では、欠落や他国稼ぎが労働力としての百姓移動を可能にする手段であり、他領へ定着する契機となっていたことを、入百姓取立の検討を通じて確認する。

第二章「開発者としての入百姓―常陸国行方郡麻生藩領の事例から―」では、農村「荒廢」期の実態と入百姓の役割を常陸国麻生藩領の村から検討し、入百姓取立は人口増加の側面より荒地起返に重点を置いた、地域の再開発を担う人材確保としての側面があったことを提示する。

第三章「入百姓世話方としての真宗僧侶―常陸国谷田部藩領を主な事例として―」では、入百姓誘致に関わった真宗僧侶の活動の実態から、真宗門徒の精神性に求められてきた入百姓の定着理由を再検討する。

第四章「近世後期の荒地起返と林畑―常陸国谷田部藩領小野崎村における入百姓の活動―」では、一般に何の富も産み出さない無産の地とみられがちな荒地の有効性を、農村「荒廢」期における入百姓との関わりから導き出す。

結章においては、四章にわたる検討を総括して、近世農村「荒廢」論を入百姓という村の外から入ってくる人々の視点で再検討した到達点を示すとともに、従来の入百姓像を歪めてきた要因を探り、本研究の成果を改めて確認する。それを踏まえ、今後の近世全体を通じた入百姓研究の課題と展望について述べる。

〈註〉

- (1) 農村「荒廃」論の主な研究としては以下のものがある。長倉保「関東農村の荒廃と豪農の問題」(『茨城県史研究』第十六号、昭和四十五年)のち『幕藩体制解体の史的研究』(吉川弘文館、平成九年)、秋本典夫『北関東下野における封建権力と民衆』(山川出版社、昭和五十六年)、長谷川伸三『近世農村構造の史的分析』(柏書房、昭和五十六年)、阿部昭『近世村落の構造と農家経営』(文献出版、昭和六十三年)など。近世「農村」荒廃論については、坂本達彦による端的な研究史のまとめがある(木村茂光監修・歴史科学協議会編『歴史学用語辞典』東京堂出版、平成二十四年)。
- (2) 田中圭一『日本の江戸時代』(刀水書房、平成十一年)、平野哲也『江戸時代村社会の存立構造』(御茶の水書房、平成十六年)。
- (3) 風早八十二編・解題『全国民事慣例類集』(日本評論社、昭和十九年)。
- (4) 『国史大辞典』(吉川弘文館、明治四十一年)。
- (5) 『日本国語大辞典』第二卷(小学館、昭和四十八年)。なお、平成十二年刊行の第二版でも記載は踏襲されている。
- (6) 『国史大辞典』第一卷(あーい)(吉川弘文館、昭和五十四年)。
- (7) 菊地利夫『新田開発 下巻』(古今書院、昭和三十三年)。
- (8) 『香川県史 第十巻 資料編 近世史料Ⅱ』(香川県、昭和六十二年)。
- (9) 小野武夫編『近世地方経済史料第一巻』(近世地方経済史料刊行会、昭和七年)。同内容は小田吉之丈編著・若林喜三郎校訂解説『加賀藩農政史考』(国書刊行会、昭和五十二年)にもみられる。
- (10) 「上田源助品々留帳」享和元年二月(『加賀藩史料』第十一編、清文堂出版、昭和四十五年)。
- (11) 「旧記等」天保十二年六月(『加賀藩史料』第十五編、清文堂出版、昭和四十五年)。

- (12) 重松篤大夫・増田補親編『尾州藩古義 大垣藩座右秘鑑』(大衆書房、昭和四十七年)。
- (13) 荒井顕道編・滝川政次郎校訂『牧民金鑑』上巻・下巻(誠文堂、昭和四十四年)。
- (14) 太田武和編『牧野貞喜 一名寛信君事跡』(太田武和、明治四十二年)、のち笠間史談会が昭和五十三年に復本。
- (15) 『栃木県農業経営方法共進会報告』(栃木県農会、明治四十二年)。
- (16) 『大正七年茨城県贈位者事蹟』(茨城県、大正九年)。
- (17) 『二宮尊徳全集』第一巻〜第三十六巻(二宮尊徳偉業宣揚会、昭和二〜六年)。
- (18) 中央社会事業協会社会事業研究所編『墮胎間引の研究』(中央社会事業協会社会事業研究所、昭和十一年)。
- (19) 本庄栄治郎『日本人口史』(日本評論社、昭和十六年)。
- (20) 高橋梵仙『日本人口史之研究』(三友社、昭和十六年)。
- (21) 五来重「北陸門徒の関東移民」(『史林』第三十三巻第六号、昭和二十五年)。
- (22) 日向野徳久「近世農民移動の研究」(『下野史学』第六号、昭和二十九年)。
その後、日向野は「下野における近世の農民移動―北陸門徒を中心にして―」(『新地理』第五巻第三号、昭和三十二年)、「真宗教団の農民教化」(『栃木県教育史第二巻』国書刊行会、昭和三十二年)、「農村荒廃と入百姓政策」(『栃木県史しおり』栃木県教育委員会事務局県史編さん室、昭和五十年)で入百姓について言及している。
- (23) 逆井孝仁「近世幕領における人口政策の一考察(一)……下總國結城郡恩名村の例について」(『同志社大學經濟學論叢』五巻四号、昭和二十九年)、「近世幕領における人口政策の一考察(二)……下總國結城郡恩名村の例について」(『同志社大學經濟學論叢』五巻六号、昭和二十九年)。
- (24) 坂井誠一「越中門徒の北関東移住」(『越中史壇』第二十三号、昭和三十七年)。

- (25) 坂井誠一「常陸国稲田西念寺の入百姓史料」(『地方史研究』第十二卷六号、昭和三十七年)。
- (26) 坂井誠一「北陸門徒農民の北関東・東北移住」(『上越教育大学研究紀要』第二号、昭和五十八年)。
- (27) 竹内慎一郎『北陸農民の関東東北移住』(入善町文化会、昭和三十七年)。
- (28) 堀一郎『宗教・習俗の生活規則―日本宗教史研究Ⅱ』(未来社、昭和三十八年)。
- (29) 岩崎敏夫『本邦小祠の研究・民間信仰の民俗学的研究』(岩崎博士学位論文出版後援会、昭和三十八年)、のち『東北民間信仰の研究 続(岩崎敏夫著作集5)』(岩田書院、平成五年)。
- (30) 田辺一郎「米沢盆地における宗教移住集落―越後からの法華宗移民―」(『東北福祉大学論叢』第八号、昭和四十四年)。
- (31) 椿真智子「法華宗移民における同化過程の考察―米沢藩椿村を事例として―」(『歴史地理学』第一三八号、昭和六十二年)。
- (32) 秋本典夫「北関東の荒廃とその復興策―芳賀郡における幕府の入百姓政策を中心として―」(『宇都宮大学学芸学部研究論集』第十五号第一部、昭和四十年)、「幕末期における農民闘争―下野国芳賀郡真岡地方の場合―」(『宇都宮大学学芸学部研究論集』第十六号第一部、昭和四十一年)、のち『北関東下野における封建権力と民衆』(山川出版社、昭和五十六年)。
- (33) 小室昭「笠間藩の化政改革―農村対策を中心として―」(『茨城県史研究』第七号、昭和四十二年)。
- (34) 小室昭「一村方騒動とその歴史的背景について―笠間藩領茨城郡犬田村の事例」(『茨城県史研究』第二十四号、昭和四十七年)。
- (35) 小野寺淳「北陸農民の北関東移住」(『地理と歴史地理』歴史地理学紀要二十一、昭和五十四年)。
- (36) 中川正「集落の性格形成における宗教の意義―霞ヶ浦東岸における二つの集落―」(『人文地理』第三十五卷第二号、昭和五十八年)。
- (37) 高橋梵仙「幕府三代官の人口増殖政策」(『大東文化大学紀要 経済学部』第三号、昭和四十年)。
- (38) 本庄栄治郎『本庄栄治郎著作集第五冊 日本社会史 日本人口史』(清文堂出版、昭和四十七年)。

- (39) 岩本由輝 「北陸浄土真宗信徒の関東移民―相馬地方への移民の前史として―」(『相馬郷土』創刊号、昭和五十七年)。
- (40) 岩本由輝 「北陸浄土真宗信徒移民への金沢藩の対応―相馬地方への移民を外からみる―」(『相馬郷土』第二号、昭和五十八年)。
- (41) 岩本由輝 「浄土真宗信徒移民の経路についての一考察」(『山形大学紀要(社会科学)』第十九卷第一号、昭和六十三年)。
- (42) 曾根総雄 「北陸門徒農民の北関東移住」(『東海大学紀要文学部』四十二、昭和五十九年)。
- (43) 曾根総雄 「移住農民」の農業経営について―下野国芳賀郡山本村の場合―」(『東海史学』第二十号、昭和六十年)。
- (44) 有元正雄 「北陸門徒の入百姓と寛政改革」(『日本歴史』五五五号、平成六年)、のち『真宗の宗教社会史』(吉川弘文館、平成七年)。
- (45) 舟橋明宏 「村再建にみる「村人」の知恵」(渡辺尚志編『新しい近世史四村落の変容と地域社会』新人物往来社、平成八年)、のち舟橋明宏『近世の地主制と地域社会』(岩田書院、平成十六年)。
- (46) 早田旅人『報徳仕法と近世社会』(東京堂出版、平成二十六年)。
- (47) 松尾公就 「尊徳仕法の広がりネットワーク」(小田原近世史研究会編『近世地域史研究の模索』岩田書院、令和四年)。
- (48) 有田博之 「報徳仕法における農業生産基盤の整備」(『農村計画学会論文集』三卷一号、令和五年)。
- (49) 『益子町史 第三卷 近世資料編』(益子町、昭和六十二年)。
- (50) 宮崎克則『大名権力と走り者の研究』(校倉書房、平成七年)。
- (51) 秋山伸一 「風斗出者の村々」(藤木久志他編『莊園と村を歩く』校倉書房、平成九年)。
- (52) 五島敏芳 「百姓成立と欠落」(『歴史学研究』七二八号、平成十一年)。
- (53) 吉田伸之『近世都市社会の身分構造』(東京大学出版会、平成十年)。
- (54) 「本誓寺文書」(栃木県立文書館写真版)。

(55) 註(42)。

(56) 註(35)。

(57) 註(54)。

(58) 註(2)平野著書。

(59) 田海(井上)幸子「入百姓と浄土真宗」(『牛久市史 近世』牛久市、平成十四年)。

(60) 農村荒廃論を牽引した秋本典夫は荒廃からの復興要因のひとつとして、幕府代官による畑方商品作物の奨励を指摘しながらも、米作中心の視点は崩さなかった(註(1)秋本著書)。阿部昭は、近世後期における下野国農村の畑作・林業地帯を対象に商品生産と流通の詳細な分析をしているにも関わらず、近世後期の農村「荒廃」状況は米作を中心に理解している(註(1)阿部著書)。

(61) 註(35)。

(62) 註(43)。

(63) 註(48)。

(64) 註(2)平野著書。

第一章 近世後期の百姓欠落と他国稼ぎ―北関東における加賀藩領百姓の入百姓取立を事例に―

はじめに

本章は、欠落および他国稼ぎが、近世後期において諸国にわたる労働力としての百姓移動を可能にする手段であり、百姓が他領へ定着する契機になっていたことを、北関東における加賀藩領百姓の入百姓取立を事例に明らかにするものである。入百姓とは、近世において耕作放棄地が多い村に他村から移住し、これを耕作した百姓を示すとされる⁽¹⁾。労働力としての百姓移動は、年季奉公人など中長期の期間労働者を中心に検討されてきたが、吉田伸之は、そこから脱落して都市に滞留する日用に着目し、近世という段階における労働力を総体的に捉える視座を提示した⁽³⁾。ただ、吉田やそれを継承した研究は⁽⁴⁾、都市における労働力への関心から都市へ集積する百姓を素材としており、都市や町場以外の百姓労働力が堆積する農村には検討が及んでいなかった。入百姓は、そのような研究の欠を埋める素材になり得る可能性を有する。加えて吉田らは、日用の発生要因を、出稼ぎや経営破綻した零落百姓が活計の道を求めて欠落し、都市に流入するところに求めているが、以下のような研究状況を踏まえれば再検討の余地があるといえる。

確かに、「走り」や「出奔」などと表現される百姓欠落に関わる一九八〇年代までの研究は、この行為を年貢負担に耐えかねた百姓の逃亡で農村「荒廃」の一因となった、あるいは彼らの幕藩権力に対する消極的な対抗、と理解してきた⁽⁵⁾。しかし、それらは必ずしも百姓欠落の実態を踏まえた見解ではなかった。

九〇年代に至って、具体的に近世の欠落の内実を考究する研究が発表された。近世前期の「走り者」の実態を検討した宮崎克則は、欠落が「開発経済に規定された労働力移動」であるとし、積極的に経営改善を試みる百姓移動の手段であったことを示した。⁽⁶⁾ 宮崎の研究をうけて秋山伸一は、「風斗出者」と呼ばれる近世後期の百姓欠落を検討し、欠落をめぐる村と領主間の文書内容の乖離を課題として残しつつも、欠落百姓の帰村時における村の柔軟な姿勢を示し、労働力移動としての欠落が近世後期でもみられるとした。⁽⁷⁾ 五島敏芳は、秋山が課題として残した欠落をめぐる村と領主間の文書内容の乖離の実態を検討し、経営困難となった欠落百姓の続発は村の存続も危うくするため、村や領主は負債が精算できるまで、百姓を一時的に欠落させる、経済的再起手段としての虚構的な欠落の存在を指摘した。⁽⁸⁾ 欠落は、必ずしも百姓の没落からのみなされる消極的なものだけではなく、労働力移動や再起を期すための方法であった場合があったのである。⁽⁹⁾

ただ五島は、近世後期には新田開発や再開発の減少に伴い、宮崎が明らかにしたような、前期でみられた経営改善を目的とする労働力移動としての欠落で改善が得られる保証が縮小し、村で経営が成り立たず離村をする百姓欠落に変化していったとも述べる。同様の見通しは、宮崎自身によっても示されていた。

しかし、かかる見解には以下の問題点がある。第一に、近世後期に新田開発や再開発が全く行われなくなった訳ではない。江戸の後背地である北関東では、商品経済の発展に伴い、百姓が労働力として都市へ流入し、耕作人が減少した農村「荒廃」期とされる寛政期ごろから、入百姓取立による農地の再開発を行った領主が多くみられる。⁽¹⁰⁾ この入百姓は近郊のみならず遠方からも誘致された。つぎに、宮崎の検討対象は近世前期の比較的近距离間の百姓移動で、秋山・五島は専ら欠落百姓が帰村する様相を検討した。だが、これらの検討では、遠距離移動の上、移動先で定着した入百姓のような者への検討までには及ばず、近世後期における他国稼ぎや百姓欠落による労働力移動の実態を理解

するには不十分である。

以上のような問題点克服のため、加賀藩領百姓の耕作外稼ぎに関する規定、文書運用による村の百姓管理、欠落百姓への対応、という仕法と百姓の動向を確認し、続いて欠落百姓とされる入百姓が北関東の他領村へ移動・定着する様子を検討することで、冒頭の課題に迫ってゆくことにしたい。

第一節 奉公稼ぎ

1 奉公稼ぎの前提

まず、加賀藩では耕作以外の百姓の稼ぎを如何に規定したのかについて確認する⁽¹¹⁾。寛延二年（一七四九）藩の改作方から他藩の大庄屋に相当する十村に出された金沢を出先とする百姓の奉公に関する指示の内容に、①百姓が耕作に出精せず年貢米不足となった場合、村役人は当該百姓の生活状況を検討し十村の指図を受け、状況次第で奉公に出し給米で年貢不足を補うこと、②奉公により生活力が回復した百姓は再び村に落ち着かせ耕作に従事させること⁽¹²⁾、がみえる。奉公先は金沢であるから、武家または町方と理解できる。年貢米納制では、百姓の職分の根幹は年貢地である田畑の耕作にあり、年貢米不足時に限りそれを補完する耕作以外の稼ぎが必要であった。耕作放棄につながる長期の奉公は許されなかった。すでに、寛文三年（一六六三）公事場から領内町方・村方に対し、奉公は原則一年季とし年季明け後は居住地へ戻ることを申し渡すことを求めた⁽¹³⁾。

しかし、これはあくまで原則であった。寛文六年（一六六六）子供が多い一家では人手が過多となり十年も奉公を

延ばしている例があり、恒常的に稼ぎへ出したいため、この場合に限り、村の肝煎による「召抱無構旨書付」を提出すれば、世襲的な奉公人となることを許可する旨が公事場を通じ郡奉行へ申し渡された⁽¹⁴⁾。

藩側にも武家奉公人の安定的な供給を必要とする事情があった⁽¹⁵⁾。延宝六年（一六七八）算用場が武家奉公人不足に関して郡奉行らへ発した命令には、つぎの内容がみえる⁽¹⁶⁾。春は一年季と定められた奉公人の入替え時期であるが、郡中から各奉公先へ出るべき百姓が理由なく村に留まっていた。近年は作柄が良く百姓も村で休み無駄に過ごしているという。奉公すべき者はすぐ奉公に出るよう申し渡し、耕作の人手がないなど理由がある百姓は、十村が吟味すべきである。以上の命令の内容から、藩が百姓に対して年貢米納制を支える耕作者の役割以外に、人手不足を補う労働力の役割も期待していたことがわかる。年貢不足時の補完的稼ぎと奉公を規定しながらも、村を起点に百姓の労働力が領内循環している状態が、藩にとって好ましい姿なのである⁽¹⁷⁾。

しかし、十八世紀後期に十七世紀後期と逆の方向で理想型は崩れていた。安永六年（一七七七）算用場から郡方の改作奉行に対する申渡の前段には、つぎの内容が記されている⁽¹⁸⁾。武家奉公や町方奉公の百姓が多くなり、村の耕作者が不足し、耕地の手入れが行き届かなくなっている。男女百姓とも村の生活より、町方での奉公を好む世相となり、村方の百姓も農業を等閑にするようになった。作柄の良し悪しは天候次第だが、天候がそれなりでも田畑の手入れは行き届かず、耕作に精を出す百姓は少ない、という状況になった。算用場のこの認識は、農政を担う郡方の改作奉行にも共有され得るもので、当該期の農村の実情を反映したものとみななければならない。藩が求めた村を起点に百姓の労働力が領内循環している状態は達成されていなかったのである。

2 奉公稼ぎの文書

〈請合状〉

加賀藩領の百姓の奉公による離村には、請状など身許保証文書が必要とした。奉公の際、百姓が雇傭主と文書を取り交わす規定は、慶長六年（一六〇一）の定に「百姓奉公に出候は、月年を究、互之書物にて可相定候」とあり、近世初頭からみられる。しかし享保期以後、武家奉公人の不足により請状を所持しない身許不明・居住地不定者も武家奉公人として雇傭されていた。⁽²⁰⁾ 武家奉公人の身許保証に関する文書運用は弛緩していた。

寛政三年（一七九一）以前、加賀藩は、武家奉公人の雇傭には「御家中并又家中之者等奉公人相置候節早速両請人取置、請人之内故障等有之節は早速代人立替可申儀、且又暇を出来家来請合状、請人判形は消候共證文は相返不申、先主人方に指置可申」と、①請人二名の「請合状」が必要で、②請人に問題があれば変更し、③暇を出す時「請合状」の請人印は無効とする。④「請合状」本紙は奉公人に返却せず主人側に置いておくことを命令する触を出していた。しかし、寛政三年頃には遵守されず、雇傭から数日経ても、請人に問題が生じても、「請合状」の作成・改訂が遅れたり、主人は「請合状」の内容確認を怠ったり、奉公人の名前が間違っている場合もあった。奉公人に問題が生じた場合、公事場に請人を呼び出すために、請人名を主人に尋ねても、「請合状」が見当たらずわからないと申し立てる。以上のような問題を踏まえ同年、公事場奉行は年寄を通じて家臣に対する再触を求め、年寄はこれを認めた。⁽²¹⁾ 以上のように、武家奉公人の雇傭に伴う「請合状」作成の制度はあったものの、その運用は十八世紀末頃には厳密なものではなくなっていた。

〈送状〉

つぎに「請合状」以外の身許保証文書を検討する。安永六年（一七七七）藩の年寄が務める御用番が算用場に対し以下の達を求めた。郡方の百姓が、町や寺社門前で家を取得しようとする、あるいは借家を営む場合、村方奉公をする場合、「主人之紙面に而は不致承知、都而居在所裁許之者より之送を以指置候様致度」と、雇傭主が記す文書ではなく「居在所裁許之者」、すなわち十村が記す「送」（史料上は「送状」「送紙」とも表される）をもって居留を認めたい、とした。算用場はこれに従い、改作所から十村に申し渡された⁽²²⁾。

十村が記す「送」は、町方の奉公をする百姓にも発給されており、これを受けず町方に留まる百姓がいるため、寛政六年（一七九四）奉公を望む百姓は十村に断った上で、郡奉行・改作奉行に申し出て、十村が「送紙」を発給することとなった⁽²³⁾。

このような取り決めにも関わらず、雇傭主が記す「送状」が、効力を持つ実態があった。寛政十一年（一七九九）藩の重臣から定番頭に宛てた付札からその様子がうかがえる⁽²⁴⁾。村へは「稼」をすると告げて金沢へ出た百姓が武家奉公人となり、金沢で家を求めたいと主人に伝え、主人から「送状」を得た。家を得た後に奉公を辞めたものの、旧主の「送状」が手許にあるため、その後も家を替えることができた。この百姓は「村方者御当地へ稼に罷出候躰に申延置、人別帳にも離れ不申」と、村に対し「稼」で金沢へ出ると説明したため、人別帳から離れていない。それにも関わらず金沢で家を得たことを「不埒至極」として公事場より処罰を受けたが、家の取得に際し「送状」が有効性を発揮した実態は確かにあった。本来「送状」とは申し送りをする文書であるが、百姓が文書を持っている限り身許保証文書として効力があつたことが理解できる。この事例では、奉公とは異なる「稼」という労働形態にも注目しておくたい。それは、「稼に罷出候」と申告すれば「人別帳にも離れ不申」行える離村労働であった。

〈奉公人座〉

享和元年（一八〇一）二月、郡奉行は「諸郡召仕候男女奉公人は迄縮方無之、其中に者流浪者杯不計召置」と、これまで村方奉公の百姓を管理しておらず、身許不明な流浪者を雇傭することがあったため、十村組毎に奉公先を斡旋する奉公人座の設置を命じ、座は村発給の「送紙」を持参しない百姓に対し奉公先を紹介しないこととした⁽²⁵⁾。享和元年十二月には、百姓の奉公先十村から出身地十村に対し、すでに奉公をしている者の「送り紙」の早急な発給を求める文書がある⁽²⁶⁾。そこには「今年御仕法相立可申、送り紙面調様相知申間敷義与奉存候ニ付御仕法之案文写進申候、且又村役人手前江一門等之内請人取置、右紙面指出申御仕法ニ御座候に付、為念此義も申進候」とあり、「送り紙」発給は今年からの藩の仕法で書き方が分からないであろうと、十村相互間で案文の情報交換をしている様子が読み取れる⁽²⁷⁾。また「送り紙」は、事前に親類等から請人を取り、その後「送り紙」を村役人が発給することも記されている。奉公人座は、一年九ヶ月後の翌年十一月に廃止となり不明な点が多い。座の頭も未詳で、村役人級の者と考えられている⁽²⁸⁾。

奉公人座の廃止後も百姓の奉公に関する藩の規定は奉公人座のものに基づいていた⁽²⁹⁾。したがって村役人の「送紙」発給は継続している。文化三年（一八〇六）十村らは「送状」を用いた百姓の奉公や「稼」時の人別管理について協議していた⁽³⁰⁾。そこでは、武家奉公の身許を保証する「請合状」と「送紙」が二通一組で扱われていたことがわかる。それは、村役人の「送紙」に十村は奥書を据え、これを証拠に雇傭主は百姓を雇う。請人は村・町一人ずつ立て、「請合状」に「送紙」がある旨を書き入れ帳面に仕立てる、というものであった。それでも、村役人発給の「送紙」を得ず町方に居留まる百姓がいた様子が協議内容からうかがえる。

村方を離れる武家奉公では、旧主の「送紙」が離職後でも効力を持つ実態があり、百姓の金沢における住居獲得に

つながった。したがって「請合状」であれ、村役人発給の「送状」であれ、文書運用だけでは、武家や町方・村方で奉公や「稼」をする百姓の管理を徹底することは難しかったのである。

第二節 稼

1 日用稼ぎ

先に、労働目的での百姓離村に奉公のほか「稼」があったことをみた。「稼」は、離村後も村の人別帳に記載され続けることからわかるように、農業の合間に一時的・短期的に行われる商いや日用などの農間稼ぎとして扱われていたと理解できる。

藩は、当初農業に従事しない無高百姓を対象に農間稼ぎについての規定を設け、これを推奨した。寛文十年（一六七〇）算用場が郡奉行へ示した、宿方・浦方・浜方・山方に所在する無高百姓の稼ぎ方奨励策の内容は以下のようなものである。⁽³¹⁾これら地域の無高百姓に助成のため米を貸与したが、貸与米がある間は何の稼ぎもしない者たちがいた。これでは貸与米払底後の生活に差し詰まるため、越中国に日用頭を置き、仕事がない無高百姓は日用をすること、男女問わず奉公ができそうな者は奉公に出ること、山や浜仕事に従事する無高百姓は、悪天候時に「縄・俵・持籠・ぎうり・わらんじ等」の家内製作をすること、を提示している。藩は領内を循環する労働力として奉公百姓を活用しようとしたように、日用は耕地がない地域の無高百姓への授産と考えていたのである。

近世初頭の寛永十二年（一六三五）藩の重臣らから領内の町方に対し、奉公・日用の他国稼ぎの規定が出されている⁽³²⁾。これによると、町人・百姓を問わず他領へ奉公・日用に出ることは原則禁止だが、商いなどの奉公で他領に出た場合は、一年ごとの帰国を定めており、他領に何年も留まれば親類共々処罰するとしている。近世初頭から他国稼ぎは、江戸屋敷等への武家奉公もあることから必ずしも全面的に禁止されていた訳ではなく、一定の規定の下、何年も他国へ留まる者が禁止対象に想定されていた。他国への日用期限は、万治三年（一六六〇）藩が直臣や町方に対して出した日用雇傭の定に「他國へ召連候日用、上下五十日定之日限越候は、曲事に可被仰付候、但、雇主人断候は、日限相延候共不苦事」とみえる⁽³³⁾。雇傭主と一緒に他国へ出かける日用の期限は五十日であったが、主人の申出により延長もできた。かかる定は、武家や町人に対し繰返し藩より出された⁽³⁴⁾。主人と一緒にならば、家臣の諸用や商用の日用として、百姓は領外へ出かけられたのである。

正徳五年（一七一五）算用場はこの頃から顕著になる武家奉公人不足の原因を以下のように理解していた⁽³⁵⁾。武家奉公より日銭稼ぎの棒手振となる百姓が多くなり⁽³⁶⁾、都合良く稼げるため武家奉公の百姓が減少した。また、日用で他領へ出かけている者が一年二年と他国へ居留まり、期限の五十日程で帰村しても程なくして再び他領へ向かっていた。

同じく正徳五年、藩の重臣は越中国新川の境奉行に対し、江戸における長期居留百姓が確認できれば書き送るよう達を出している⁽³⁷⁾。そこには、長期離村は許されていないにも関わらず、江戸屋敷付近に日用の領内百姓が大勢いると藩の重臣に伝わっており、京都でも同様で、咎めると彼らは「当分」や「一日過」と言い訳をしてくる、ということが記されている。江戸や京都に出て、日用となって長きにわたり居留する百姓が多数存在したことが知られよう。

3 離村百姓の居所把握

十村や村は離村百姓の居所を帳面で把握していた。越中国砺波郡城端村が藩の今石動氷見城端支配に対し、正徳三年（一七一三）に提出した「他国ニ居留申者共書上申帳」（以下、「城端村書上」）には、百姓らの離村状況が記されている。⁽³⁸⁾「かせぎ」のため津軽の鱒ヶ沢に居住する者や、四十年前に「かせぎ」で離村し移動先で妻子を持つという者なども確認でき、武家奉公人不足が顕著となった十八世紀前期には他領における奉公や農間稼ぎが広範囲で行われており、長期にわたり居留する者があった。また、この書上帳には、「便不仕」「書状差越」等、音信の有無も添えられる。音信の有無の記載は、居所の把握が離村百姓本人からの便りや申出に依存していた部分があったことがわかる。⁽³⁹⁾【表】。

文化元年（一八〇四）離村百姓が何処で如何なる稼ぎをしているのか、郡奉行は十村へ個々の状況を記した人別帳の作成を命じ、記載見本を付記している。⁽³⁹⁾見本は離村者各々に移動先・稼ぎ先を付し、家長と妻・悴以外離村しているという想定である。①村の個人へ「稼」をする者、②一年季武家奉公人、③金沢での「稼」の後、武家奉公人である足軽・小者になった者、④剃髪し村外に庵を結んだ者、⑤加賀藩家臣の譜代に召し抱えられた者、が見受けられる。正徳三年「城端村書上」と文化元年の人別帳の見本から、藩は農事を百姓の根幹とし、また労働力として領内を循環する百姓を求めていたにも関わらず、郡奉行は領外を含み奉公・日用の常態化を理解していたことがわかる。

郡奉行は文化十一年（一八一四）にも、百姓管理の徹底を十村に求めている。そのなかには、百姓の①無断離村、②町場における長期奉公、がみられ、③内証で縁付し村の人別を抜く願書を提出する者、④耕作不能の身体と申し出て村の人別を抜く願書を提出する者、などもいた。⁽⁴⁰⁾三十年後の弘化元年（一八四四）でも同様の状況があった。⁽⁴¹⁾時代

【表】正徳三年「城端村書上」にみる他国居留者

名前	離村時期	離村申出居所①	→居所②	連絡有無
山三郎	6ヶ年以前	江戸(かせぎ)	瀬戸物町 (手代奉公)	手代奉公仕罷在候
四郎七	5ヶ年以前	江戸(かせぎ)		便り不仕居所相知不申候
藤兵衛	7ヶ年以前	金沢	奥州(津軽鰯ヶ沢) (かせぎ)	兄方へ去年申越候
次郎右衛門	20年以前	京都(商売)	大阪(手代)	父存命中之内ハ状通仕候得共父九ヶ年以前ニ死去仕其後便も不仕候
辰兵衛	3ヶ年以前	上方(かせぎ)		其後便不仕居所相知不申候
嘉兵衛	26ヶ年以前	江戸(かせぎ)		便不仕居所相知不申候
次郎兵衛	40ヶ年以前	江戸(かせぎ)	下総ふかわ	妻子持居住仕申候
九右衛門	36ヶ年以前	江戸(かせぎ)		妻子持ち本石町二丁目ニ店借仕罷在候
次右衛門	20ヶ年以前	奥州(かせぎ)		津軽鰯ヶ沢居住仕申旨当春も書状差越申候
弥八	35、6年以前	下総鳥出(かせぎ)		捨ヶ念以来便不仕候
勘兵衛	14ヶ年以前	江戸(かせぎ)		書通も不仕居所相知申候
半右衛門	10ヶ年以前	江戸(かせぎ)		店借仕罷在候間ニ御座候へ共便不仕候

典拠：「城端町立図書館蔵文書」（城端図書館蔵、富山県公文書館写真版）

を下るにつれ奉公・日用ともに百姓の稼ぎが多様化してゆくなか、十村は郡奉行より百姓の管理徹底を求められるが、彼らの居留地の把握は煩雑になっていったと考えられる。

4 耕作日用賃高騰による農村回帰の動き

十八世紀後期から、百姓は町方での奉公や日用を好む世相となっていた。かかる世相のなか、能登国南部 口郡（羽咋・鹿島郡）では「郡村々手支候儀者不及承候處、村々年々人数乍相増、却而當時奉公人拂底」と、村の年貢収納には影響がなく村の人別は増加しているが、村方の耕作奉公人が払底していた。そこで天保十五年（弘化元年、一八四四）四月、口郡十村らは村役人の肝煎らに対し、奉公人取締方箇条書を申し渡した⁽⁴²⁾。彼らは、同年六月郡奉行・改作奉行宛に、百姓が耕作奉公を止めて耕作日用となることの禁止も請求している⁽⁴³⁾。そこにはつぎのよう

にある。

耕作等之日雇賃、近年猥に高料取請候様相成候二付、末々日雇取いたし候得者、割合宜敷与申成、奉公指止日雇取に相成申者不少、近く迄植付前・稲刈時節等手張候刻に而も男は一日米三升又者錢百五十文之日雇賃に而、女は同草等取申時節に而も四・五十文限之賃に候處、天保十二年之頃より俄に賃錢高くいたし、男者一日二百四・五十文、女者八・九十文も取申候

ここから、村の耕作日用賃が高騰し実入りが良いため、耕作奉公を止めて耕作日用となる百姓が多くなったこと、稲作時期に男は「一日米三升、又者錢百五十文」、女は草取り等で「四・五十文」までの日用賃だったが、天保十二年頃より男は「一日二百四・五十文」、女は「八・九十文」と倍増していることがわかる。四月の奉公人取締方箇条書にみられる耕作奉公人の給銀は、「一作奉公」で「上男七貫五百文・中六貫文・下五貫文、上女四貫文・中三貫文・下二貫文」であり、前記の日用賃ならば四十日程で一年分を稼ぎ出せる。このため耕作日用をしながら生活をする百姓が多くなり、村方人別は増加しても耕作奉公人が不足する状況なのである。

同様の状況は下野国芳賀郡でも認められる。天保八年（一八三七）の田植日用賃は百二十四文であったが、同十一年には三倍の三百六十五文となった。かかる日用賃の高騰により、農村「荒廢」期に町方奉公・日用で生活していた百姓が、村の耕作に目を向ける契機となり、自作地の耕作をしながら余剰労働力で稼げる耕作日用に雇傭形態が変化していったと考えられている。⁽⁴⁴⁾

全国的に天保の飢饉による不作で米価は高騰し天保十年頃に落ち着くものの、米価の高値は緩やかに幕末まで続

く。⁽⁴⁵⁾ 町方の生活を好む百姓もいるが、米価高が耕作日用賃を底上げするなか、加賀藩領でも耕作奉公人は不足するが、村の人別は増加しており、村の耕作日用も魅力的な「稼」の場となっていた。労働力は農村回帰の動きを示していたといえよう。

第三節 欠落認識の変化

1 帰還した欠落百姓への対処

つぎに加賀藩における欠落百姓、すなわち無断離村をし、村外に居留まり続ける者への対処について検討する。「走り」・「出奔」などと記される欠落百姓の取締は、加賀藩領では寛文六年（一六六六）ころより散見するが、⁽⁴⁶⁾ 欠落に対する詳細な仕法は、寛政期からみられ、⁽⁴⁷⁾ 天保期あたりまで欠落百姓の取扱に関する事例が多い。⁽⁴⁸⁾ 享和元年（一八〇一）改作奉行から十村への触は、⁽⁴⁹⁾ 一年ごとに欠落人の報告を求めたものであった。欠落人報告は三年様子をみてからというのが通例であったが、三年経過しては人別管理が紛らわしくなることと、欠落の報告を十村が引き延ばしているとの認識からである。十村が三年様子をみていたのは、長く領外へ稼ぎに出ている百姓の存在を考慮したものと考えられる。

文政十二年（一八二九）郡奉行は藩の重臣に対し、欠落百姓が江戸屋敷へ立ち戻った際には郡奉行の取調による穏便な処置を願っている。⁽⁵⁰⁾ すなわち、欠落百姓が他国で煩い江戸屋敷に戻った際には、その場で禁牢となり裁きを受けざるはずである。一方、郡奉行による欠落への対処は、村役人より欠落百姓の報告を受ければ、持高を取り上げ、何

年経ても居所が判明すれば領内外を問わず村に呼び寄せ、郡奉行所で欠落先や村における悪事の有無を調べ、罪を見極めて罰を与えていた。ただ、実態としては以下のような状況があった。

程能指宥申事故出奔之節公事場江欠落断も不仕候、尤宥之節詮議之上、持高如元相渡申分も御座候、且呼帰不申共奔人先者小前之百姓等作損或者病気等に而、難渋に迫出奔仕候類不少、年々百姓相減、畢竟手余り高出来仕候場に至り申儀も有之儀に付、奔人立帰候儀泥み相成不申様之取扱方、私共手前に而重々心得仕候儀に御座候

郡奉行は公事場へ敢えて報告をせず、欠落を咎めず郡奉行らで詮議をし、元の持高程度は渡すこともあった。不作や病気等で生活に難渋し欠落した百姓も少なくなり、年々百姓が減少し耕作手余地ができていく。よって、彼らの帰還が滞らぬよう郡奉行は重々気をつけている、と状況を説明している。したがって江戸をはじめ京都・大坂屋敷に帰還した欠落百姓について各屋敷で裁かず、村名と名前を聞き郡奉行へ引き渡して欲しい、というのが郡奉行の願意であった。

長く領外へ稼ぎに出ている百姓の存在を考慮し、十村は欠落についてすぐには報告をせず様子を伺い、郡奉行は耕作手余地を減らすためにも欠落後の帰村を許す、という名より実を取る欠落対応であった。これにより、藩・百姓ともに欠落を大罪とみなす意識は形骸化していったものと考えられる。⁽⁵¹⁾

2 越中国百姓の欠落

北関東の各領主による入百姓取立には、越中国砺波郡など加賀藩領の百姓が確認されているため、⁽⁵²⁾ つぎに越中国の百姓欠落に関する藩の対応を検討したい。天保十年（一八三九）三月、藩主前田斉泰を含む中枢部で越中国百姓の欠落が問題化した。重臣であった本多政和の覚書にはつぎのようにある。⁽⁵³⁾

御用之間へ罷出候處、先刻入御覽置候越中筋之者妻子召連越後筋へ離參仕候趣、改方へ三度より断之小紙被渡下、走り人に候はゞ御郡奉行可及届、稼ぎとして罷越候儀に候はゞ加様に大勢罷越候事は無之筈いかゞ之趣に哉、僉議候様御意に付應及御請候

越中国百姓が妻子を連れ越後国方面へ離村しているとの認識があった。藩主斉泰は、改方へ三度連絡を入れており、欠落ならば郡奉行が報告すべきで、「稼ぎ」で大勢が離村することはないはずであり、如何なる状況なのか、僉議を命じた。

数日後、本多は算用場奉行と会い現地調査をすることとした。⁽⁵⁴⁾ 現地調査の結果は、横目の後藤瀬兵衛が本多に翌年三月、つぎのように報告をしている。⁽⁵⁵⁾

御領國中走り人多有之様子風聞有之に付御鳥見へ申渡為承候處越中之分は別紙之通御座候、去々年暮より去年江懸候而は千人も有之夫とは少き旨右に付作方差支候儀は無之體、全體風聞程には無之旨等段々申聞

鳥見の者が現地確認をしたところ、藩には天保九年〜十年の暮れに千人ほどの欠落百姓がいると伝わったが、それよ

りは少なく耕作への支障はないという。別紙で報告された越中国三郡の欠落数は新川郡八十八人・射水郡九十八人(内女子二人)・砺波郡二百十九人(内女子三人)の合計四百五人であった。このほかにも欠落に関する風聞は本多のもとにあったが、年貢に直接影響を及ぼす「作方」に支障はなく、藩はこれに対策を講じなかった。

前述のように、郡奉行は耕作手余地充足のため、帰還を望む百姓には元の持高程度を渡すこともあり、藩・百姓ともに欠落を大罪とする意識は形骸化していったと考えられる。天保後期には耕作日用賃高騰による農村回帰の流れもあり、年貢収納に影響を及ぼす耕作に問題がなければ、藩の重臣ですら越中国における百姓の欠落発生を認識しながら、欠落百姓に寛大な郡奉行の対応を支持していたのである。

第四節 北関東の入百姓取立

1 常陸国への欠落

文化六年(一八〇九)四月、常陸国へ「稼」に出ていた加賀藩領の百姓の領内帰還をめぐって、郡奉行と砺波郡十村は書簡の往復をしていた。⁽⁵⁷⁾それによると、越中国砺波郡下吉江村肝煎宗兵衛の三男理八ら三名は常陸国へ「稼」に行き、前年十一月居在所へ帰還したところ、盗賊改方役所に捕らえられ郡奉行へ引渡となった。郡奉行は彼らを如何に処置すべきか十村へ意見を求め、以下のように述べた。

先以致難浚候とも勝手次第常州江致出奔候而者其村役人共穿鑿茂等閑ニ相聞得、次第ニ右躰之風俗致増長候而ハ

第一御縮方相立不申義、重々嚴重取縮申渡候而茂洩々ニ相越役義も有之、宗兵衛用捨ニ通候心得方有之候而ハ重々不届之到ニ候、いかが取縮いたし候ハ、以来之御縮方ニ相成候哉、誠ニ父母之国を見捨他国江身退候義者不輕趣ニ候、難洩ニ迫り身命難養より之事ニ候哉、一旦ニ難致会得風俗ニ相至難相弁候、孰急度以来之御縮方相立候様ニ面々遂詮義先内意之趣を以可申聞候

生活困窮者でも勝手に常陸国へ欠落しては、村役人たちの百姓管理が等閑に聞こえてしまう。また、かかる状況の増加は百姓管理の徹底を妨げるが、何度も嚴重な取縮の申渡を出したとしても管理から洩れることもある。肝煎である宗兵衛が三男理八の欠落を許してはこの上なく不届きとなり、如何にすれば百姓管理ができるのか。本当に父母の国を見捨てる欠落は重大なことである。生活困窮ゆえの欠落か、理解できない風俗となった。今後の百姓管理を十村らで詮議し意見を聞かせて欲しい、との内容である。

これに対し十村らは以下の返信をしている。⁽⁵⁸⁾常陸国については、いままでと異なる欠落が問題化しており、一昨年(文化四年)頃より藩領の生活困窮百姓が一家で欠落するようになった。この原因についてはつぎのようにある。

常陸之国農作仕候者共出奔仕御田地荒地ニ相成候所々多有之、因茲御仕法被立御收納方弛ニ被仰付、何国之者ニ而も出作相望申者二者任望ニ田地御渡起歸被仰付、殊之外渡世致安キ由取沙汰有之、砺波郡之内極難之者共追々及聞相羨罷越候

常陸国は百姓欠落による田地の荒地増加により領主は仕法を起こし年貢減免をし、どの領国の百姓でも出作を希望す

れば田地を渡し起返を命じている。そのためとても生活がし易く、砺波郡の生活困窮百姓はこれを聞きつけ羨み常陸国へ行っている、というのである。常陸国へ一家で百姓が欠落し、領主はどの領国の百姓でも出作を望めば田地を渡し起返を命じる、この措置は北関東における入百姓取立にほかならない。

以降の部分では十村たちが、百姓一家による欠落の増加は加賀藩領でも耕作人不足を招き荒地が増加する。そうすると何らかの仕法を郡奉行に求めなければならない。このことが気がかりだ、と述べている。同じ返信には、理八らの件の解決策も示されている。彼らは欠落ではなく「稼」として一家を伴わず単身で常陸国に入ったもので、厳科に処すれば「父母之國を相慕申」帰還する者が戻りづらくなる。彼らに常陸国への欠落者を白状させ郡奉行が帰還を命ずれば欠落も止むであろう、というのである。

また、十村らの返信の最後にはこのようにある。

併彼方ニおいても一通不成儀ニ候得者村方之者抔遣候而も中々容易ニ御返可被成共不奉存、勿論如何之故障出来可仕候共難斗奉存候間御役人被遣御引返可被下哉、於村方縮方仕候者幾重相考候而も外致方無御座

すなわち、常陸国の側にも複雑な事情があるだろうから、村役人を現地へ向かわせ、欠落百姓の返還を求めることは難しい。如何なる問題が発生しているか想像し難く、藩の役人を派遣し返還してもらうか、村方では如何すれば良いか考えても方法が見つからない、とある。領内でも百姓管理は難しかったが、他領へ行った百姓を管理することは、より困難であった様子⁽⁵⁹⁾がうかがえる。幕末まで北関東の入百姓取立は続くが加賀藩側からの引き返し要求は風聞のみであり、⁽⁶⁰⁾欠落百姓らは欠落先の常陸国で生活が安定し定着すれば誰からも咎められず田地が渡され高持百姓となる。

仮に生活の安定が図れずとも理八のように生国の加賀藩領へ帰還すれば、厳科に処せられることなく、元の持高程度は戻ってくる可能性があったのである。

加賀藩領には、このような常陸国での「稼」を百姓に勧める者が入り込んでいた。万延元年（一八六〇）越中国三郡の郡奉行は村に対し、領内に入り込んでいる他国稼ぎを勧める他国者を見つけ次第、取り押さえるよう申し渡した。⁽⁶¹⁾そこには「赤丸村江此間中他国者之体ニ候得共何方誰与も不申聞罷越、常陸国南部江罷越し候様申勧候様子ニ而中ニハ走り人ニ相成候者も有之、右ハ路銀合力もいたし遣候」とある。砺波郡赤丸村に現れた他国者と思しき人物は村人に常陸国南部に来ることを勧めている様子であった。これに応じた百姓には欠落者となる場合もあり、この他国者は旅費も補助しているというのである。確かに常陸国南部には麻生藩・関宿藩信太郡領など入百姓取立を行った藩があった。⁽⁶²⁾勧誘は「他国ニおゐて稼方も有之」と、下吉江村理八同様「稼」としてなされていた。

口入屋のような人物が越中国へ派遣され、⁽⁶³⁾旅費も補助する勧誘方法は、北関東の各領主が取立村を通じて入百姓に各種の手当てを与えていたことにも通じる。⁽⁶⁴⁾前述したように、好条件を示し、領内百姓一家を引き抜いていく北関東の入百姓取立に、郡奉行は五十年以上警戒させられ続けたのである。

2 高持百姓への取立機会

常陸国から帰還した理八は「出奔」、赤丸村の勧誘事例には「走り人」つまり欠落百姓を意味する語がみえたが、彼らは「稼」として常陸国へ赴いていた。「稼」は一時的・短期的な労働への従事であった。他方、文化六年（一八〇九）の十村から郡奉行への返信からは、常陸国への欠落百姓が入百姓となっていた事例が読み取れた。さらに以下の事例

を勘案すれば、入百姓は日用からも取立てられることがあったと理解するのが妥当である。⁽⁶⁵⁾

常陸国行方郡麻生藩領では文化年間に入百姓取立が開始された。霞ヶ浦沿岸の手賀村を皮切りに、出沼村・井上村など多数の村へ入った。入百姓の中心的な役割は荒地起返で、自らに宛がわれた耕作地のみならず、他の高持百姓の農地も起返した。⁽⁶⁶⁾ その井上村に越中国射水郡白川村出身の五十一歳の長蔵という百姓が、女房と二歳になる娘とともに在村していた。彼の人別に関わる願書が井上村の役人により記された。⁽⁶⁷⁾ それには「右之者拾ヶ年以前酉年当村江落着仕日雇渡世仕居候処、至極実体成者ニ御座候間、御帳面ニ組入御百姓出精為仕度奉致候」とある。長蔵は、この願書が記された弘化三年（一八四六）より十年前の酉年（天保八年）に四十一歳で来村し日用をしていた。真面目な人物で、村の宗門人別帳に入れ、村の百姓として登録し、耕作に精を出させたいと記している。願書は麻生藩役所と宗門改に関わるため隣村寺院の西蓮寺に対し提出されようとした。但し案文の宛先のうち藩役所は塗抹され、井上村が入百姓による開墾地高を調べた帳面に長蔵の名は見当たらない。⁽⁶⁸⁾ そのためこの文書通りことが運んだかは未詳である。ただ北関東の村では日用の加賀藩領百姓に対しても、条件さえ合えば高持百姓への取立機会があったのである。

なお、耕作日用から高持百姓への取立は加賀藩領内でも行われた。天保十四年（一八四三）越中国射水郡三日市村では、日用で来村した高岡開墾町の源七以下四名につき、以下の願書を改作奉行宛に提出した。⁽⁶⁹⁾ 「右之者共儀近年在所百姓中開作方手張候節、日雇ニ罷越今程開作方能手馴申ニ付、今般私共在所人別ニ相成開作仕度旨奉願申」と、耕作繁忙期、彼らは耕作日用として三日市村へ入った。村役人は彼らが耕作に馴れてきたため村の人別に加え、耕作をさせたいと願い出た。改作奉行はこれを許可している。

加賀藩では、十九世紀初頭の享和元年（一八〇一）、改作奉行より百姓の高方仕法が示され、日用が推奨された耕地のない村の無高百姓が高を得た場合は「入百姓」の名目で取立てられている。⁽⁷⁰⁾ 北関東の入百姓取立もまた、十八世

紀末の寛政期以降に確認されるのである。化政期を経て天保後期は米価の高値に牽引され、耕作日用賃が高騰した。このような経済状況にも促され、耕作者不足の村は、領内外を問わず、「開作」に手馴れた日用の百姓を、自村へ定着の可能性をもつ耕作人材として認識していたのであった。

おわりに

以上、欠落や他国稼ぎが近世後期に労働力としての百姓移動を可能にする手段であり、他領へ定着する契機になっていたことを、北関東における加賀藩領からの入百姓取立を事例として明らかにしてきた。加賀藩では、百姓の職分は年貢米納制を支える田畑の耕作にあり、彼らを村に定住させるのが基本方針であった。しかし、一方で町方における武家奉公人の必要性や、無高百姓の授産のための「稼」を必要としており、「稼」として縄などの製造とその販売という農間商いや日用が推奨されていた。藩は、このような村を起点とした百姓の労働力循環を理想としたが、十八世紀後期以降、町方での労働を指向する者が増えていった。村から町への百姓移動の際には身許保証の文書が必要とする場合があったが、それらの運用は必ずしも規定どおりになされたわけではなく、時代を経るにつれ弛緩していった。領内であっても、百姓移動を文書で把握することは困難であった。

原則禁止とされた他国稼ぎも、武家奉公や商用など雇傭主に伴われれば可能であり、他国稼ぎの期限毎に出入国を繰り返す者もいた。離村百姓の居所を把握する方法も自己申告に依存する部分があった。加賀藩の他国稼ぎ禁止の方針は、このように形骸化し、他国稼ぎをする百姓を把握する方法も不徹底なものであった。

加賀藩の欠落百姓の帰還に際しての対処は、手余地の充足を促すために寛大なものとなり、加えて天保後期以降の

耕作日用賃高騰による農村への百姓回帰は、藩が欠落百姓を厳しく取り締まる必要性を減退させ、年貢米納制を揺るがす重罪の欠落に対する認識も形骸化していった。そのような前提の上に、十八世紀後半より、百姓欠落による荒地解消のため、耕作地の起返需要を高めていた常陸国の各領主による積極的な入百姓取立があり、加賀藩領にまで勧誘に訪れる者があった。好条件で受け入れてくれ、「殊之外渡世致安」常陸国へ、欠落や日用によって移動する同藩百姓が確認できたのであった。近世日本の労働力としての百姓移動をより深く理解するためには、欠落や他国稼ぎによって農村に堆積する百姓を社会状況のなかで把握し直す試みが重ねられるべきであろう。

〈註〉

- (1) 史料上には「新百姓」・「新取立百姓」などの言葉でも現れる。
- (2) 主なものとして安良城盛昭『幕藩体制の成立と構造』（御茶の水書房、昭和三十四年）、速水融『近世濃尾地方の人口・経済・社会』（創文社、平成四年）がある。
- (3) 吉田伸之『近世都市社会の身分構造』（東京大学出版会、平成十年）。
- (4) 松本良太「江戸屋敷奉公人と抱元」（塚田孝他編『身分的周縁』部落問題研究所、平成六年）、森下徹『日本近世雇傭労働史の研究』（東京大学出版会、平成七年）。
- (5) 五島敏芳は、欠落に言及した従来の研究を「①村落自立性の問題・②幕藩領主への対応あるいは一揆の問題・③農村荒廃化現象あるいは労働力移動や都市人口の問題・④無宿・浪人等をめぐる治安維持や身分の問題」という4つの方向性に分類してい

- る（五島敏芳「百姓成立と欠落」『歴史学研究』七二八号、平成十一年）。
- (6) 宮崎克則『大名権力と走り者の研究』（校倉書房、平成七年）。
- (7) 秋山伸一「風斗出者の村々」（藤木久志他編『荘園と村を歩く』校倉書房、平成九年）。
- (8) 註（5）五島論文。
- (9) 森下も加賀藩江戸屋敷の武家奉公人の事例で、別の奉公場所を目指し江戸屋敷から欠落している点を指摘している（註（4）森下著書）。
- (10) 北関東における加賀藩領百姓の入百姓取立に関する先行研究には、五来重「北陸門徒の関東移民」（『史林』第三十三卷第六号、昭和二十五年）、坂井誠一「北陸門徒農民の北関東・東北移住」（『上越教育大学研究紀要』第2号、昭和五十八年）、岩本由輝「北陸浄土真宗信徒移民の展開」（『近代日本社会発展史論』ぺりかん社、昭和六十三年）などがある（序章参照）。
- (11) 加賀藩の奉公人規定の変遷については田中喜男による研究があり（『近世奉公人資格規制の変遷過程』『日本歴史』第一四五号、昭和三十五年）、同藩の武家奉公人管理組織については森下による研究がある（註（4）森下著書）。
- (12) 「改作方雜留」寛延二年二月（『加賀藩史料』第七編、清文堂出版、昭和四十五年。以下『加賀藩史料』の出版社・刊行年は同じ）。
- (13) 「御定書」寛文三年正月一四日（『加賀藩史料』第四編）。
- (14) 「廳事通載」寛文六年十二月十二日（『加賀藩史料』第四編）。
- (15) 百姓の根幹は耕作としながらも、武家奉公人不足時には必要数が村割りで宛がわれ徴発された（註（11）田中論文）。
- (16) 「司農典」延宝六年三月六日（『加賀藩史料』第四編）、「改作所舊記」延宝六年三月十八日（『加賀藩史料』第四編）。
- (17) すでに安良城が近世初期から領主は、百姓の農村と武家奉公との循環を採用していたと述べており（註（2）安良城著書）、同様の百姓循環は高木昭作も述べている（高木昭作『日本近世国家史の研究』岩波書店、平成二年）。

- (18) 『富山県史 資料編Ⅲ 近世上』(富山県、昭和五十五年)。
- (19) 「萬治已前御定書」慶長六年五月十七日(『加賀藩史料』第一編)。
- (20) 註(11) 田中論文。
- (21) 「政隣記」寛政三年三月廿九日(『加賀藩史料』第十編)。
- (22) 「岡部舊記」安永六年十二月廿四日(『加賀藩史料』第九編)。
- (23) 「御郡典」寛政六年四月(『加賀藩史料』第十編)。
- (24) 「政隣記」寛政十一年十二月十日(『加賀藩史料』第十編)。
- (25) 「眞館留帳抜書」享和元年二月(『加賀藩史料』第十一編)。
- (26) 註(18)。
- (27) 享和元年十月の送紙案文では、村毎に奉公百姓を一括記入し、内容は年令・旦那寺・村名・百姓、頭振の別・氏名である。村役人が「覚」として作成、奉公人座へ送ることとしていた(服藤弘司「奉公人座」『金沢法學』第一卷第一号、昭和三十年)。
- (28) 註(27) 服藤論文。
- (29) 註(11) 田中論文、註(27) 服藤論文。
- (30) 「上田舊記」文化三年(『加賀藩史料』第十一編)。「送紙」の内容が一部示されており、耕作の問題は村、公事の問題は郡奉行、それぞれが百姓を呼び出す。
- (31) 「改作所舊記」寛文十年四月廿六日(『加賀藩史料』第四編)。
- (32) 「慶長以來定書」寛永十二年正月七日(『加賀藩史料』第二編)。
- (33) 「廳事通載」萬治三年正月晦日(『加賀藩史料』第三編)。

- (34) 「慶長以來定書」寛永十二年八月廿六日(『加賀藩史料』第二編)、同寛永十四年閏三月五日、同寛永十四年閏三月廿一日、な
どにみられる。
- (35) 註(18)。
- (36) 村では十七世紀後半の延宝年間に無高百姓が自ら日用をする「自舞稼」がみられ、特に享保期初期には「自舞独立」が著しく
活発化している(註(11)田中論文)。
- (37) 正徳五年正月十二日(『加賀藩史料』第六編)。
- (38) 「城端町立図書館蔵文書」一・1・52(城端図書館蔵、富山県公文書館写真版)。
- (39) 「郡方御觸」文化元年正月二十六日(『加賀藩史料』第十一編)。
- (40) 「郡方御觸」文化十一年四月七日(『加賀藩史料』第十二編)。
- (41) 「郡方御觸」弘化元年十一月廿九日(『加賀藩史料』第十五編)。
- (42) 「大鋸文書」天保十五年四月(『加賀藩史料』第十五編)。
- (43) 「御郡典」弘化元年六月(『加賀藩史料』第十五編)。
- (44) 平野哲也『江戸時代村社会の存立構造』(御茶の水書房、平成十六年)。
- (45) 三井文庫『増補改訂 近世後期における主要物価の動態』(東京大学出版会、平成元年)。
- (46) 「改作所舊記」寛文六年十月十四日(『加賀藩史料』第四編)。
- (47) 「政隣記」寛政六年二月(『加賀藩史料』第十編)。
- (48) 欠落の取締と同様、奉公人請状などの人別書状の規定も天明期以前にはほぼみられない(註(11)田中論文)。
- (49) 「筒井觸留」享和元年正月廿三日(『加賀藩史料』第十一編)。

- (50) 「上田舊記」文政十二年十一月（『加賀藩史料』第十三編）。
- (51) 村方奉公の年季中に欠落した百姓が戻って来る事例がある。奉公先も欠落先が京都であると把握し、欠落期間は日用や商いなどに出ていると考えられる。奉公先に戻り次第仕事を再開しており、奉公先が欠落を強く咎めている姿勢はうかがえない（註(18)）。
- (52) 竹内慎一郎『北陸農民の関東東北移民』（入善町文化会、昭和三十七年）。
- (53) 「本多政和覚書」天保十年三月九日（『加賀藩史料』第十五編）。
- (54) 「本多政和覚書」天保十年三月廿一日（『加賀藩史料』第十五編）。
- (55) 「本多政和覚書」天保十一年三月廿二日（『加賀藩史料』第十五編）。
- (56) 本多のもとには「先達而以来申聞候走り人之儀又々申聞、當時所々に人を出し走り人指押候様子、右に付窮民彌致方無之、越中川上に餓死仕候者も有之體」など人伝てに欠落の風聞は届いていた（註(55)）。
- (57) 「五十嵐文書」一・3・35（富山県立図書館蔵、富山県公文書館写真版）。
- (58) 註(57)。
- (59) 加賀藩出身の入百姓の人別送状には出身村からのものは確認できず、彼らの旦那寺や北関東側の寺が作成している。笠間藩では真宗西念寺が入百姓を誘致したため、取立村には旦那寺から西念寺宛寺送状・西念寺から取立村への一札の二種類が残っている（『岩間町史 史料編』岩間町、昭和五十八年）。
- (60) 「入百姓発端之記」（『益子町史 第三卷』益子町、昭和六十二年）。
- (61) 『砺波市史 資料編2 近世』（砺波市、平成三年）。
- (62) 前掲註(10)・(59)、『牛久市史 近世』（牛久市、平成十四年）、井上幸子「開発者としての入百姓」（渡邊忠司監修『近世地

域史文化史の研究』名著出版、平成三十年（本稿第二章）。

(63) 笠間藩では暫く掃除手伝として西念寺に居留していた、越中国出身の長助と越後国出身の勝右衛門を越中国に派遣し入百姓取立の世話役を行っていた（坂井誠一「常陸国稲田西念寺の入百姓資料」『地方史研究』第十二巻六号、昭和三十七年）。

(64) 関宿藩信太郡領の入百姓取立では、百姓一軒につき領主側から手当金五両・小屋掛金一両一分二朱が支給された（註(62)『牛久市史 近世』）。

(65) 文政期、報徳仕法の荒地開発で活躍する破畑人足には、出稼ぎ百姓や入百姓出身者が多い（舟橋明宏『近世の地主制と地域社会』岩田書院、平成十六年、早田旅人『報徳仕法と近世社会』東京堂出版、平成二十六年）。

(66) 註(62)井上論文（本稿第二章）。

(67) 「高野家文書」六三六（茨城県立歴史館蔵）。

(68) 註(67)。

(69) 註(18)。

(70) 「上田源助品々留帳」「司農典」享和元年二月（『加賀藩史料』第十一編）。天保期にも入百姓の名目を使用する廻達が十村より出されている（『旧記等』天保十二年六月二十二日『加賀藩史料』第十五編）。

第二章 開発者としての入百姓―常陸国行方郡麻生藩領の事例から―

はじめに

本章は、農村「荒廢」期の実態と入百姓の役割を常陸国麻生藩領の村から検討し、入百姓取立は人口増加の側面より荒地起返に重点を置いた、地域の再開発を担う人材導入としての側面において行われことの確認を目的とする。

入百姓⁽¹⁾とは現在、近世において手余地や荒地といった、耕作が放棄された田畑が多い村に、他村から移住し、これらの農地を耕作した百姓を示すと理解されている。彼らのなかには近隣からの移住者もあったが、北関東の村落では、北陸からの移住者も少なからずみられ、そのなかでも真宗門徒が多数を占めることに特徴がある。本章で扱う入百姓も主に、彼ら真宗を信仰する北陸からの移住者である。北陸真宗門徒を中心とした北関東への入百姓は、寛政期から各領主により導入された。

このような入百姓取立に関する従来の研究⁽²⁾に共通する見解は、以下のようなものであった。

十八世紀後半には、江戸の後背地である北関東の村では、商品経済の発展にともない、耕作者である百姓たちが労働力として都市へ流出していた。また、これと時を同じくして天災・飢饉が度重なり、天明三年（一七八二）の浅間山噴火からはじまる天明の大飢饉（一七八二～一七八七）もあった。このような状況と、子供を間引く習慣も原因の一つとなり、人口減少と農地「荒廢」が進んでいった。

そのような北関東の村に対し、北陸は本願寺八世蓮如の布教地で、一向一揆にみられるような真宗の勢力地帯であり間引きを嫌っていた。また、北陸の大藩である加賀藩では独自の土地制度「改作法」があり、そこでは土地の分割相続禁止・嫡子単独相続が命じられていた。元禄六年（一六九三）には「切高仕法」が出され、土地の分割相続は認められるようになったが、逆にそれによる細分化が起こり、生活が成り立たないような、小さな耕地は富裕層に集約され、北陸農村では耕地を持たない次男・三男の無高百姓人口が増大していた。このように相反した北関東と北陸の農村状況から、単純な人口増加策ではなく、門徒による間引きの習慣矯正も期待できるため、北関東の領主たちは、年貢の収入源という財政基盤の根底を支える村の「荒廃」からの「復興」を目指し、北陸真宗門徒の入百姓を導入していった。

このような既存の研究では、入百姓取立について、農村の農地「荒廃」と、それにとまう人口減少対策の側面を強調する⁽³⁾。ほかに、年貢負担者である耕作人口を増加させるため取立を行った入百姓に、手当金の支給や年貢の減免を行うが、百姓が耕作放棄した潰百姓田畑が与えられたとする見解も共通する。故郷を離れ移住し、苦労を重ねながらも、真宗の信仰に導かれながら子も増やし、勤勉さゆえに定着し、社会的地位を獲得したという見解も多くの論者が採っている⁽⁴⁾。

しかし、北関東における入百姓取立地域の一つである、下野国芳賀郡の農業生産活動に関する研究成果では、今まで語られてきた「荒廃」期の困窮した百姓の姿とは異なった様子が指摘されている⁽⁵⁾。十七世紀後半〜十八世紀前半は米価の高騰期であり米作に有利であった。二毛作の進展・水路の整備・品種改良や肥料改善もあり、新田開発も盛んになる。これにともない無理矢理劣悪な条件の土地まで開発し耕地化し、それを耕作する人口は増加傾向となった。十八世紀中期になると米価は急落し、米作は不利に転じる。これによって百姓は生業選択し離農離散し、村には

手余地が残された。つまり、十八世紀中期あたりからみられる北関東の農村「荒廢」は、百姓人口の都市への流出や自然災害を原因とするだけではなかった。それは、米価高騰期に乱開発された耕作地が、その後の米価急落により無用の長物と化し、居付百姓は利益の出ない米作を見限って現金稼ぎを求めて村外に出た結果、村には耕作可能な手余田畑が増大し荒地となったことにも由来していたのである。

商品經濟の發展にともない労働力として村外へ流失していった百姓たちは、經濟的に没落していたわけではない。当該地域では、十九世紀初頭から真岡木綿の特産化が起こり、綿打ち渡世に身を移す百姓も現れていた。また下野・常陸国の国境付近は幕領・諸藩領・旗本領の錯綜地域であり、武家奉公人の徵発も活発であった。百姓は、実入りのよくない米作より現金稼ぎができる町場へと、生活の拠点を移していったのである。

ただ、下野国芳賀郡の事例は、居付百姓の農村「荒廢」期の実態であり、入百姓の様子を検討したものではなかった。そこで本章では、入百姓を中心に、近世後期における北関東の農村「荒廢」の実態と彼らの役割を再確認することとする。具体的には、文化十三年（一八一六）より北陸真宗門徒の入百姓取立を開始した、常陸国麻生藩領を事例とし、同藩の沿革・地域的特徴と入百姓取立の関わりを示しながら、同藩領井上村に残された入百姓の開発高に関わる記録を用い、彼らに与えられた耕作地と荒地起返の状況を精査する。入百姓にあてがわれる土地が耕作に不適合で、彼らに利益をもたらさない土地であり、真宗信仰に導かれた敬虔な勤労精神で社会的地位を獲得していった、という見解も多くの論者に共通するが、果たして入百姓にあてがわれた耕作地は本当に少ない利益しかもたらさなかったのか。彼らが持ち合わせていた荒地起返能力と、領主・村が入百姓にどのような役割を期待していたのかを明らかにしつつ、従来とは異なる新たな開発者としての入百姓像を提示してみたい。

第一節 対象地域の立地条件

1 常陸国麻生藩の沿革

近江国坂田郡新庄の地を出自とする新庄直頼は、豊臣秀吉・秀頼に仕え、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いにおいて西軍に加わっている。江戸に幕府が置かれた翌年の慶長九年（一六〇四）に赦され関東の地へ移り、常陸国行方・河内・新治・真壁・那珂郡、下野国芳賀・都賀・河内郡の合計八郡、三万三百石を与えられた。これによって常陸国行方郡麻生村に陣屋を置いた外様大名の麻生藩が成立し直頼は初代藩主となった。

直頼の四男直房は、慶長十八年（一六一三）、常陸国行方・河内郡、下野国芳賀・都賀・河内郡の五郡のうちから三千石を分与され、この地は支族新庄氏の旗本領となった。この分与により麻生藩の表高は二万七千石となる。

三代直好は嗣子がなく、分家した直房の子である直時を明暦二年（一六五六）に養子とした。しかし、晩年実子の直矩が誕生し、寛文二年（一六六二）に直時が相続をするも直矩の成長後、延宝二年（一六七四）には所領を彼に譲り、直時には藩領内から七千石が分与されることとなり、表高は二万石となった。しかし、延宝四年（一六七六）四月に直矩が嗣子もなく没したため、幕府は無嗣断絶とし領地は没収、麻生藩は一時断絶した。

ところが、幕府は二ヶ月後の同年六月に、前藩主であった直時に新庄宗家を再相続させ、麻生藩は再興した。領地は、直時が以前分与された七千石と旧麻生藩領から三千石を加増し、合計一万石となった。これにより、麻生藩領は常陸

国行方・新治両郡内のみになったが、元禄十年（一六九七）、七代直詮の時に新治郡の領地は茨城郡内に移り、行方郡内二十ヶ村・茨城郡内四ヶ村、併せて二十四ヶ村を領して幕末まで存続した。⁽⁶⁾

2 北関東の入百姓取立地域

寛政期より、北関東において先行的に入百姓取立を行った地域は大きく分けて二つある。寛政五年（一七九三）真宗祖親鸞の遺蹟寺院としての由緒をもつ、常陸国笠間藩領茨城郡稲田村西念寺が取立の中心となり、北陸門徒を入百姓とした笠間藩領茨城郡の村々、下野国幕領真岡代官所の代官であった竹垣直温が、越後国高田本誓寺門徒を入百姓とした下野国芳賀郡の村々である。

麻生藩と笠間藩は、ともに茨城郡内に領地を有していた。茨城郡は広い郡域を有するが、麻生藩領の村には笠間に近接する二村があった【図1】。大足村と田島村で笠間藩領との相給村であった。加えて、初代藩主直頼の四男直房に分与された三千石の旗本新庄氏領のなかには、下野国芳賀郡の村がある。このうち西田井村は、幕府代官竹垣が取立を行った北陸門徒の入百姓と関わりが深い。竹垣は下野国芳賀郡内において、寛政七年（一七九五）から入百姓を中心とした幕領の農村「荒廢」からの「復興」策を実施していた。ところが、文化元年（一八〇四）以降、入百姓が代官支配の幕領村にほぼ充足したため、近隣の幕府代官所支配地や旗本領、諸藩領に彼らを差し入れしている。西田井村は旗本新庄氏と旗本松平氏の相給村であり、文化四年（一八〇七）の入百姓差し入れ記録には、西田井村の松平豊前守知行所へ入百姓二名を差し入れしたことが記録されている。⁽⁷⁾

常陸国や下野国は、旗本領・諸藩領の錯綜地で相給村も多かった。近隣に所領を有する領主たちは、竹垣の入百姓

取立が充足するという成功を目のあたりにして以降、入百姓の有用性を学び、これを実施するに至ったと理解される。領主だけではなく、相給村内の百姓たちもまた入百姓に関する情報交換を行い、取立を領主に働きかけていたと考えられる。入百姓は原理的には領主が取立てるものであったが、実態としては村の希望により領主がこれを許可するものであった。⁽⁸⁾

元入百姓がつぎなる入百姓希望者を呼び寄せる事例も確認されている。常陸国谷田部落の支藩領であった下野国芳賀郡茂木の正明寺住職教導は、寛政七年（一七九五）に竹垣が入百姓取立を行った際に移住した北陸真宗門徒の入百姓であった。彼はそののち僧侶となり、自らも入百姓取立を領主茂木藩に願ひ、それを成功させた。その結果、文政元年（一八一八）には、入百姓の精神的紐帯となる正明寺の堂宇も完成したと伝えられている。⁽⁹⁾ 茂木藩の本藩である谷田部藩領は、西田井村と同時期に竹垣から多くの入百姓の差し入れを受けた地域でもある。その後、常陸国河内郡の同藩領においても、二宮尊徳指導の報徳仕法による入百姓取立が天保六年（一八三五）から確認される。⁽¹⁰⁾ 以上の例からは、竹垣の施策が茂木藩に影響を与え、さらに茂木藩の施策が本藩谷田部藩に影響を与えたことがわかる。このような事例を念頭に置けば、茨城郡の飛地や分家である下野国芳賀郡の旗本新庄氏領を介し、入百姓の有用性を麻生藩が理解したと考えられる。同藩領での大規模な入百姓取立は、そのような情報網を前提になされたとみておきたい。

加えて、常陸国信太郡桂村など関宿藩信太郡領内でも、天保十四年（一八四三）から入百姓の取立が確認されている。⁽¹¹⁾ 信太郡は麻生藩行方郡領と霞ヶ浦（西浦）を挟んだ対岸に位置し、関宿藩による取立村は、霞ヶ浦（西浦）から小野川を上った地域である。関宿藩は下総国関宿に藩庁を置いており信太郡は飛地にあたる。笠間藩領の西念寺が関宿藩信太郡領への入百姓を紹介しており、寺院の役割の重要性も理解されるほか、入百姓に関する情報交換も推察される。関宿は利根川水運の重要地域であった点からは、霞ヶ浦・利根川水運を介した情報波及も想定される。寛政期

からはじまる北関東における入百姓取立は、近接する他領や、水運によって生じる人の流れがもたらす情報交換を通じて、その有用性が広く共有されるようになったと推察されよう。

3 湖岸の村の特徴

つぎに、入百姓取立が行われた、麻生藩領内の村について概観しておく。

麻生藩は、主に霞ヶ浦（西浦）東岸と北浦の西岸に領地を持ち、この領内の二十四ヶ村を上郷・下郷の二つに区分して支配していた。まず、上郷は、於下村以北の領内であり、於下・船子・五町田・藤井・井上・出沼・高岡・手賀・沖洲の行方郡北部と、竹原中郷・竹原新田・大足・田島の茨城郡の飛地で構成される十三ヶ村である。これに対し下郷は、橋門村以南の領内であり、陣屋の置かれた麻生のほか、橋門・井貝・小高・南・島並・石神・大賀・大生・釜谷・水原、以上行方郡南部に位置する十一ヶ村である⁽¹²⁾。【図1】。

文化十三年（一八一六）から取立が開始された麻生藩領の入百姓は五ヶ村で確認できるが、手賀村・出沼村・井上村の入百姓の軒数が多く⁽¹³⁾、弘化二年（一八四五）の藩の記録では、「文化十三子年手賀村荒地開発奉願、入百姓追々開発ニ相成、其後猶又出沼井上式ヶ村とも荒地開発ニ相成⁽¹⁴⁾」とあり、手賀村より「荒地開発」のための入百姓取立願いが出され、のちに隣接する出沼村・井上村へと広がっていった。

入百姓の情報共有には、霞ヶ浦・利根川水運との関わりもあったことを想定したが、航路は江戸に直結している。近世前期から、東北諸藩の江戸への廻米は太平洋岸の那珂湊に入港し、涸沼川を経て海老沢・小川あるいは鉾田へ陸送、霞ヶ浦（西浦）・北浦―利根川―江戸川を経て江戸に入る経路で盛んに運搬されていた。中期以降は、銚子から

利根川へ入る航路が完成し、霞ヶ浦水運は沿岸の産物・物資の輸送が中心となっていたが、様々な地域の商人が沿岸の村々に往来していた⁽¹⁵⁾。

明治初期の事例だが、井上村に北陸商人の往来があった証左を示そう⁽¹⁶⁾。村で「農間旅籠屋」を営んでいた高野豊吉宅に宿泊した「加賀國石川郡稲村農間商」の清吉は、金五十四両と矢立・仕入帳・売掛帳が入った風呂敷包を、同じく豊吉宅の宿泊者であった常陸国新治郡石岡宿の者たちに盗まれている。この一件からは、井上村の百姓には「農間」の仕事として旅籠屋を営む者がおり、入百姓を供給していた北陸から来村した百姓も、五十四両もの現金を持ち歩くほど大きな商いを「農間」に井上村周辺で行っていたことが確認できる。商人の往来には、市の存在も関係していた。手賀村・井上村の中間にあたる出沼村には、常陸高野の名をもつ西蓮寺があり、常行三昧会という大きな法要に合わせ市が立つ。近隣はもちろん、遠国は紀伊・近江国からの商人も店を出し、百姓たちにとっては農具の調達先であり、情報交換の場になり得ていた⁽¹⁷⁾。

霞ヶ浦沿岸村で生産される米は、江戸での評価が高かった⁽¹⁸⁾。行方米として江戸の地廻り市場において取引もされていた⁽¹⁹⁾。霞ヶ浦沿岸の村々の米作は、必要な肥料は霞ヶ浦で藻が採取でき、干鰯も鹿島灘沖から手に入りやすいという好条件が重なり、水害の危険がありながらも、近世中期からは生産高が上昇する。これにともない、高評価を得た米など余剰生産物を、霞ヶ浦・利根川水運を通し都市へ放出する商品流通が行われていった⁽²⁰⁾。すなわち、北関東農村の「荒廃」をもたらしたという都市中心の貨幣経済に、麻生藩領内の村々はいち早く巻き込まれ、迅速に藩・村ともに対応する必要に迫られてたのである。

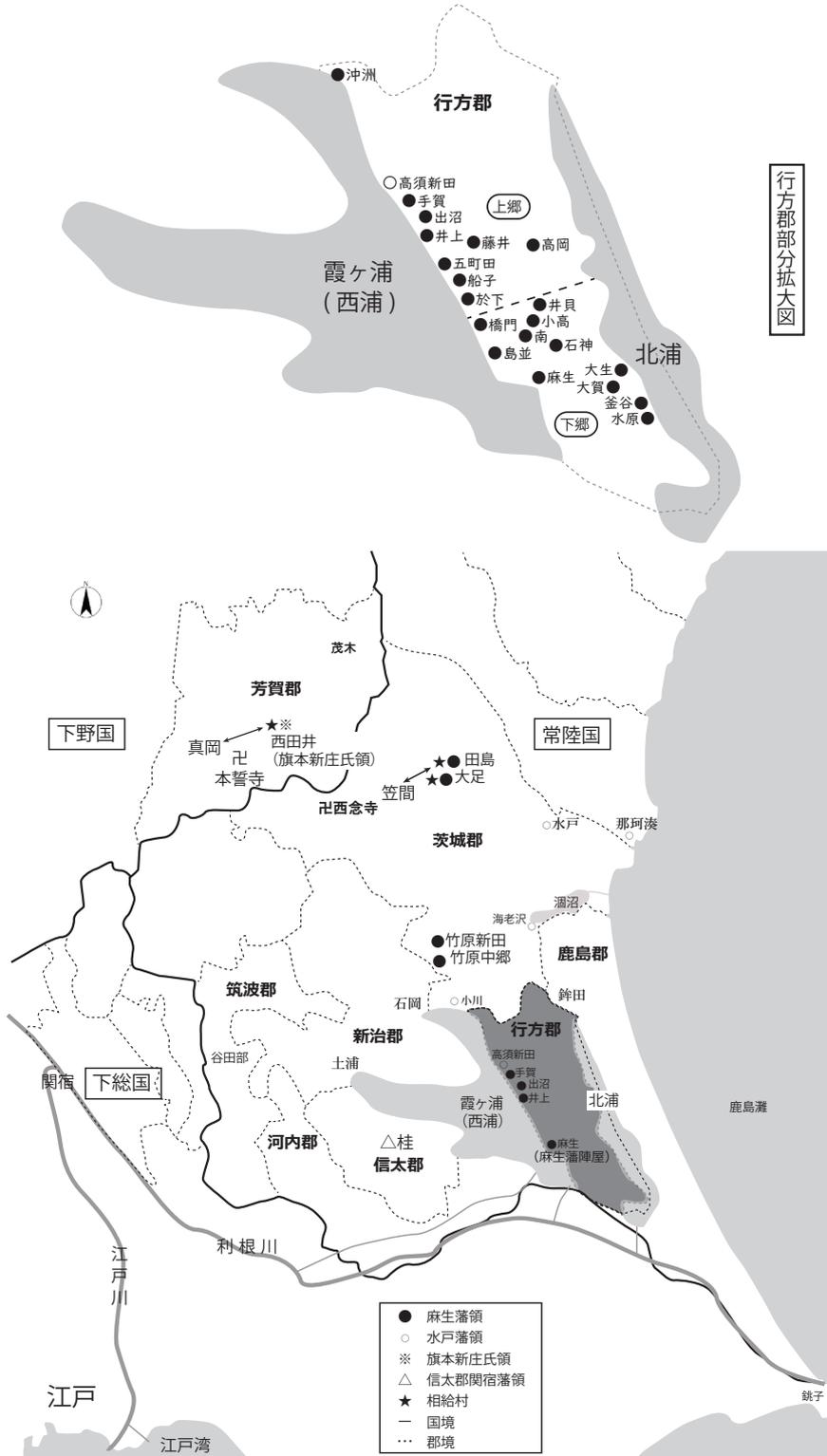
しかし、この地域の米作は、霞ヶ浦水運による流通経路も持つ高評価米の生産地でありながら、決してはじめから順調ではなかった。行方郡の土地は、霞ヶ浦（西浦）と北浦に挟まれた行方台地が大部分を占めている。この台地と

湖岸の低地部の境は、谷津地形を形成しているため、古くから谷津の一番奥に灌漑用の溜池を設けて谷津田が作られ、その後、湖岸に向けて新開田を広げていった。これにより、湖岸の低地部は田地になったが、霞ヶ浦からの洪水の危険もあり、水害対策には苦慮していた。⁽²¹⁾

麻生藩領手賀村に隣接する水戸藩領高須新田では、文政三年（一八二〇）庄屋白井門幹よる霞ヶ浦（西浦）沿岸の築堤が行われ、沿岸田地は水害を免れるようになる。⁽²²⁾このような収穫の安定を図る事業は、霞ヶ浦で漁を行う人々が、十八世紀後期あたりから田地の水害対策を実行し、生産活動を漁から耕地へと広げていった時期とも重なる。

行方郡浜村を北の津頭、河内郡古渡村を南の津頭とする漁撈のための自治組織「霞ヶ浦四十八津」は、霞ヶ浦沿岸の村々によって構成されてきた。四十八津といながら時期によって構成村の数は異なり、近世中期では概ね七十五前後の村で構成された。慶安三年（一六五〇）七月晦日に漁期・漁具の制限・定例の会合日等の慣習を津々連判の上、掟書としていた。しかし、漁村の漁を行うための自治的組織だった四十八津も、安永六年（一七七七）南北両津頭と周辺の村々は、各領主に対し川浚・堀浚の普請を申し立てる。霞ヶ浦の吐口にあたる川に蒲や真菰が茂ったため水はけが悪くなり、田地の作物が水腐れになるからである。これは漁撈組織であった四十八津が、積極的に耕作活動を行っていたことを示す。天保二年（一八三一）には、幕府によって行われた大規模な灌漑に関わる河川改修工事において、四十八津は水行に関わるとして、漁の重要な道具ともいえる定置漁具の取り払い命令を受け入れている。特に安政五年（一八五八）には、津頭であった浜村以下百七ヶ村は水はけを良くするため、水行工事と漁具の取り払いを自ら願った。⁽²³⁾霞ヶ浦の漁撈を担う彼らの視点は、漁ではなく耕地へと移っていったのである。

【図1】 麻生藩行方郡領と近隣の村々



原図：平凡社「日本歴史地名体系」特別付録 輯製二十万分一図 茨城県全図 明治十七年（1884）

第二節 入百姓の役割

1 開発者

このような特徴を持つ麻生藩領の村々は、農村「荒廃」の原因の一つとされている天明の大飢饉以後、入百姓なくして「復興」ができなかったのである。藩領内において近世を通じた年貢割付等の年貢納入状況がうかがえる史料の発見数が少ないため、ここでは非常時に備え領内各村に備蓄を指令した囲籾の貯米状況を検討し、米作の「復興」状況を確認してみる。

天明の大飢饉では、麻生藩領内も凶作に見舞われている。藩の対策としては、天明五年（一七八五）に、行方郡領内と茨城郡領の竹原中郷村に五カ年賦の拝借金を貸与し、同七年（一七八七）には飢渴人に玄米を支給している。⁽²⁵⁾この状況も寛政元年（一七八九）からは少しずつ落ち着きをみせ、翌二年から藩は幕府からの通達に対応し、囲籾を村に命じている。⁽²⁶⁾しかし、領内は凶作の影響が残っているのか年貢減免などの処置が依然として必要で、囲籾が実際に行われたのは寛政六年（一七九四）から段階的であった。このようななか、前年の寛政五年（一七九三）に手賀村では藩より山が払い下げられ、四十石程の荒地開発を行っている。⁽²⁷⁾その後も領内は、度々自然災害に見舞われているが、文化元年（一八〇四）に改めて藩より村へ囲籾の通達をした。⁽²⁸⁾このときの囲籾は文化三年（一八〇六）までで、手賀村蔵屋敷に籾千百九十俵、麻生陣屋内蔵屋敷に籾七百八十俵が納められた。⁽²⁹⁾

この囲籾の貯米状況から、麻生藩領内の村々は寛政五年あたりには凶作の影響から抜け出し、文化初年には囲籾に

応じられるまでに米作生産が回復していたことが理解される。寛政五年は、笠間藩の入百姓取立が始まった年でもあり、天明の大飢饉を原因とする「荒廢」は、この時期には回復傾向に向かっており、各領主は手当金支給も視野に入れた、入百姓取立を實行することができたといえよう。

では、天明の大飢饉を原因とする「荒廢」から生産力が回復しているのであるならば、文化十三年（一八一六）より行われた麻生藩領内の入百姓は、どのような役割を果たしていたのだろうか。井上村における入百姓の荒地起返高を示す「天保六年入百姓開發高取調帳」⁽³⁰⁾（以下「取調帳」とする）から検討することとする。この「取調帳」は縦帳に仕立てられ、天保六年（一八三五）に作成されているが、この年より以前の戌年から開發高の記録が記載されており、戌年は文政九年（一八二六）に相当する。最後の記述は申年の天保十二年（一八四一）であり、十六年間におよぶ入百姓による開發田地の詳細な記録である。「取調帳」の記載内容を示してみる。

戌年開發

崩谷 茂右衛門^(a) 跡田

清兵衛^(b) 開キ

一 上壺反壺畝廿一步 分米壺石五斗貳升壺合

三ノ町 壺反四畝参歩之内 仁平跡田

酉之介開キ

八畝歩屋敷引

一 中六畝三步 分米六斗七升壺歩

柳町 藤左衛門^(c) 田

孫三郎^(d) 開キ

新左衛門^(e) 作リ

一 中五畝歩 分米五斗五升

古もしき 境 五右衛門^(f) 田

乙次^(g) 開キ

^(h)地主作リ

一 中八畝拾五歩 分米九斗三升五合

(中略)

ミよそ^(e)以 武七⁽ⁱ⁾ 跡田

庄吉^(j) 開 栄介^(k) 作リ

一 中九畝拾八歩 分米一石

そり町 五丁田 忠七^(l) 田

庄吉^(m) 開キ

一 下五畝貳拾壹分 分米五斗壹升三合

江間 山川 利八田

庄吉開 浅右衛門作リ

一 下五畝廿一分 分米五斗壹升三合

(後略)

記載内容は、開発字名・開発田地持主・開発入百姓名・田地品級・面積・分米すなわち石高の順である。通常、入百姓は潰百姓田地を村より譲り受け耕作すると考えられているが、井上村の「取調帳」⁽³¹⁾では、彼らによる開発形態に

【表1】 入百姓の開発形態

所持状態	田品	開発箇所	入百姓 耕作地	地主 耕作地	別耕作者 耕作地	開発地における 割合		開発面積
跡田 (潰百姓田地)	上	7	4	0	3	6%	44%	3町8反5畝28歩
	中	19	14	0	5	17%		
	下	24	17	0	7	21%		
田 (地主あり田地)	上	5	5	0	0	4%	53%	4町2反7畝15歩
	中	17	12	4	1	15%		
	下	39	23	10	6	34%		
沈田	上	1	1	0	0	1%	3%	5畝18歩
定役免	下	1	0	0	1	1%		
記載なし	-	1	1	0	0	1%		
開発箇所合計	-	114	77	14	23	100%		8町1反9畝1歩
			68%	12%	20%			

典拠：「天保六年 入百姓開発高取調帳」（高野家文書、茨城県立歴史館所蔵）

は五種類あることがわかる。①(a)「跡田」すなわち潰百姓の田地を、入百姓が(b)「開キ」つまり開発し耕作をする。②(i)潰百姓田地を入百姓が(j)開発したのち、別耕作者が(k)「作り」すなわち耕作をする。③(l)地主田地を入百姓が(m)開発し耕作を行う。④地主田地(f)を入百姓が(g)開発し、(h)「地主作り」つまり地主自ら耕作は行う。⑤地主田地(c)を入百姓が(d)開発し、別耕作者が(e)「作り」耕作をする。このように、井上村の入百姓は、潰百姓が耕作を放棄した田地を開発し再生するという荒地起返の役割も担いながら、村内部の地主田地も、耕作ができるように開発・整備する役割を担っていた様子がうかがえる。

この五種類の開発形態は、どの程度の割合であったのだろうか。

【表1】で確認する。まず、潰百姓田地を開発した割合は全体の四割ほどである。これに対し、地主田地を開発した割合は五割以上になるのである。潰百姓の土地のみが与えられ、荒地起返を行ったという従来の入百姓像からは、違った姿がみえてくる。

加えて確認しておきたいことは、藩と村の荒地起返に対する認識である。文化二年(一八〇五)の麻生藩の記録には、つぎのようにある。⁽³²⁾

近來奉公人差出農業相稼來候分、雇之者共も世上一統男女之給金至高直ニ相成、且米相場は下落仕候ニ付、召抱作付仕候而も扶持切米程は作徳無之由ニ而、右之者共持高之内成丈ヶ小作人江入附、作人無之分計手作仕候族多有之候ニ付、以來ハ手作仕候様申し付け、尤男女給金だけ無利足ニ而粃貸渡出精為仕候ハ、村々田地其形ニ罷成受作人共十分之作付相成不申候ニ付、自然と荒地開発願人多出来可申哉之由

文化二年ごろには、奉公人を雇した耕作は、人件費が高騰し米価が下がったため作付けを行っても給金を賄えるほどの利益が出なくなっていた。そのため、地主百姓はできるかぎり持高を小作に出しており、多くの地主百姓が耕作者がいないのみ自ら耕作を行っていた。藩は以後、地主自身で耕作を行うようにと申し付け、耕作人の給金分だけ無利息で粃を貸与し耕作を奨励しているが「村方田地其形ニ罷成」り、耕作請負者たちは十分な作付をしない。それゆえに、自然と荒地開発を願い出る地主百姓が多くなっているのではないかと藩は認識していた。以上がその内容である。

ここから麻生藩の村では、地主百姓自ら耕作をほぼ行わず、人を雇用し田地の耕作をすることが常態化していたことがわかる。「村方田地其形ニ罷成」の解釈が難しいが、少なくとも耕作人が十分な作付を行わないため、文化二年頃には地主百姓による荒地起返の需要が高まっていたことは理解できる。文化十三年より取立が開始された入百姓の荒地開発形態からは、このように自ら田地の耕作を行わず耕作者を備うことが通常となっていた麻生藩領の地主百姓が、耕作利益率向上を目指して田地の荒地開発と耕地の整備・作付の請負う開発者といふべき役割を彼らに期待していたことを読み取らなければならない。

【表 2】 入百姓の開発箇所

開発地字	和暦	西暦	開発箇所	字別合計	全開発地に しめる割合						
江間	文政10	1827	1	24	21%	金子	天保7	1836	2	4	4%
	文政11	1828	10				天保8	1837	1		
	文政12	1829	5				天保9	1838	1		
	天保2	1831	2			清水下	天保7	1836	1	4	4%
	天保3	1832	1				天保9	1838	3		
	天保5	1834	1			大船津	文政12	1829	2	3	3%
	天保6	1835	2				天保2	1831	1		
反町	文政9	1826	1	24	21%	溝添	文政10	1827	1	3	3%
	文政10	1827	2				天保7	1836	1		
	文政11	1828	7			大堤	天保10	1839	1	2	2%
	文政12	1829	8				文政12	1829	1		
	天保2	1831	1			オドロ町	天保3	1832	1	2	2%
	天保6	1835	1				天保8	1837	1		
	天保8	1837	3			崩谷	天保9	1838	1	2	2%
天保10	1839	1	文政9	1826	1						
堺	文政11	1828	3	9	8%	八幡谷	天保10	1839	1	2	2%
	文政12	1829	3				天保12	1841	1		
	天保3	1832	1			柳町	文政9	1826	1	2	2%
天保10	1839	2	文政12	1829	1						
六反町	文政11	1828	2	8	7%	駒田	文政9	1826	1	1	1%
	文政12	1829	3				文政9	1826	1		
	天保5	1834	2			縄越	文政9	1826	1	1	1%
	天保10	1839	1				文政9	1826	1		
三ノ町	文政9	1826	2	6	5%	後田	文政10	1827	1	1	1%
	天保2	1831	1				西谷	文政10	1827		
	天保6	1835	1			寺田	文政11	1828	1	1	1%
	天保8	1837	1				文政11	1828	1		
	天保10	1839	1			石根	天保9	1838	1	1	1%
	文政11	1828	3				天保2	1831	1		
寺崎	文政12	1829	2	6	5%	西ノ町	天保2	1831	1	1	1%
	天保3	1832	1				天保7	1836	1		
	文政11	1828	3			天保10	1839	1	1	1%	
(記載なし)	天保12	1841	1				1	1	1%		

28カ所

114

典拠：「天保六年 入百姓開発高取調帳」（高野家文書、茨城県立歴史館所蔵）

2 開発地

つぎに入百姓は、どのような耕作条件の田地を開発・整備・作付したのかを確認する。従来入百姓は、潰百姓が耕作放棄した荒田畑を再開発していったと理解されてきたが、前項で明らかにしたように、決して百姓が耕作放棄した潰百姓田地ばかりではなく、それ以上に、地主田地を整備していたのである。そこでまず、入百姓が開発した字名を精査してみよう。

「取調帳」では、十六年間で入百姓たちは延べ百十四ヶ所の田地を開発している⁽³³⁾。字は二十八箇所確認できるが、同じ字へ集中的に入っていることがわかる。この二十八箇所の開発箇所

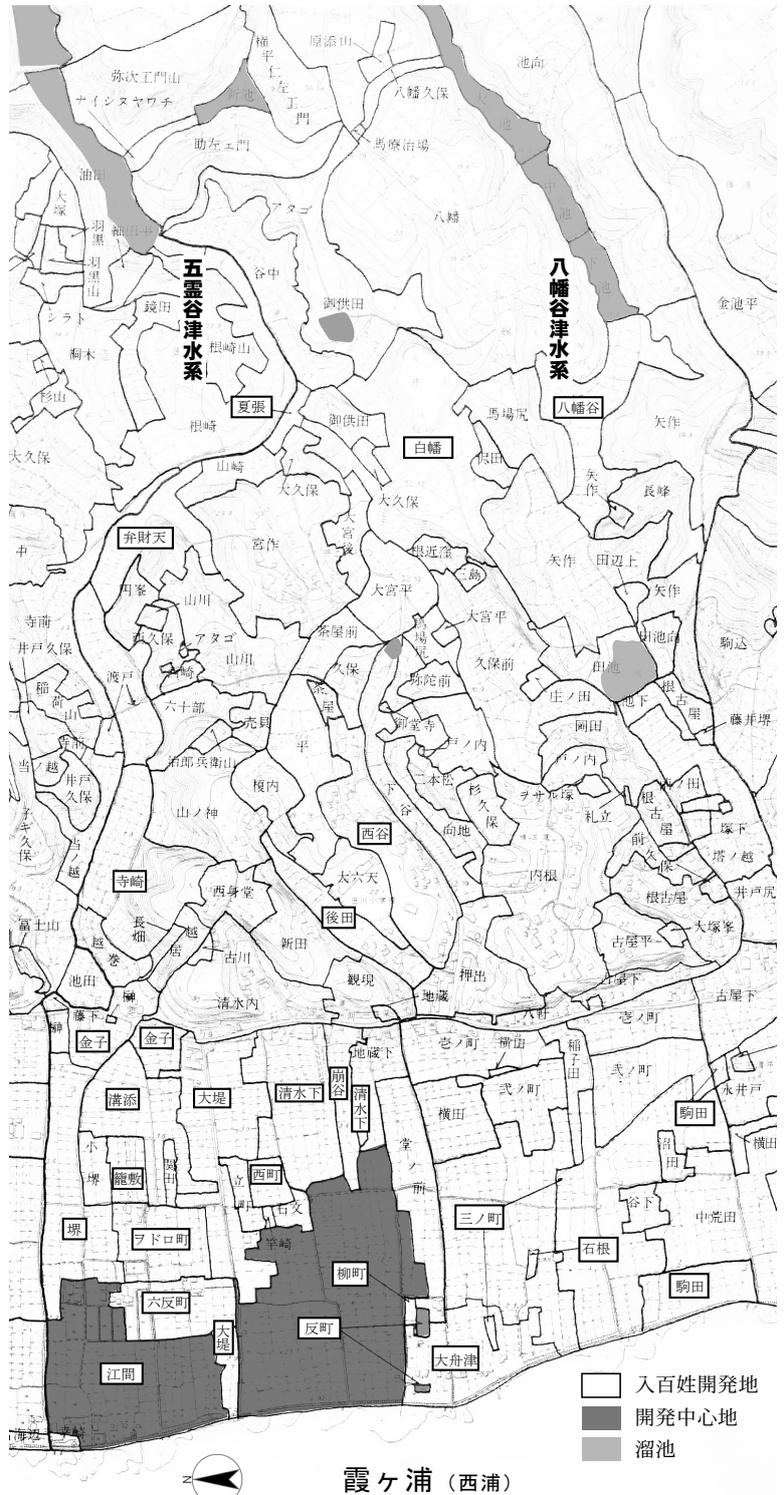
と年度の割合は【表2】で示す。

【表2】をみると、半分近くが「江間」・「反町」であった。また、十六年間のなかでも、文政十一年（一八二八）・十二年が最も多くの開発が行われており、それを担う入百姓たちの多くが、この時期に井上村へ入ったということになる。彼らの開発は年平均六箇所程度で継続的に行われ、天保十年（一八三九）は十箇所の開発地が記録されている。村は入百姓の取立により、初期段階で集中的に開発を推し進め、田地の手入れをしながら、村全体の農地改良と拡充を図っていったのだろう。

北関東は、天保四年（一八三三）・七年にも再び凶作に見舞われている。麻生藩でも御救米支給がみられる状況のなかで、入百姓による開発箇所は、天保四年・六年ともに三箇所・四箇所あり、彼らは粛々と開発を続け、天保十年の十箇所開発へとつながる。弘化元年（一八四四）頃からは再び困窮も増加しており、³⁴天明年間の飢饉を教訓として文化年間に行った困窮などの救済対策や、文政十一年・十二年に集中的に行った入百姓による開発で、村や百姓は災害に対応する基礎体力が備わっていたとみることができる。

つぎに、この開発場所はどのような条件の土地であったのだろうか。地理的条件を検討してみよう。【表2】の字名を地図に落としたものが【図2】である。井上村の西側に広がる霞ヶ浦（西浦）沿岸に開発地が集中していることがわかる。取立入百姓による荒地起返の半数近くが「江間」・「反町」で行われたが、この場所は霞ヶ浦（西浦）の氾濫原である。しかし、十六年間におよぶ「取調帳」のなかで「浪欠」として記録されている田地は三箇所のみで、文政十二年に一箇所、天保三年に二箇所である。洪水は、寛政四年（一七九二）、文化九年（一八一二）、天保十一年（一八四〇）、弘化元年（一八四四）、と数回にわたって見舞われているが、³⁵入百姓が集中的に開発を行っていた文政十一年・十二年の前後は発生していない。これは入百姓による開発・整備が順調に行われたことを示している。

【図2】 入百姓開発箇所の地理的条件



原図：『玉造町史資料 たまづくり地名風土記 玉造町字界図』（玉造町教育委員会、平成元年）

開発地が霞ヶ浦（西浦）の氾濫原であるならば、入百姓が開発を担った土地はやはり耕作地として条件が悪いのだろうか。耕作地の田品について【表1】に戻って確認すると、漬百姓田地・地主田地ともに上田が少しあり、中田・下田とも漬百姓田地にいたっては、あまり数的には変化がない。地主田地では下田が多いが、地主自身が中田・下田をも耕作することは特筆できる。これは田品が、近世後期の生産力に対応していないことの現れである。麻生藩の全領検地は、寛永八年（一六三一）の検地のみと考えられており、この「取調帳」作成時より二百年ほど前に行った検地に従い年貢が賦課されていたのである。ただ、井上村の「地詰新帳」は文化・文政・天保・安政と散見できることから、⁽³⁷⁾田品・石盛はそのまま、反別を修正することは行われており、村が耕作地を厳密に把握することに努めていることがわかる。近世後期では、種籾の品種改良や肥料の投入も盛んに行われるようになり、年貢付加率の高い上田を開発するより、年貢率の低い中田・下田を開発するほうが、百姓の利益率は高くなるのである。だからこそ、入百姓が荒地起返した中田・下田を地主百姓も耕作しているのである。したがって、入百姓には誰もが耕作を放棄するような質の悪い田地を村から与えられたわけではなく、年貢率が低く開発が成功すれば高い利益率をもつ田地が与えられたのである。

しかし、霞ヶ浦沿岸の田地の弱点は水害だけではなく、相反する農業用水確保の問題があった。既述しているように、行方台地は谷津地形を形成しており、谷津頭に作られた溜池から霞ヶ浦（西浦）に向けて用水が配られている。井上村は村の東西に二本の谷津が走っており、そのなかでも五霊谷津水系の流末が、「江間」・「反町」であった。⁽³⁸⁾確かに、入百姓の開発田地は霞ヶ浦の洪水による水害の危険と、灌漑の流末による水不足や悪水の排水という、問題を抱えた田地であった。だからこそ藩と村は、荒地開発や耕地の整備・作付を請負う入百姓たちの手に灌漑の管理も委ね、霞ヶ浦（西浦）沿岸の複雑な土地の生産力を上げ、利益を確保しようとしていったと理解される。

麻生藩領のなかでも、井上村に先立って文化十三年（一八一六）「荒地開発」のために取立を行った手賀村の入百姓について、天保七年（一八三六）藩の記録には「荒地開発仕相稼罷在候」⁽³⁹⁾とあり、入百姓は「荒地開発」を「稼」として在村していたことが確認できる。手賀村ののちに広がった井上村の入百姓も「荒地開発」を「稼」とする村の再開発に寄与した開発者であったといえよう。⁽⁴⁰⁾

第三節 入百姓の定着

1 来村する耕作者

麻生藩領に取立てられた入百姓は、開発により利益を確保できる可能性を持った、霞ヶ浦沿岸の田地を開発していた。しかし、彼らは耕作地に満足し、定住したのであろうか。「取調帳」には、以下の記述がみられる。

六反町 久右衛門跡田

壹反九畝十二歩之内

八畝歩屋しき御用捨引

忠介開キ

一 中壹反壹畝十二歩

分米壹石貳斗五升四合

とあり、忠介が字六反町の久右衛門跡田より「八畝歩」を屋敷引として認められていることがわかる。しかし、この

【表3】 惣四郎の開発地

入百姓	和暦	西暦	田園持主	耕作者	字	状態	田品	反畝	歩	石高	分米	備考
惣四郎	文政12	1829	惣吉	-	堺	跡田	中	0.4	29	0.546	0.550	
			文蔵	4畝27歩 定右衛門	江間	跡田	下	1.4	27	1.341	1.341	内4畝27歩程定右衛門作り 分米4斗4升1合
			武右衛門	-	江間	跡田	下	0.8	12	0.756	0.756	
			五右衛門 (地主)	五右衛門 (地主)	堺	田	下	0.3	9	0.297	0.297	
			五右衛門 (地主)	五右衛門 (地主)	堺	田	下	0.3	9	0.297	0.297	
			金右衛門	-	六反町	田	中	1.2	12	1.364	1.364	2反12歩之内 8畝歩屋敷御用捨引
	天保6	1835	次兵衛	-	反町	前	上	1.5		1.950	1.950	
	天保9	1838	金右衛門	-	オドロ町	田	下	0.1	9	0.117	-	當巳年本免半納 6ヶ年鎌下 1反5畝歩之内
	天保10	1839	利重	-	反町	跡田	上	0.2	3	0.273	-	村持 當巳7ヶ年目 無石2斗7升3合

典拠：「天保六年 入百姓開発高取調帳」（高野家文書、茨城県立歴史館所蔵）

ような屋敷引の記載はすべての入百姓にみられない。「取調帳」に書かれている入百姓の名は、全部で二十七名である。そのうち、八畝歩の屋敷引を受けている者は九名で、うち八名は複数の開発地を担当している⁽⁴⁾。残る一名は一箇所のみの開発で屋敷引を受けているが、初期の取立である。また、屋敷引は、屋敷そのものを建てる土地から引かれるものではなかったようで、屋敷引が記録されている九名のうち、三名は地主田地から引かれている。与えられる開発地の内、面積の一番大きい耕作地より引かれていることから、書面上・便宜上の処置であろう。ともあれ、このように屋敷引を受けている入百姓は、藩・村側としても領内に永く留めておきたかった者と判断される。それは、彼らが複数の開発地を担当する、すなわち耕地の開発に優れた手腕を發揮する者だったからと考えねばならない。したがって、屋敷引を有する入百姓の取立は、定住を前提としたものであったと理解される。実際、彼らは井上村に入り大きな成功を収めていた。

屋敷引のある入百姓九名のうち、惣四郎を事例として入百姓の定着までの様子を追ってみる。まず、惣四郎の開発地を【表3】に示す。

惣四郎が関わった開発地は、「取調帳」記載期間で九箇所、田品や持主も様々であるが、文政十二年（一八二九）から田地の開発をしてお

り、この時期以前に麻生藩領に来村したとみることができる。

入百姓は、開発した潰百姓田地を自らの土地として相続することができると考えられているが、このような惣四郎の田地は「取調帳」で二反ほどである。地主田地については、惣四郎が開発したのち地主自身が耕作をする田地、惣四郎が開発をして耕作まで行う田地、両方の開発を担当している。惣四郎は「弘化三年午御年貢勘定帳」にもみられ、弘化三年（一八四六）には年貢一石四斗六合五勺三才の負担をしている⁽⁴²⁾。翌弘化四年には、惣四郎が請人となった「讓渡申荒畑証文之事」が残されており、この時期には他の百姓の保証人を引き受けるまでになっていた⁽⁴³⁾。また彼は、嘉永七年（一八五四）に耕作用の馬を購入していることから⁽⁴⁴⁾、耕作地の拡大がうかがえる。文政十二年以降、地主田地の開発・整備、小作などをしながら、自らの耕作地も拡大していったのである。

入百姓は、惣四郎のような屋敷引を受けている者だけではない。つぎに屋敷引を受けていない入百姓について考えてみよう。第一章でも言及したように弘化三年、井上村の名主半左衛門以下組頭たちは、越中国射水郡白川村より天保八年（一八三七）に井上村へ落ち着き、賃稼ぎの日雇渡世をしていた長蔵に関して、「至極実体成者二御座候間、御帳面二組入御百姓出精為仕度奉致候」と、長蔵を村の百姓として登録することを決め、宗門人別帳に入れる願書を出沼村の西蓮寺へ提出しようとしている⁽⁴⁵⁾。日雇といっても長蔵の場合、都市に顕著にみられるような日雇⁽⁴⁶⁾とは異なり、農耕に従事する賃稼ぎの日雇耕作者、あるいは賃稼ぎの開発者であったと考えられる。「取調帳」の入百姓とは別に、日雇の耕作者が北陸より井上村へ来て寄留しており、この者を宗門人別帳に加え、新しく村の百姓として登録される⁽⁴⁶⁾ことが図られたのである。

村に寄留する賃稼ぎの日雇渡世の耕作者は、村に「至極実体成者」と認められれば、新たに村の百姓となっていく道が開かれたのであり、入百姓がすべて入村当初から村の百姓として登録されていたわけではなかったことがうかが

える。したがって、「取調帳」に入百姓として記載された者にも、長蔵のような人物がいることを推察することができる。彼のような日雇渡世の者は、第一章で確認した「稼」として他国へ移動している百姓労働者であり、入百姓の移動形態の一つを如実に現している。

2 入百姓の「足留」

既述しているように、麻生藩では地主自ら耕作をほぼ行わず、耕作人を雇用し田地の耕作をすることが常態化していたが、文化二年頃には雇用耕作者の給金が高騰したため、耕作利益率向上を目指して荒地起返願いが多くなっていた。⁽⁴⁷⁾ 領主は、荒地起返をする耕作者である入百姓を取立てて、土地の運用率と年貢納入率を上げ、経済基盤の安定を図ろうとしていたと捉えられる。

この藩の考えに則って、村は荒地起返を重点とした入百姓取立を実施した。惣四郎のように年貢率の低い潰百姓田地を荒地開発・相続し、地主田地も開発・整備しながらより良い生活を求め定着する入百姓と、奉公人を雇って田地を耕作することが常態化していた村の利害はそれぞれ一致するものである。このような麻生藩の村では、北陸から来村した日雇耕作者のなかで「至極実体成者」は、村が積極的に定住へ導こうとしていた。

しかし、農村「荒廃」期とされる時期における麻生藩領の村の潰百姓田畑管理は、他領にも共通するものなのだろうか。寛政年間に書かれた『地方凡例録』⁽⁴⁸⁾の潰百姓田畑の処理方法で確認しておく。これによると、借金などが嵩み仕方なく村から欠落した百姓の田畑は、過失がなければ取り上げずに子孫が相続できる。もし相続人が居ない場合は親類のうち身近な者、親類すらいなければ、縁者のうち適当な者で相続し、年貢諸役を勤めるようにすること。それ

でも適当な相続者が見つからない場合は、村で田畑を取り上げ、年貢未進等がある時は、入札をして払う。残った田畑は村の惣作となり、後年に欠落した百姓が帰村した場合は返すことにしていた。しかし、数十年経過した欠落百姓の田畑は、村でも困るため入札をして払い下げることになる。ただ、未進年貢は新地主が支払わなければならない。したがって、欠落百姓の田畑、すなわち潰百姓田畑の入札を希望する者はいなかった。そのため、まず惣作か小作で未進分を完納の後、入札していたという。入札には、村の無高百姓でも、人物を調査したのちなら参加ができた。すなわち『地方凡例録』からは、潰百姓田畑を惣作や小作を経ることによって年貢納入を正常化したのち、人柄の好い適当な人物に相続させるという村の潰百姓田畑管理が確認できる。

井上村における複数の「地詰新帳」の作成からは、潰地や荒地の調査を行っていることがうかがわれ、『地方凡例録』で示すとおり村が集約的に耕地を把握したのち、井上村に入った入百姓たちへも、開発するに値する低年貢の田地が村によって選択され、彼らにあてがわれた。入百姓は、荒地開発と耕地の整備・作付と灌漑管理を請負いながら定着していったのである。

藩の入百姓の促進策を示す具体的史料は発見できていない。しかし、その一端を示すような記録は散見できる。弘化二年（一八四五）藩の記録には、井上村では七左衛門が荒地開発・入百姓支配人を藩より申し付けられており、「出精世話仕候二付、入百姓共其身一代上下御免被 仰付候」と、支配人としての仕事を認められ、上下着用の取り計らいがあった。⁽⁴⁹⁾ 七左衛門が入百姓か否かは明らかではないが、彼だけではなく入百姓にも上下着用が一代限りではあるが許されていることは注目されよう。これは村役人の扱いに匹敵し、荒地起返の功績はそれほどの評価に値するものであった。また村は、支配人である七左衛門に入百姓に関わる経費を渡していたよう⁽⁵⁰⁾で、彼は支配人として村役人に対して入百姓の経費を合計二貫五百十八文計上していた。

麻生藩の入百姓の多くも北陸よりの真宗門徒であった。このため、藩の定着策は真宗寺院設置に及ぶ。井上村に先行して、真宗門徒を中心とする入百姓取立が行われた手賀村には、本願寺の掛所が創建されることとなった。慶応二年（一八六六）に書かれた、創建に関わる寄付者の名簿の前書によると、「豊安寺ハ御領主新庄主殿様入百姓為足留御真達を以 御願被下置候」とあり、麻生藩は入百姓の足留め、すなわち定着を図るため、日常の法用や定住後の宗門人別帳作成に際し必要となる機関の創設を幕府の神社奉行に願い出たのである。藩もまた、領内の再開発に寄与する入百姓の定着促進を積極的に図っていたことが認められるのである。

おわりに

以上、農村「荒廃」期の実態と入百姓の役割を常陸国行方郡麻生藩領の村から検討し、入百姓取立は人口増加の側面より荒地起返に重点を置いた、地域の再開発を担う人材確保としての側面があったことを確認した。

麻生藩領とその分家旗本新庄氏領は、寛政期からはじまる北関東の入百姓取立の先行地であった笠間藩領茨城郡・下野国芳賀郡と相給村を有しており、これらの地域からもたらされる入百姓に関する情報の共有があったことがうかがえた。行方領が面する霞ヶ浦沿岸は、洪水や灌漑、悪水の排水などの問題はあったが、生産される米は江戸でも高評価を得ていた。近接村の水戸藩領では霞ヶ浦（西浦）へ築堤を行い収穫の安定を図る事業が、麻生藩領の入百姓取立と同時期の文政年間に行われていた。

寛政期の北関東における農村「荒廃」の原因のひとつと考えられている天明の大飢饉から生じる凶作から、麻生藩は文化初年ごろには生産回復していた。そのようななか、文化十三年に取立が開始された入百姓の荒地開発形態から

は、自ら耕作を行わないことが常態化していた地主百姓は、村の荒地開発と耕地の整備・作付、灌漑管理の請負者というべき開発者としての役割を、彼らに期待していた。

入百姓の開発地は、地主田地も含め中田・下田が中心であった。麻生藩では、近世前期の検地帳を基準とした年貢率であり、生産性が向上した近世後期においては、年貢率の低い田地を開発すれば百姓の利益率は高くなる。入百姓は誰もが耕作放棄をするような質の悪い田地を与えられたのではなく、年貢率が低く開発が成功すれば利益率の高い田地を与えられていたのである。村はこのような田地を入百姓によって再開発・運用することにより利益確保を狙っていたのである。

また、井上村の入百姓からは、定着する耕作者の入百姓、流動する日雇耕作者、両方の存在が明らかとなった。これは、第一章で確認した「稼」や「欠落」によって移動した労働力としての入百姓を示しており、村はこれらの人々を積極的に荒地開発の「稼」として受け入れていった。入百姓とは、手余地や耕作が放棄された荒地田畑が多い村に対して他村から移住し、これらの農地を耕作した百姓を示す、という戦後の認識は、近世後期においては誤りではないにせよ、必ずしも移住を前提とするわけではない日雇耕作者の存在を無視したものといえよう。

以上、霞ヶ浦沿岸という地理的条件に起因し、商品流通経路にも恵まれた麻生藩領の入百姓取立は、人口増加という側面ではなく、村の再開発である荒地起返に長けた開発者確保としての側面が強かったことが明らかとなったと考える。

〈註〉

- (1) 史料上には「入百姓」以外、「新百姓」・「新取立百姓」などの言葉でも現れる。
- (2) 五来重「北陸門徒の関東移民」(『史林』第三三巻第六号、昭和二十五年)。坂井誠一「越中門徒の北関東移住」(『越中史壇』第二三号、昭和三十七年)。坂井誠一「北陸門徒農民の北関東・東北移住」(『上越教育大学研究紀要』第二号、昭和五十七年)など。
- (3) 註(2)五来論文、註(2)坂井論文。岩本由輝「北陸浄土真宗信徒移民の展開」(『近代日本社会発展史論』ぺりかん社、昭和六十三年)など。
- (4) 註(2)五来論文、日向野徳久「下野における近世の農民移動―北陸門徒を中心にして―」(『新地理』第五巻第三号、昭和三十三年)、註(2)坂井論文、秋本典夫『北関東下野における封建権力と民衆』(山川出版社、昭和五十六年)、註(3)岩本論文。
- (5) 平野哲也『江戸時代村社会の存立構造』(お茶の水書房、平成十六年)。
- (6) 『麻生町史 通史編』(麻生町教育委員会、平成十四年)。
- (7) 「下野国八条村掛所記録」(本誓寺文書、栃木県立文書館写真版)。
- (8) 他の私領では、村の入百姓取立願いを受けて領主から手当金が支給される事例(曾根総雄「北陸門徒農民の北関東移住」『東海大学紀要文学部』四十二、昭和五十九年)、領地に入った入百姓に対して領主や真宗寺院からの貸付と貢租減免措置がある事例(小野寺淳「北陸農民の北関東移住」『地理と歴史地理』歴史地理学紀要二十一、昭和五十四年)などが確認されている。
- (9) 日向野徳久「真宗教団の農民教化」(『栃木県教育史』第二巻、栃木県連合教育会、昭和三十二年)。
- (10) 『二宮尊徳全集』第二十三巻仕法谷田部茂木領(二宮尊徳偉業宣揚会、昭和四年)、「常陸国筑波郡への入百姓荒地開発取調帳」

- (『新潟県史 史料編十 近世五流通編』新潟県、昭和五十九年)。
- (11) 『牛久市史 近世』(牛久市、平成十四年)。
- (12) 『麻生町史 史料編 麻生日記抜書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』(麻生町教育委員会、平成十一年・十二年・十五年)。
- (13) 野原小右二『豊安寺備忘録』(平成十九年)所収「慶応二年豊安寺勸進帳」。「慶応二年豊安寺勸進帳」には麻生藩領以外にも周辺の私領・旗本領への入百姓も記録されている。
- (14) 『麻生町史 史料編 麻生日記抜書Ⅲ』弘化二年項(麻生町教育委員会、平成十五年)。
- (15) 『茨城県史料 社会経済編Ⅱ』(茨城県、昭和五十一年)。
- (16) 「高野家文書」三九五(茨城県立歴史館所蔵)。
- (17) 註(6)。「玉造町史」(玉造町教育委員会、昭和六十年)。
- (18) 註(6)・註(17)『玉造町史』。
- (19) 註(15)。
- (20) 註(15)。
- (21) 玉造町史編さん委員会編『玉造町史資料第2集池 玉造地方の水とくらし』(玉造町教育委員会、昭和六十二年)。
- (22) 註(17)『玉造町史』、中島見竜「高須築堤回向の碑」(『玉造史叢』第二十三集、昭和五十七年)。
- (23) 網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』(岩波書店、昭和五十九年)。
- (24) 『麻生町史 史料編 麻生日記抜書Ⅱ』天明五年項(麻生町教育委員会、平成十二年)。
- (25) 註(24)天明七年項。
- (26) 註(24)寛政元年項。

- (27) 註(24)寛政五年項。
- (28) 註(24)文化二年項。
- (29) 註(24)文化四年項。
- (30) 註(16)「高野家文書」一三四。
- (31) 『岩瀬町史 史料編』(岩瀬町、昭和五十八年)。
- (32) 註(24)文化二年項。
- (33) 天保十年「地詰新帳」(註(16)高野家文書一三〇・一四〇)では、六百三十箇所の田地が井上村内で確認できる。
- (34) 註(6)。
- (35) 註(6)。
- (36) 註(6)。
- (37) 註(16)「高野家文書」。
- (38) 註(21)。
- (39) 註(14)天保七年項。
- (40) 文政期から北関東周辺でみられる報徳仕法では、荒地起返をする入百姓が荒地起返・開発に必要な日雇稼の破畑や大工等の職人に対応関係ことが明らかとなっている(舟橋明宏「村再建にみる『村人』の知恵」渡辺尚志編『新しい近世史四村落の変容と地域社会』新人物往来社、平成八年、のち舟橋明宏『近世の地主制と地域社会』岩田書院、平成十六年)。
- (41) 井上村の人別は、文化二年の家数で六十七軒(註(24)文化二年項)。元治元年の宗門人別帳で人別二百八十四人・家数五十一軒(『茨城県の地名』平凡社、昭和五十七年)。明治十年の宅地番号戸主連名帳(註(16)「高野家文書」五十一)では

百三十軒。

(42) 註(16)「高野家文書」二九一。

(43) 註(16)「高野家文書」六三二。

(44) 註(16)「高野家文書」三九二。

(45) 註(16)「高野家文書」六三六。

(46) 都市にみられる日雇は、吉田伸之『近世都市社会の身分構造』(東京大学出版会、平成十年)など研究蓄積が厚いが、農村における日雇耕作者の検討は、本研究のような入百姓の検討や欠落・他国稼ぎなどの問題を含めて、事例を積み重ね精査してゆく必要がある(第一章参照)。

(47) 註(32)。

(48) 大石慎三郎校訂『地方凡例録下巻』(近藤出版、平成元年)。

(49) 註(14)。

(50) 註(16)「高野家文書」四五九。

(51) 註(13)。

第三章 入百姓世話方としての真宗僧侶―常陸国谷田部藩領を主な事例として―

はじめに

本章は、近世後期の北陸から北関東への入百姓取立における真宗僧侶の役割を、即乗という人物に焦点を当て検討することで、入百姓に関わる真宗僧侶の実態を明らかにすることを目的とする。入百姓とは、近世において耕作放棄地が多い村に他村から移住し、これを耕作した百姓をいうとされる⁽¹⁾。北関東の村々では、十八世紀後半から貨幣経済の浸透により百姓が労働力として都市へ流出したため耕作者減少が起こり、農村「荒廃」が進んだという。かかる農村荒廃の研究には村内百姓の視点からの検討もあるが⁽²⁾、本章は村外から入村する入百姓に注目した検討を行う。

農村「荒廃」に対応するため、寛政期から北関東の領主のなかには荒地の起返をするために入百姓取立の仕法を行った者がいた⁽³⁾。入百姓のうち遠国者には北陸出身者がいたため⁽⁴⁾、彼の地で広く信仰された真宗の門徒百姓が含まれ、これを世話する真宗僧侶がいたことも明らかにされている⁽⁵⁾。

北関東における入百姓について従来の研究は、百姓の移動と北関東への定着の理由を、封建権力による本百姓体制の堅持と⁽⁶⁾、北陸からの真宗門徒の場合には入百姓の信仰心や精神性に求めていた⁽⁷⁾。真宗寺院や僧侶は本山による教線拡大の意図を具体化する者として、また入百姓の教化を担う存在として位置づけられた⁽⁸⁾。親鸞が永く逗留した北関東には宗祖ゆかりの旧跡が多く、篤い信仰心を持つ入百姓はその旧跡を慕って苦勞を厭わず北陸から北関東に赴いた、

という理解も示されている。⁽⁹⁾

このような見解の当否について、ここでは全面的に検証することはしない。ただ、入百姓を誘致した真宗寺院や僧侶の捉え方について、以下の問題があることを指摘しておきたい。すなわち、これらの理解が一樣に「入百姓発端之記」という、彼らを誘致した真宗寺院の記録⁽¹⁰⁾に基づいて組み立てられている点である。このような記録が寺院によって作成されたものである以上、そこから読み取れる情報が寺院・宗門の利害、あるいは教化や信仰といった宗教的・精神的な事象に偏ることは必然である。寺院や僧侶自身の実際の活動は信仰や宗門という外皮に覆われ、入百姓誘致に伴う僧侶の世俗的な活動は、崇高な宗教性によって隠されてしまう。入百姓の誘致に関与した寺院や僧侶の活動を評価するには、このような宗教性を一度取り払って検討してみる作業が不可欠である。そのためには、宗門や寺院と距離のある立場から記された史料に依拠した叙述を行う必要がある。

その点、二宮尊徳を指導者として行われた報徳仕法による農村「復興」の記録は注目に値する。そこには、真宗組織や僧侶による北関東の入百姓取立に関する重要な史料が含まれているからである。報徳仕法を扱った研究⁽¹¹⁾が明らかにした、荒地開発の技術者として重用された「破畑」の出自が、多く入百姓として北関東の村々に入った者だったという事実もまた、本章の関心からは看過できない。

したがって本章では、真宗組織と関係の薄い報徳仕法の記録『二宮尊徳全集』に収載された「小野崎開発即乗関係書類」として一括される諸文書に依拠して叙述を進める。⁽¹²⁾小野崎とは、常陸国河内郡の内で、近くの筑波郡谷田部に陣屋を置いた谷田部藩領の村名である。同藩は天保六年（一八三五）より尊徳が指導する報徳仕法を採用し、荒地開発のための入百姓取立を行ったが、この際に中心的な役割を果たしたのが本章で取り上げる即乗であった。史料上では「束乗」・「即浄」と記される場合もあるが、本章では史料引用を除いて、「小野崎開発即乗関係書類」の表紙にみ

える「即乗」に統一して叙述を進める。

第一節 即乗の谷田部入り

1 谷田部入りの過程

天保六年（一八三五）藩財政の窮乏に悩む谷田部落では、藩医であった中村勸農衛を中心に二宮尊徳が指導する報徳仕法が導入され、藩政改革が行われた。金銭面からみた報徳仕法の特徴をごく簡単に述べれば、尊徳らが立案した農村「復興」計画に基づき、無利子で報徳金と呼ばれる農村「復興」のための資金を貸付け、成功の折にはこれを返還する仕法である。⁽¹³⁾ 勸農衛によって同年九月九日より記載が開始された「天保六乙未年束乗身許請一件調書」⁽¹⁴⁾（以下「即乗調書」）には、勸農衛と即乗、即乗を勸農衛に斡旋した下野国芳賀郡横田村久蔵・同郡物井村岸右衛門の間で交わされた、報徳仕法を用いた入百姓取立をめぐる交渉過程が、詳しく述べられている。横田村・物井村ともに旗本宇津家領で、物井村に桜町陣屋と通称される支配拠点を置いたため、その支配地域は桜町領と呼ばれる。桜町陣屋には宇津家の要請を受けた尊徳が、文政六年（一八二三）以降滞在し報徳仕法による農村「復興」を指揮した。久蔵も岸右衛門とともに、尊徳の下で特に荒地起返に手腕を發揮した。⁽¹⁵⁾ 岸右衛門は勸農衛の親類であり、⁽¹⁶⁾ 彼に報徳仕法を紹介した人物でもあった。

以下「即乗調書」に従い、即乗の谷田部落領入り以前を確認する。天保六年九月九日、即乗は下野国芳賀郡八木岡村の常光院に住していた。彼は天保六年の「七ヶ年以前」に同郡山本村から、新規の入百姓取立による荒地開発のた

め八木岡村へ来村した。しかし、新規の入百姓取立による開発は行われず、村の既住百姓のみで荒地開発が行われたため、空しく常光院にて歳月を過ごしていた。常光院は真宗寺院で、即乗は「門徒宗門僧即乗坊」と呼ばれていた。

谷田部藩領において新規の入百姓取立による開発があることを聞きつけた即乗は、九月十一日尊徳の配下であった欽行が居住する桜町陣屋内の長屋において久蔵と岸右衛門とともに勸農衛に對面し、自分が同藩領への入百姓を「御世話」したいと申し入れた。この時、即乗はそれまでの自らの経歴を両者に対して述べている。

まず即乗は「生国九州筑後、御領主立華公之由、産地離參、水戸立山浄光寺弟子に罷成、常州板敷山正行寺方にて万事引請、是迄近村山本村辺に住居罷在候」と述べる。彼は「立華公」の領地、すなわち立花家が支配する筑後国柳川藩領の出身者であった⁽¹⁷⁾。出身地を離れ、親鸞の弟子を開祖とする二十四輩寺院の内、常陸国水戸の浄光寺の弟子となり、そののち同国新治郡大增村の真宗寺院板敷山正行寺（後述する浅草新堀正行寺と区別するため、以下板敷山正行寺と表記する）の身許請で、下野国芳賀郡の山本村辺りに居住した。その後、先述のように入百姓取立に伴う荒地開発のため八木岡村へ移ったが、結局入百姓取立はなくなり空しく日々を送っていた。

彼は荒地起返をして入百姓を新規に定着させる仕法に関与する人物であった。この日も即乗は「御領分入百姓御世話被仰付候はゞ当時拾五六軒も引入、往々大勢入百姓仕、宗門懸所出来、同宗門出張所と号、詰新寺取立度心願之旨」と、「入百姓御世話」を仰せつかれば、先ずは十五・六軒ほどの百姓を引き入れ、そののち多くの入百姓取立が達成されたなら、彼らを檀家とした宗門出張所と号する新寺を興したい、との希望を久蔵らに訴えた。また、谷田部藩領に入るに当たっては江戸の築地本願寺中の浄徳寺より改めて身許請を受ける手筈になっていることも伝えている。

十月二十六日、久蔵・岸右衛門らは即乗について委細書を書き、江戸の谷田部藩年寄へ送り、即乗の入百姓取立についての交渉が始まった。十一月十日、即乗は桜町陣屋内の欽行宅に再び出向き、勸農衛と面会した。即乗は「入百

姓御世話」を任せてもらえることになったので、今から谷田部藩領へ引っ越し、「新百姓」五人ほどは心当たりがあるため、まずは谷田部藩領小野崎村へ向かい、萱刈りなどをしておきたいと希望した。また、来月十日頃には身許請をする江戸築地本願寺内の浄徳寺へ向かいたい旨も伝えた。勸農衛は十一月十一日、尊徳・久蔵・岸右衛門と相談し、即乗に対し谷田部藩領へ萱刈りに向かうよう指示を出した。さらに二十八日、岸右衛門は即乗に十二月十日ごろ江戸へ出るよう伝えた。十二月十二日、即乗は江戸に到着し、以前より手筈を整えていた築地本願寺内浄徳寺への身許請を図るとともに、勸農衛に対して、谷田部藩江戸屋敷留守居を通じて、入百姓取立が成功した時には即乗が管理する「宗門懸所」、すなわち真宗本山の出張所という名目の新寺を入百姓取立地域に設置することの許可を本山へ願い出られるよう依頼した。

しかし、この時すでに即乗が手筈を整えていた浄徳寺住持は病死しており、若輩の当住に代わっていたため、浅草新堀の正行寺（板敷山正行寺と区別するため、以下新堀正行寺と表記する）が後見をしていたが、こちらも当住は老年で悴が諸事を代行していた。新堀正行寺は、同月十五日までに谷田部藩に提出する入百姓取立願書・即乗に対する身許請書等を持参するよう即乗へ指示した。提出された願書は「先預り置、築地御門跡輪番所申合之上、落着可致」と、これを預り、築地本願寺輪番所と話し合いの上で落着すると新堀正行寺は伝えている。

十二月十七日、即乗は新堀正行寺悴と共に、入百姓取立願書を勸農衛に提出する。勸農衛はこれを預り、新堀正行寺へ谷田部藩の入百姓取立に關して、真宗本山に対し「入用」すなわち費用の負担は一切求めない旨と、築地本願寺輪番で問題がないと判断されれば即乗の入百姓取立願は許可される旨の返答をしている。

勸農衛が預り置いた願書は、①即乗より「細川長門守様御役人中様」宛の即乗による入百姓取立の世話を求める願書、②①の願書を受け新堀正行寺から「細川長門守様地方御役所」宛に即乗の身許請をしつつ、彼による入百姓取立

を求める願書、③新堀正行寺から「細川長門守様御内中村勸農衛様」宛の副状、合計三通である。細川長門守は、谷田部藩主の細川興徳のことである。①は論を展開するにあたり重要であるため、全文を掲げる。

【史料①】

乍恐以書付願上候

八木岡村常光院寺僧束乗奉申上候、拙僧儀は九州筑後国棚町出生に御座候処、築地御門跡御山内浄徳寺身寄之者御座候に付、若年之時より御山内へ罷出役僧相勤罷在候処常州板敷山正行寺世話を以、野州山本妙伝寺無住、殊に一橋様御領知為荒地開発入百姓御取立被遊候趣に付妙伝寺へ引移、入百姓三拾軒余も取立右妙伝寺旦那に付候処猶又同州八木岡にて新地再発仕入百姓取立候趣に付、七ヶ年以前、又候八木岡村引越候処、再発場所至て少分に付古百姓而已にて開発仕候間、空敷借寺仕候処、今般以御趣法御領内荒地再発之ため入百姓御取立被遊候趣に付、及承奉願上候儀は、拙僧山本村妙伝寺住職仕候砌、取立置候百姓内二男三男猶又右之者共親類身寄之もの之内、慥成者共相撰入百姓仕奉差上度奉存候、尤諸入用儀は右取続開発料御下ヶ被成下置候様奉願上候、尚又親元拙僧方にて夫々手当仕、取続相成候様可仕候、右取立百姓之儀代々浄土真宗にて、御門跡直門徒に御座候間、是迄之宗門に相成候様奉願上候、右之通に御聞濟被仰付被成下置候はゞ、難有奉存候以上

八木岡村常光院借寺

束乗 印

天保六未年十二月十五日

細川長門守様

御役人中様

冒頭で、即乗は筑後に生まれ、ゆかりのあった築地本願寺内浄徳寺の紹介で築地本願寺の役僧を務め、のち常陸国の板敷山正行寺⁽¹⁸⁾の幹旋で下野国に移り、一橋家領の芳賀郡山本村の妙伝寺に入った、という経歴が述べられている。勧農衛に語った経歴にあった水戸の浄光寺の弟子となった点はみえず、築地本願寺の役僧から野州山本村に転じたことになっている。その理由は明らかにできないが、本章ではこの史料にみえる、即乗が山本村の荒地開発のために同村に所在する無住の妙伝寺に入り、入百姓三十軒程を檀家にした点を重視したい。彼は「荒地開発入百姓御取立」という、荒地起返に伴う人集めの手腕を有していた。かかる能力を期待されて山本村に移り、檀家を得たと考えられるのである。荒地起返に必要な人足を徴用する力があり、その地の寺を拠点としたことを経歴として示すことは、この文書が入百姓取立願書ということを踏まえても、僧侶の経歴としては異色である。僧侶の経歴ならば、血脈関係や修行、法会への参加などの履歴を書き立てるはずであるが、即乗の経歴を示す記述には、それら僧侶としての経歴はほとんどみえない。

【史料①】の後半部からは、山本村の入百姓に取立てた百姓の次男・三男や親類を谷田部藩領での荒地起返に動員する即乗の意図がみえる。即乗は初めて勧農衛や岸右衛門・久蔵と接触した時点から、自らの伝手で谷田部藩領に引き入れることのできる百姓があることを伝えていたが、それは山本村での人脈を前提としていたのである。

②の新堀正行寺が提出した願書には、即乗が「年来御坊所役僧相勤罷在候処、今般御領内常州谷田部郷荒地再発に付、以御趣法入百姓多分に御引入被成候に付御世話方仕度段奉願上候」とあり、長い間「御坊所」つまり真宗寺院で役僧を勤めていたという身許請の文言が入っていた。また、【史料①】の即乗の願書には、入百姓として取立てる百

姓について「代々浄土真宗にて、御門跡直門徒に御座候間、是迄之宗門に相成候様奉願上候」と、代々の真宗門徒であり、取立後も真宗門徒として処遇してもらいたいことを強調している。即乗は岸右衛門・久蔵らに入百姓を檀家にした宗門出張所である新寺を興したい旨も伝えていた。このように、谷田部藩領での荒地起返に伴う入百姓取立は、自らの拠点となる新寺を興すことができる即乗自身と、門徒が増える真宗組織の両者にとって利点を有していた。但し、後述するように両者の利害は必ずしも一致しなかった。

荒地開発に伴う入百姓取立は、もちろん谷田部藩にとっても有益であった。荒地開発を担う入百姓を得る術を持たない勧農衛は、人集めに長けた即乗の願書提出を受け入れている。

2 即乗の「欲情」

十二月二十一日、勧農衛は新堀正行寺に対し、即乗の入百姓取立願書に許可を出すため、築地本願寺輪番へ谷田部藩江戸屋敷の留守居が交渉に行くと言えた。新堀正行寺は「被仰越候儀委細承知仕候、昨日輪番所より此方へ達御座候間、今日罷出候即乗儀も委細承知仕候」と、留守居の交渉は了解し、昨日築地本願寺輪番所から新堀正行寺への達があったので即乗に伝えた、と返答した。この夜、即乗は勧農衛を訪ね、つぎの内容を述べた。

【史料②】

築地輪番所へ是迄懸所へ願出候向々、最初は都合宜敷処追々拝借等願出し御本山御迷惑相成候儀間々有之、因茲埒明兼当惑之よし申聞、先明日御使者之処は御見合被下度、

築地本願寺輪番所へは、これまで出張所である「懸所」設置願が方々からあり、最初は良いが、後々拝借金などを求めて本山に迷惑をかける場合が度々みられる。そのため輪番所は新規の「懸所」設置の許可を渋り、当惑している。ひとまず藩の留守居が築地本願寺輪番の元へ行くことは、見合わせてもらいたい、という趣旨である。これに続けて即乗は、「正行寺内存には自分旦那にも致度含相見」と、新堀正行寺が谷田部藩領へ入る入百姓を檀家にしたいという野心を持っているのではないか、という疑念を抱き始めていることを吐露した。それでは即乗が入百姓取立の世話をしても、「懸所」である新寺を興し彼らを檀家にすることはできないため、努力をする甲斐がない、というのである。

このような即乗の言葉からは、本山側である築地本願寺に対し各地から上げられる「懸所」の新設願に許可を出すと、経営が行き詰まった「懸所」から借財を申し出ることも多く、本山が苦慮する場合があったことが理解できる。荒地開発による入百姓取立とそれに伴う「懸所」の新設は、本山にとって必ずしも利点となる場合だけではなかった。確かに一方では門徒を増やすことにつながるが、経済基盤の脆弱な「懸所」の維持は、反対に本山の財政を圧迫することになるからである。一方、即乗にしてみれば、自身が管理する「懸所」を持つことは、真宗組織内の立場や経済基盤を安定させ、信仰活動を発展させる有効な手段であった。それを阻む新堀正行寺から伝えられた築地本願寺輪番所の言葉は、新堀正行寺が輪番所と結託し、自らが得るはずの利権を横取りする意図を即乗に推測させた。荒地開発による入百姓取立は、現場の僧侶と本山双方の檀家獲得という利益になる可能性を持つが、その利害は必ずしも一致するものではなかった。

勸農衛は即乗に対し「未タ入百姓引入不申先より往々旦那之争如何に付、全欲情之為に取懸候ては成就致間鋪、殊に出家ノ道におみては、右様之儀は有之間敷」と述べ、未だ入百姓を引き入れていないのに、檀家争いなどは如何なものか、出家をしている僧侶が「欲情」のために入百姓を取立てては成功しない、と諭している。勸農衛にとって、

入百姓を入れて荒地起返をし、藩の経営を安定させるという公の目的に対し、自坊を構えて檀家を持ちたいという即乗の希望は、私の「欲情」に過ぎなかった。勸農衛は輪番所へ藩の留守居が行くことを見合わせ、即乗の疑念が晴れたならば留守居を差し出すこととした。

翌十二月二十三日、勸農衛は即乗と共に新堀正行寺と面会し、昨夜の「懸所」設置の件などを質した。新堀正行寺はつぎのように回答した。即乗の入百姓取立に関する願書提出が済んだため、築地本願寺へ谷田部落入百姓取立の断りを入れなければならない。しかし、月末のためこれを行うことは難しい。先ず「懸所」の件は保留し当分谷田部には入百姓のみで入り、一両年中に入百姓を引き入れ多数になれば「呼寺号」を願い出て、それまでは新堀正行寺が出張して事に当たることが妥当である、と。これに対し勸農衛は「築地問合之儀は見合、引入百姓人別死失致候節は、寺送証文之通り最寄寺にて取形付候様申談」と、築地本願寺へ谷田部落入百姓取立の断りを入れる件は保留とし、入百姓の弔いに際しては寺送証文に示されているように最寄りの寺院が処理すると答え、このとおりに合意した。

このやりとりに現れる「呼寺号」とは、公式には認可されないが、宗派内では寺院として処遇される新寺の称号のことである。入百姓取立が一定の成果をみない間は新寺の設置は認めず、その間、入百姓の死に対する弔いなど寺院が行うべき諸事を自身が担当するというのが新堀正行寺の主張であった。暫定的であれ、新堀正行寺が入百姓に対して檀那寺のような役割を果たすことは、同寺による入百姓の檀家化の布石と理解できる。新堀正行寺が入百姓の檀家化を図っているという即乗の読みは、核心を突いていたといわなければならない。新堀正行寺もまた自身の経済基盤を獲得しようとしたのであった。

十二月二十四日朝、即乗は勸農衛を尋ね、「新堀正行寺引請にては後々迷惑出来可申、正行寺出張相成候ては自己為にも不相成間、先日差出願書差戻候様申出、其上谷田部へ下り入百姓世話而已致度」と伝えた。すなわち、新堀

正行寺に身許請をされている現状では、同寺の利益が優先となり、即乗が自坊を設置する道が絶たれるので、先日提出した入百姓取立願書を取り下げ、入百姓の世話のためだけに谷田部藩領に入りたい、というのである。しかし勸農衛は、昨日新堀正行寺と熟談し決定したこととして、前日の新堀正行寺との合意を覆すことはしなかった。十二月二十八日、勸農衛は新堀正行寺に書状を出し「御出張所願濟無之内は谷田部仕来通り 御公儀御議定之凌を以取扱申付候、兼て請証文之通り束乗身分之儀御引受可被下候」と、「出張所」つまり「懸所」の許可がない間は谷田部の仕来りで入百姓の弔いは行うこと、新堀正行寺が即乗の身許請は引き受けること、について念を押している。これに対する新堀正行寺からの返信には、勸農衛の指示に従う旨が記されていた。以降、谷田部藩側の新堀正行寺出張の許可は確認できない。

十二月二十九日、即乗一件について勸農衛は尊徳に書状を送っている。先に谷田部へ即乗が引越し入百姓を引き入れ、軒数が多くなれば築地本願寺に「懸所」を願い出て、取立てた入百姓を檀家とし、それまでの弔いは谷田部の仕来りで行うよう谷田部奉行中へ伝えた、とある。即乗が入百姓を取立て、彼らを檀家とする自坊を持つという望みは、絶たれたわけではなかった。江戸における入百姓取立願書一件の紆余曲折はあったが、即乗は入百姓取立の世話のため谷田部藩領小野崎村へ入った。

3 山本村における即乗

即乗は谷田部藩領に入るに際し、入百姓を檀家とする自坊を設け、そこで僧侶として活動することを望んでいた。彼は以前、山本村で入百姓の取立に関わり、彼らを檀家とする寺の住職となっていた経験がある。しかし、彼はその

立場を捨てて山本村から八木岡村に移り、そこで空しく七年を過ごしていた。即乗にとって、僧侶としての活動はどの程度まで重きを置くべき活動であったのか。本節では、この点を検証しておきたい。

山本村は、常陸国との国境付近にある下野国芳賀郡の村である。享保十五年（一七三〇）から幕領となり、延享三年（一七四六）一橋家領に転じ、文政十年（一八二七）幕領に復した。山本村の真宗門徒の入百姓取立は、つぎのように開始された。寛政七年（一七九五）より下野国幕領で真岡代官竹垣直温によって、越後国の幕領から真宗門徒の入百姓取立が行われた。文化四年（一八〇七）幕領村で入百姓が充足すると他領に彼らの差入れが行われ、一橋家領だった山本村へも二軒の入百姓が入っている。以降、文化四年から五年にかけて、山本村は笠間藩の入百姓誘致に実績を上げていた常陸国茨城郡稲田村にある真宗寺院西念寺と入百姓の斡旋に関して書状の往復をしている。⁽²⁰⁾ 文政四年（一八二二）には、すでに入百姓として入村し、定着していた長九郎と甚助の身寄りの者である五軒二十六名が新たに入百姓として加わっている。長九郎は、幕領となった後の文政十二年（一八二九）に「入百姓世話人」となっており、一橋家領期の文政十年より追々入百姓を引き入れ荒地起返が行われていたことを記録している。⁽²¹⁾ したがって、山本村は化政期を通して盛んに入百姓取立が行われていた村と理解できる。山本村の入百姓については、曾根総雄氏による詳細な検討があるので、⁽²²⁾以下同氏の研究に基づいて山本村の入百姓と、即乗が【史料①】で自らを「住職」と記していた同村の妙伝寺について確認してみよう。

山本村の入百姓は、領主一橋家に先んじて村が誘致し、領主側はこれを追認、必要な道具・日々の食糧等を支給し、起返地の貢租を期限付きで段階的に減免することを許した。

同村には、親鸞直筆と伝わる阿弥陀如来の「御高像」を有する阿弥陀堂が存在した。阿弥陀堂は寛政十二年（一八〇〇）に焼失し、文政元年（一八一八）村から領主へ再建とその援助を願い出て再建された。この時の願書で村は、

阿弥陀堂に帰依する者が入百姓として入村し、荒地起返による村の立直しを期待できることを理由に挙げていた。阿弥陀堂の再建は、明らかに真宗に帰依する入百姓の入村を意識していたといえる。文政十一年（一八二八）七月、築地本願寺役僧が山本村の元領主一橋家に宛てた門主の奉書には、親鸞直筆の阿弥陀如来を慕って門徒の者が入百姓として入村し、荒地の過半を起返したため年貢収納が増え、彼らは山本村に居着いていることが記されている。

しかし同じ奉書からは、同年には阿弥陀堂が存亡の淵にあったことも知られる。村役人が親鸞直筆の阿弥陀如来を自分たちで預かることを主張しており、そうなれば阿弥陀堂は廃寺となり、入百姓も村から出て行ってしまうことを門主が懸念している、というのである。奉書は、阿弥陀堂に信仰を寄せる入百姓がいれば、本山が出張所に指名した役僧を派遣して存続を図るが、阿弥陀堂が潰れてしまつては入百姓が難渋し他出してしまう、出張所と阿弥陀堂が潰れないように善処を願いたい、と結ばれている。

曾根氏はこの背景に入百姓と既住百姓の「摩擦」を想定する。氏が両者の間に「摩擦」を想定するのは、つぎのような事例を念頭に置いてのことである。文政十年（一八二七）入百姓甚助と既住百姓藤兵衛の間に問題が生じた。甚助は藤兵衛が持つ荒地の起返を望み、三年間は藤兵衛の年貢負担、四年目以降は甚助の年貢負担、三年以降、藤兵衛が必要とした場合この地を返還する、と互いに取り決めた。六年後、藤兵衛は甚助に返還を求めたが拒まれ、村役人に返還を取り計らって欲しいと願ひ出た。⁽²³⁾

これは確かに入百姓と既住百姓の間に生じたいさかいではあるが、かかる個別の事例だから両者の「摩擦」を全体に敷衍することは妥当ではなからう。むしろ、つぎのような点を考慮すれば、両者は相利的に共生できていた、という理解も成り立つ。他領でも入百姓は、既住百姓の耕作地の起返と作付を行っていた。⁽²⁴⁾それは、入百姓にとって年貢負担が減免された新しい耕作地の拡充機会となる。反対に、必ずしも農業に抛らない生業選択をする当時の既住百

姓にとつては、自ら耕地管理を行う手間が省ける。入百姓の荒地起返は、個別の百姓のみならず、村にとつても有益であった。⁽²⁵⁾

したがって本章では、かかる個別の「摩擦」よりも、阿弥陀堂の存廃が問題化した文政十一年（一八二八）という年が、即乗が山本村を去った天保六年（一八三五）の「七ヶ年以前」と符合することに注目したい。厳密には「七ヶ年以前」は翌文政十二年に相当しようが、門主の奉書には新たな役僧を派遣してでも阿弥陀堂の存続を図ろうとする意思が記されている。文政十一年七月の時点で山本村に真宗僧侶はいなかったためであり、即乗はすでに山本村を後にしていたとみなければならない。

先に、山本村に入った入百姓が期限付きで貢租の減免措置を受けたことを述べた。文化末年から文政にかけての山本村における年貢減免措置を具体的に記せば、田地の場合、最初の三年間は全免除、つぎの三年間は一反につき八升取、続く四年間は半分免除、その後は規定どおりの年貢が賦課されるというもので、畑地は荒地起返の始年より十年間は規定の四割、十一年目から十五年目は半分免除、以降は減免措置はなし、という取り決めであった。入百姓に対する優遇措置とでもいべき年貢の減免は、十年を越えたあたりから優遇幅が減じていったのである。【史料①】において即乗は、山本村に三十軒余の入百姓を入れたことを述べていた。その時期は詳らかにできないが、山本村には前述のとおり文化四年以降入百姓が入村しており、文化十年代に入村し減免期限を目前にしている者もいた。⁽²⁶⁾ 貢租優遇措置の期限に迫られていた入百姓にとって、山本村での耕作は魅力を感じにくいものとなっていたことは確かであり、同様の優遇措置を講じて入百姓を誘致する村は常陸国笠間藩領など、周辺地域に少なからずあった。このようななか、条件のよい他村に移るために山本村を去る決意をした入百姓がいなかったと考えることは、むしろ不自然である。

即乗が山本村を去った要因も、同様の理解が可能である。彼が「任職」を務めた妙伝寺には、文政八年（一八二五）村が起返のために入百姓に渡した荒田畑のうち、約六石分が割当てられていた。即乗は入百姓と同列の立場にあった、つまり即乗自身もまた入百姓としての側面を持っていたのである。もちろん、即乗は宗教者でもあった。彼が山本村を去るに伴って、阿弥陀堂の存廃問題が生じたことがそのなによりの証左である。阿弥陀堂の存廃問題は、個別の「摩擦」問題に帰されるより、優遇措置が切れる村に入百姓が魅力を感じなくなったところにこそ、原因が求められるべきであろう。

第二節 谷田部における即乗

1 入百姓世話方

即乗は、身許請寺院によって、谷田部藩領での僧侶としての活動をひとまず阻止され、「入百姓世話方」としての役割に徹することとなった。即乗が入った村々における入百姓取立の発端は、天保十四年（一八四三）勸農衛によって記された「趣法発端記録草稿」⁽²⁷⁾からうかがえる。

天保六年（一八三五）四月「小野崎村・手代木村・松木村へは是迄桜町御趣法に居付候黒鋏共引連、岸右衛門・久蔵兩人被御差越」と、岸右衛門・久蔵の両名が谷田部藩領小野崎村・手代木村・松野木村へ報徳仕法による開発に熟練した「黒鋏」を伴い入ってきた。これは、即乗が彼らを尋ねた半年前に当たる。即乗は谷田部藩領にこのような動きがあることを察知して、岸右衛門・久蔵のもとを訪ね、結果小野崎村を拠点に松野木村・手代木村の荒地開発

による入百姓取立を許されることになった。この開発の関係史料として、小野崎村が開発費用を記した、天保十年（一八三九）十二月「申歳新百姓諸入用渡方取調帳」⁽²⁸⁾（以下「諸入用取調帳」）と、天保十二年に岸右衛門・久蔵側がまとめたと考えられる「即乗跡譲渡取調一件帳」⁽²⁹⁾（以下「譲渡取調帳」）がある。これらに基づき、即乗による荒地開発・入百姓取立の経緯を検討してゆくことにする。

これら三村は相互に隣接し、いずれも新田村と考えられている。⁽³⁰⁾二宮尊徳が松野木村から小野崎村へ向けて用水堀を掘ったという伝承があることからは、⁽³¹⁾比較的開発の余地が残されていたことが推察できる。もとより尊徳自身がこの地で用水堀の掘鑿を指揮した事実はなく、岸右衛門や久蔵、あるいは即乗ら報徳仕法によって開発を実働した者が尊徳に読み替えられた伝承であろう。小野崎村には「即乗浦」という字名もあつた。⁽³²⁾

また「黒鋤」とは、一般的に専門的に開発や普請に従事する土木技術者を指すが、ここでは報徳仕法において重用された荒地開発の技術者「破畑」のことと考えられる。桜町領の「黒鋤」も、もともとは入百姓として同領に入った者と考えられている。⁽³³⁾谷田部領に入った「黒鋤」も、かかる入百姓であつた可能性がある。

「譲渡取調帳」のなかで即乗は、天保六年十二月、江戸へ向かつたと同時に、八木岡村から小野崎村に移つた、と述べる。即乗と一緒に村へ入つた入百姓は、久右衛門ほか二十二軒である。即乗を含めると二十四軒、人数は合計百三十余人であつた。彼ら入百姓には「夫食種穀、勸農両諸道具代共御手宛被下置、荒地再発相始候而已にて」と、起返の開始時に種粃・日々の食糧・開発に必要な道具などが手当として下し置かれていた。年貢の減免措置についての記載はないが、安政二年（一八五五）に至つても彼らは「面々発之田畑無年貢無高二て数年作り取」ることを許されていた。⁽³⁴⁾天保七年（一八三六）より天候不順から飢饉に見舞われるが、報徳仕法による趣法金が桜町陣屋より繰り入れられ「無難に相凌」いだという。

【表1】は、「諸入用取調帳」と「讓渡取調帳」をもとに作成した小野崎村と松野木村、手代木村の入百姓一覧である。配列は「帰発」すなわち起返した耕地面積が判明する者はその多寡により、そうでない者は史料に登場する順に面積のわかる者の後に記した。二十六軒二十七名の入百姓が確認できるが、このうち2清助、4岩右衛門、12清蔵、14清五郎、26又右衛門の二十三軒は即乗が天保六年に共に谷田部藩領に入ったと述べる者たちである。1源右衛門・平兵衛、3吉兵衛、13清八の三軒四名は、その後新たに上がった者たちということになる。1源右衛門・平兵衛は田畑とともに「帰発」の起返面積が広く、起返に伴う諸道具の数も飛び抜けて多い。百姓というよりもむしろ「黒鍬」や「破畑」など高度な土木技術を有する技術者を思い起こさせる。2清助、4岩右衛門、6金蔵、10町右衛門、18吉蔵、20平八、22重兵衛、26又右衛門は、即乗と共に谷田部藩領に入ったが、のちに離散した者たちである。残留した十軒よりも起返を行った田地面積が多少高めな点と、手代木村で取立てられた入百姓は全員離散した点に特徴がある。ただ彼らは天保十年十二月末に小野崎村が作成した「諸入用取調帳」にはその名がみえるので、天保飢饉を「無難に相凌」ぎ、天保十年末までの四年間は小野崎村と松野木村、手代木村で荒地開発に従事していたことは確かである。一方、天保六年の入村者のなかにも、天保十年末の「諸入用取調帳」には、すでに名のみえない者は八軒ある。離散者が出た理由を天保十一年（一八四〇）十一月、即乗は以下のように述べている。「風と一昨成年大病相煩、其後兎角肥立兼、次第に世話方不行届、旁以入百姓共之内（人名略）拾三軒、人別八拾人余致離散、残拾壹軒人別四拾人余に相成奉恐入候⁽³⁵⁾」と、即乗は天保九年（一八三八）に大病を患ったことと、その後の「肥立」つまり回復が思わしくないことによつて、だんだん入百姓の世話が行き届かなくなった、というのである。とはいえ、「新古之無差別、追々人氣相進、荒地再発、田畑四拾町歩余致出来」とも述べており、四十町歩ほどの荒地開発を達成していた。

【表1】 常陸国河内郡小野崎村・松野木村・手代木村の入百姓

番号	入百姓名	天保6年 12月 入百姓	天保10年 取調帳 記載	残留	離散	所持道具										取立村	出身地 (天保12年人請証文)	備考						
						郷発田 町	反 畝	郷発畑 町	反 畝	借 畝	佐野 鎌	平 鎌	柳 鎌	鎌 万能	筵				手 播	柄杓	鍋①	鍋②	樽	
1	源右衛門 平兵衛	※				7	2	5	4	2	0	18	35	6	13	15	300	16	16	(30人前)1 (20人前)4 (5人前)10	(10人前)8	3	小野崎村	源右衛門 平兵衛合算
2	清助	※		※		0	9	0	0	2	2	1	4		1	2	10	1	1	(20人前)1			手代木村	
3	吉兵衛	※	※-①			0	7	5	0	1	7	1	4		1	2	10	1	1	(20人前)1			手代木村	
4	岩右衛門	※		※		0	7	4	0	1	7	1	2		1	2	10	1	1	(20人前)1			手代木村	
5	嘉蔵	※		※		0	6	4	0	1	4	1	2		1	2	10	1	1	(15人前)1			手代木村	
6	金蔵	※	※-②		※	0	5	3															小野崎村	吉兵衛分に記載
7	久三郎	※		※		0	4	7	0	2	4	1	2		1	1	10	1	1	(15人前)1			松野木村	越中国新川郡筑村
8	源次郎	※		※		0	4	5	0	3	2	1	2				10	1	1	(15人前)1	(10人前)1		松野木村	越中国新川郡筑村
9	与惣右衛門	※		※		0	4	3	0	4	0	1	2	1	1		10	1	1	(30人前)1			小野崎村	越中国新川郡筑村
10	町右衛門	※		※		0	4	3	0	4	0	2	4	1	1		10	1	1	(15人前)1	(10人前)1		小野崎村	
11	久左衛門	※		※		0	3	4	0	3	5	2	2	1	2	1	10	1	1	(15人前)1	(10人前)1		小野崎村	越後国三島郡小島村 入百姓組頭
12	清蔵	※		※		0	3	4	0	3	0	1	2		1		10	1	1	(15人前)1	(10人前)1		小野崎村	越後国三島郡小島村
13	清八	※		※		0	3	2	0	2	8	1	2				10	1	1				松野木村	重八の誤りか?
14	清五郎	※		※		0	3	0	0	2	0	1	2	1			10	1	1	(15人前)1	(10人前)1		小野崎村	越後国三島郡小島村
15	善次郎	※		※		0	2	5	0	3	5	1	1				10	1	1	(15人前)1	(10人前)1		小野崎村	越中国新川郡筑村
16	新助	※		※		0	2	3	0	3	5	1	2				10	1	1	(15人前)1	(10人前)1		小野崎村	越中国新川郡筑村
17	松五郎	※		※		0	1	3	0	2	0	1			1	1	10	1	1	(15人前)1	(10人前)1		松野木村	越中国新川郡筑村
18	吉蔵	※		※						0	1	1	3		1	1	10	1	1	(20人前)1			手代木村	
19	重八	※		※																			-	
20	平八	※		※																			-	
21	藤助	※		※																			松野木村	越後国三島郡小島村
22	重兵衛	※		※																			-	
23	源兵衛	※		※																			-	
24	惣右衛門	※		※																			-	
25	藤兵衛	※		※																			-	
26	又右衛門	※		-																			-	
		23軒	17軒	10軒	13軒	14	5	0	8	4	0													

『二宮尊徳全集』23巻「申歳新百姓諸入用渡方取調帳」937～957頁、「即乗跡譲渡取調一件帳」959～970頁より作成

2 離散者と残留者

即乗は離散者が出た理由として、天保九（一八三八）年以降、自身の病気ゆえに世話が行き渡らなくなったことを挙げていた。ただ、離散の要因としてこの時期前後の谷田部落の事情も影響したと考えられる。

谷田部落では、天保八年（一八三七）七代藩主細川興徳が亡くなり、興建が八代藩主となった。興建は天保九年幕府より大坂城番に任ぜられ、この在任中は報徳仕法が表向きには中断することとなった。興建は病気のため御役御免となり天保十一年（一八四〇）には報徳仕法の再開がなされた。しかし、同藩の報徳仕法は本来中心とするはずの農村「復興」に重きを置かず、藩財政の再建に重心を移してゆくようになっていった。⁽³⁶⁾ 即乗が大病を患い、入百姓の世話が行き届かなくなったという時期の藩政は、このような状況にあった。したがって入百姓の離散は即乗ひとりの責任ではなく、報徳仕法中断の旨を聞きつけ、谷田部落領に見切りをつけて離村した者があった可能性も念頭に置かねばならない。

天保十三年（一八四二）尊徳は幕府に登用された。そのため、尊徳指導の報徳仕法による藩政改革を実行していた各領主は、その仕法を続けるならば、幕府に願書を提出し継続許可を得る必要が生じた。しかし、谷田部落は尊徳に相談することなく幕府へ願書を提出し、結果これを却下された。以降、谷田部落では尊徳の報徳仕法に拠ることはできず、そこに学んだ勸農衛によって改革が続けられることとなった。

天保九年、報徳仕法は表向きには停止されたが、実際には大幅な支出削減を伴いつつ荒地開発は継続されていた。⁽³⁷⁾ 小野崎村と松野木村には十軒四十人ほどの入百姓が残留し荒地開発は残った入百姓によって着実に進められていた。

【表2】 天保12年 小野崎村・松野木村残留入百姓田畑持高

村	入百姓	田畑	天保10年12月		天保12年閏正月		仕法発 自発	合計
			帰発田 町反畝歩	帰発畑 町反畝歩	田畑持高 町反畝歩	田畑持高 町反畝歩		
小野崎村	11.久左衛門 (新百姓組頭)	田	0.3.4.0		0.9.7.0	御趣法発	1.3.1.0	
		畑		0.3.5.0	1.0.0.0	-		
	12.清蔵	田	0.3.4.0		0.5.0.24	御趣法発	0.8.0.24	
		畑		0.3.0.0	0.9.8.0	-		
	16.新助	田	0.2.3.0		0.7.2.0	御趣法発	0.9.5.0	
		畑		0.3.5.0	0.2.3.0	自分発		
	15.善次郎	田	0.2.5.0		0.7.2.0	-	0.9.2.0	
		畑		0.3.5.0	0.6.7.0	御趣法発		
	9.与三(惣)右衛門	田	0.4.3.0		0.2.5.0	自分発	0.9.1.0	
		畑		0.4.0.0	0.4.8.0	御趣法発		
14.清五郎	田	0.3.0.0		0.4.3.0	自分発	1.3.8.0		
	畑		0.2.0.0	0.8.3.0	-			
五郎左衛門持	畑			1.0.8.0	御趣法発	1.1.0.0		
				0.3.0.0	自分発	1.0.0.0		
松野木村	7.久三郎	田	0.4.7.0		1.0.0.0	御趣法発	0.7.5.0	
		畑		0.2.4.0	0.2.8.0	御趣法発		
	8.源次郎	田	0.4.5.0		0.4.7.0	自分発	0.6.5.0	
		畑		0.3.2.0	0.2.0.0	御趣法発		
	21.藤助	田	-		0.4.5.0	自分発	0.6.2.0	
		畑		-	0.6.2.0	-		
	17.松五郎	田	0.1.3.0		0.3.0.0	御趣法発	0.5.2.0	
		畑			0.2.2.0	自分発		
				0.5.3.0	-	0.5.3.0		
				0.2.0.0	御趣法発	0.3.3.0		
				0.1.3.0	自分発	0.5.6.0		
借家	八郎右衛門	畑		0.2.0.0	-	0.7.5.0		
借家	亀蔵	畑		0.7.5.0	-	0.4.1.0		
18.6.2.24								

『二宮尊徳全集』23巻「即乗跡譲渡取調一件帳」の内
「小野崎村松ノ木村新百姓田畑持高手作之分取調左之通」
965～968頁より作成
入百姓に付した番号は【表1】で用いたもの

【表2】は、天保十年（一八三九）と天保十二年（一八四一）を比較した残留入百姓の起返面積である。天保十二年閏正月に作成された「小野崎村松ノ木村新百姓田畑持高手作之分取調左之通」⁽³⁸⁾に基づいている。入百姓の名前の前に付した番号は【表1】に用いた番号と同じである。【表1】で彼らは離散入百姓より多少起返し面積は低い部分があったが、報徳仕法の表向きの中止

を受けるも継続していた荒地開発のなかで、仕法による起返と自らも起返を行って、成果を上げている。まず田地についてみれば、11久左衛門・14清五郎は、帰発田畑を三倍ほど増加させ、11久左衛門は後に新百姓組頭となる。天保十二年閏正月には、小野崎村に残留した入百姓は、ほぼ一町歩の田地持高を得ていたことになる。畑地の持高増加もみられる。14清五郎は一町歩以上の畑地を持つ百姓となった。小野崎村に残留した入百姓は畑地も一町歩ほどの持高となっていた。残留者も相当な面積の荒地開発を行っていたといえる。

しかし、この残留者の起返面積を合計すると十八町余となり、即乗が述べていた四十町には届かない。入百姓は、

自身が耕作する田畑だけでなく、村全体の手余地の起返も担当していた。そのため、既存百姓や退転百姓の耕地の起返にも携わっていたから、⁽³⁹⁾このような面についても確認しておく必要がある。【表3】は入百姓が起返した小作地や退転百姓地など起返に関する天保十二年に書かれたいくつかの記録をもとに作成したものである。⁽⁴⁰⁾まず「御趣法発田方小作分」からは、およそ三町二反の耕地が起返されたことがわかる。ここを耕作する入百姓は三名のみで、五、六kmほど離れた金田村の百姓が起返田地に出作をしている。

「手代木村立退畑方小作」は、手代木村における離散入百姓跡地の畑地小作に関する記録で、一町五反七畝の荒地開発が認められる。この場所は、入百姓として入った者が小作を担当していた。字には「用水」や「用水堀」といったものがみられ、尊徳によって松野木村から小野崎村にかけて掘られたという用水堀の存在をうかがわせる。⁽⁴¹⁾用水堀の新設はもとより、その維持・管理には高度な土木技術が必要とする。先に入百姓のなかには土木技術者である「黒鍬」がいた可能性を指摘したが、この場所の耕作を担ったのが即乗とともに谷田部藩領に入った入百姓であることを考えれば、彼らもそのような土木技術を持つ者であった蓋然性は高くなる。

「手代木前再開畑立退百姓無仕付之分」からは、一町二反の起返が確認できる。手代木前は入百姓が再開して立ち退いた跡の小野崎村内の畑地で、耕作を担当しているのは入百姓ではない。小野崎村の既存百姓と理解される。「手代木村立退新百姓田方御趣法作之分」からは、およそ三町一反七畝の再開発耕地の存在が知られる。手代木村から離散した入百姓持高だった小野崎村内の田地を、報徳仕法の負担で作付する分である。

以上、小作地・退転百姓の跡地を対象に起返耕地の面積について検討した。ここで確認された起返耕地はおおよそ九町で、残留入百姓が再開発した十八町余と合わせても即乗が述べていた四十町にはなお十町以上も及ばない。この、残る十町に余る荒地開発を担ったのは、一体誰なのか。次項ではこの点を検討してみよう。

【表3】 天保12年 小野崎村・手代木村開発小作地及び手余耕作地

天保12年開正月 記録名	田 畑	町反数歩	町反数歩	耕作村	字名	入百姓	既住百姓	居住村		
御題法発田方小作分	田	3,190	0.200	小野崎村	立ノ下	9与三(惣)右衛門	伊兵衛	小野崎村		
			0.160			17松五郎			伊右衛門	松野木村
			0.300						弥右衛門	
			0.300						与兵衛	
			0.200						常右衛門	
			0.200						久兵衛	
			0.150						利兵衛	金田村
			0.150						伊兵衛	
			0.300						忠兵衛	
			0.200						新兵衛	
			0.200						仁右衛門	
			0.200						源右衛門	
0.130		16新助	源右衛門							
0.300		0.300	①彦兵衛	小野崎村						
手代木村立退跡 畑方小作	畑	1,570	0.100	手代木村	用水堀東	11久左衛門	①彦兵衛	小野崎村		
			0.100			11久左衛門				
			0.080			用水西				
			0.070			11久左衛門				
			0.070			11久左衛門				
			0.070			14清五郎				
			0.070			用水東				
			0.100			12清蔵				
			0.040			12清蔵				
			0.040			西				
			0.140			12清蔵				
			0.040			用水堀東				
0.050	0.050	16新助(惣)								
0.020	0.020	16新助(惣)								
0.100	0.100	15善四(次?)郎								
0.070	0.070	15善四(次?)郎								
0.050	0.050	15善四(次?)郎								
0.150	0.150	9与三(惣)右衛門								
0.050	0.050	9与三(惣)右衛門								
0.040	0.040	9与三(惣)右衛門								
0.040	0.040	用水堀西								
0.050	0.050	用水堀東								
0.050	0.050	用水堀西								
0.050	0.050	用水堀東								
0.050	0.050	21藤助(小)	松野木村							

天保12年開正月 記録名	田 畑	町反数歩	町反数歩	耕作村	字名	入百姓	既住百姓	居住村	
手代木村立退新百姓 田方面題法作之分	田	3,177	0.300	小野崎村	手代木前	17松五郎	④又右衛門	松野木村	
			0.100						②彦兵衛
			0.300			小野崎村			③惣右衛門
			0.300						④又右衛門
			0.300						⑤重兵衛
			0.200						⑥源兵衛
			0.245						③惣右衛門
			0.250						④又右衛門
			0.2515						⑥源兵衛
			0.176						⑤重兵衛
			0.2012						⑥源兵衛
			0.0812						⑤重兵衛
0.0810		⑥源兵衛							
0.0818		④又右衛門							
0.087		④又右衛門							
0.1610		17松五郎							
0.1410		③惣右衛門							
0.126		⑤重兵衛							
0.1212		④又右衛門							
0.072		⑥重兵衛							
0.100		⑥源兵衛							
0.082		④又右衛門							
0.160		①彦兵衛							
0.150		⑦長右衛門							
0.230		⑨平八							
0.150		⑨平八							
0.220		⑦長右衛門							
0.220		⑦長右衛門							
9,137				立ノ下			金田村		

『二宮尊徳全集』23巻「即乗跡譲渡取調一件帳」の内
「御題法発田方小作分」・「手代木村立退跡畑方小作」・「手代木前再
開畑立退百姓無仕付之分」・「手代木村立退新百姓田方御題法作之分」
964～965頁より作成

・入百姓名に付した番号は【表1】で用いたもの
・既住百姓の丸数字は小野崎村居住者と考えられる者のみ付した

3 入百姓としての即乗

即乗は「入百姓世話方」として小野崎村に入った当時を「新百姓久右（左、筆者註）衛門（中略、百姓名）召連自分共都合式拾四軒人別百三拾人余引移」と振り返っていた。⁽⁴²⁾ 即乗は、自身をも「新百姓」の一員とみなしているかのような表現である。確かに、即乗は自らも耕地の起返に従事していた。⁽⁴³⁾ 【表4】は「即乗手作田方御趣法発之事」・「御趣法発即乗手作畑方」⁽⁴³⁾より作成した、天保十二年閏正月時点で彼自身が報徳仕法により田畑起返をし、自ら耕作している農地の場所と面積の一覧である。田地は三町七畝で、一町五畝を開発し作付している字「屋敷前」が目を引く。また、このなかには離散入百姓である長右衛門の跡も含まれている。畑地では四町ほどの作付をしていた。字「向畑」の一町が最大である。作付された作物は、小麦・菜種・大麦である。一年前の「当子取穀並諸道具取調帳」⁽⁴⁴⁾には岡

【表4】 天保12年 小野崎村即乗仕法起返手作田畑

区分	字	町反畝	備考
田	屋敷前	1.5.0	
	天王前	0.1.4	
	大沼分	0.7.0	
	天神下	0.3.5	長右衛門分
	手代木前	0.1.8	
	手代木前	0.2.0	
田方合計3町7畝			
畑	やしき	0.5.0	
	向畑	1.0.0	
	用水西	0.5.0	
		0.0.6	
	高前	0.7.0	
		0.2.5	
	東屋しき	0.5.0	
古宿	0.5.0		
畑方合計4町1畝			
畑方内訳		0.7.8	無仕付
		0.5.9	小麦蒔
		0.4.0	菜種蒔
		2.2.4	大麦蒔
仕付合計3町9反3畝			

『二宮尊徳全集』23巻
「即乗跡譲渡取調一件帳」の内
「即乗手作田方御趣法発之事」「御趣法発即乗手作畑方」
963～964頁より作成

ている農地の場所と面積の一覧である。田地は三町七畝で、一町五畝を開発し作付している字「屋敷前」が目を引く。また、このなかには離散入百姓である長右衛門の跡も含まれている。畑地では四町ほどの作付をしていた。字「向畑」の一町が最大である。作付された作物は、小麦・菜種・大麦である。一年前の「当子取穀並諸道具取調帳」⁽⁴⁴⁾には岡

【表5】 天保11年 小野崎村即乗取穀・諸道具調

収入	取穀見積	田方3町歩 手作分	取米60俵	金24兩2分 + 錢482文	支出	此払	半兵衛給金	金2兩	
		岡穂7反歩	取米13俵	金6兩1分 + 錢692文			はつ給金	金1兩2分	
		大豆4反歩	取豆6俵	金3兩			米吉給金	金2兩	
		小豆3反歩	取豆6俵	金3兩			駒吉給金	金1兩2分	
		綿2反歩	取綿10貫目	金1兩1分			徳右衛門給金	金2兩	
		蕎麦7反歩	取穀6俵	金1兩2分		粕代払	金1兩		
		味噌4本		金2兩		≪金10兩			
		馬1疋		金3兩		即乗下館引越 入用金	御尊様	金10兩	
		馬1疋		金2兩			開山聖人様	金6兩	
		≪金46兩2分 + 錢1貫178文					隠居金	金15兩	
		有物見積	大釜	1ツ			金3分	内敷買物	金2兩
			荷倉	1ツ			金2朱	太鼓請戻し	金3分
			茶釜	1ツ			錢700文	仏具請戻し	金1兩2分
	唐鍬		2丁	金1分	畑4反歩請戻し		金6兩		
	作鍬		5具	金2分	田8反歩余請戻し		金20兩		
	草苜鎌		10丁	錢1貫500文	≪金61兩1分				
	山刀		2丁	錢600文	2口合計金71兩1分				
	斧		1丁	錢500文	※差引 金4兩2分2朱 + 錢266文 不足				
	...								
	古椀		10人前	錢300文					
	茶碗		10	錢300文					
	並皿		10人前	錢200文					
	古蒲団		4ツ	金1兩					
	...								
	≪金11兩2分2朱 + 錢17貫248文 (為金14兩2朱 + 錢248文 但6貫800文替)								
	耕作見積		大麦1町4反歩	見積14俵	凡金2兩2分				
			小麦1町2反歩	見積12俵	凡金2兩2分				
			菜種2反5畝歩		凡金3分				
			≪金5兩3分						
	3口合計金66兩2分1朱 + 錢154文								

『二宮尊徳全集』23巻
 「当子取穀並諸道具取調帳 小野崎村即乗」
 957 ~ 959 頁より作成

穂（陸稻）・大豆・小豆・綿・蕎麦の作付を行っていることが確認できる【表5】。作付を行っていない土地は天保十二年には八反程度ある。これらを総合すれば、およそ八町となる。先に示した残留入百姓持高は十八町余、起返小作地・退転百姓地は九町であった。このほかに手代木村に入った入百姓が離散し荒地となってしまった田畑二町五反⁽⁴⁵⁾があり、即乗起返地約八町を合わせれば約三十七町余となり、即乗の述べていた開発面積四十町余に大きく近づく。谷田部落領における荒地起返には、即乗自身も大きく貢献していたのである。山本村の妙伝寺にいた即乗が、一般の入百姓同様、村から荒地起返の耕作地を割当てられた入百姓としての一面も持っていたことも思い起こされよう。

即乗が有する耕地を【表1】【表2】によって他の入百姓のそれと比較すると、【表1】

の高度な土木技術者と推察した1源右衛門・平兵衛を除けば、入百姓のなかでも群を抜いた作付面積であることが理解できる。他の入百姓に突出した即乗の農業経営は彼単独では困難であった。【表5】は「当子取穀並諸道具取調帳」に基づき、即乗が小野崎村を離れる際に処分する品々の時価と支払うべき経費を計算した書類の内容を一覧化したものである。⁽⁴⁶⁾ここからは、即乗は女性一人を含む作人五名を雇っていたことや、馬を二匹所有していたことがわかる。男性の給金は、一人を除き金二両、男性一人と女性は金一両二分であった。彼らのなかに入百姓名は見当たらない。このほか数々の農具、生活道具である椀・茶碗、布団類が所持品として確認できる。茶碗が十人前、布団が四つと複数あることは、作人を含めた来訪者があったことを意味しよう。即乗は単なる入百姓とともに耕作する僧侶ではなく、一つの経営体の代表者でもあった。

第三節 谷田部を離れた即乗

1 即乗の引退

即乗は、荒地起返のために取立てられた入百姓の世話のために谷田部藩領に入り、自らを含めて同藩の農村「復興」に貢献した。同藩領の「復興」については、尊徳が嘉永二年（一八四九）につきのように振り返っている。谷田部藩の報徳仕法について、仕法導入以前の荒地は同藩領の六割近くあるなか、荒地開発により数百町の田地を開き、その荒地の半分が復旧した⁽⁴⁷⁾。即乗はそのような藩領「復興」の一部を確かに担ったのである。

しかし、前述のように天保九年（一八三八）に病を得、同十一年（一八四〇）には年齢も五十四歳となり老衰した

ため「入百姓世話方」が行き届かないと、その免除を岸右衛門・久蔵に願い出たのである。同年十一月、即乗は「入百姓世話方」を辞することを許された。「入百姓世話方」を退くと小野崎村に居することができず、その後の居所について、桜町陣屋側の岸右衛門・久蔵に対し下記のような依頼をしている。⁽⁴⁸⁾

【史料③】

身分之儀及御歎談候間、此段御汲取宜敷御取計有之候様致度、且は年来御懇意を結び奉蒙御厚高恩候儀、永不致忘却、御武運長久、五穀成就之祈念仕度奉存候間、追て一己安住之場所も有之候は、此上共預御世話申度、偏に御頼申入候処如斯に御座候

恩を蒙った人々の「御武運長久、五穀成就之祈念」を行うための「安住之場所」を確保したいという即乗の思いがわかる。やがて即乗の移転先は、下館に決定する。

即乗が「入百姓世話方」を辞することが許された天保十一年十一月、彼の収入と支出を書き上げた「当子取穀並諸道具取調帳」を一覧化した【表5】⁽⁴⁹⁾を参照いただきたい。支出項目の「即乗下館引越入用金」に仏像・仏具五点がある。太鼓や仏具は「請戻し」するのに対して、本尊などは純粹な支出となっており、新規に取得するものと考えられる。しかし、二か月後の天保十二年（一八四一）閏正月に引越先である下館に即乗が持参する家財を調べた【表6】⁽⁵⁰⁾には、「阿弥陀如来」・「仏具類」が入っており、新規に取得したのか、本来即乗が持っており、小野崎村にて使用していたのかは定かではない。ただ、太鼓や仏具を「請戻し」するのであるならば、小野崎村に住している間は、これらは手許になかったことになる。即乗は、同村においては真宗僧侶としての活動を積極的に行っていなかったと判断せざるを得

【表6】 天保12年即乗家財持参品

品名	個数	品名	個数
阿弥陀如来	一鉢	振桶	壹荷
仏具類	取揃品々	馬	壹疋
挟箱	壹ツ	荷鞍輿	壹ツ宛
机	壹ツ	春臼(但壹斗式升張)	式ツ
行燈	壹ツ	杵	式丁
蓆盆	式面	箕	式挺
錢箱	壹ツ	式升枡	式ツ
柳骨利	三ツ	膳	拾人前
箆筒	壹棹	箱膳	式ツ
長持	壹棹	小戸棚	壹ツ
蒲団	八枚	白米	四五入 式俵六斗
夜着	式枚	稗 五斗入	四俵
鍋(但五升焚小鍋共)	三ツ	煎鍋	壹ツ
大釜(但壹斗式升張)	壹ツ	徳利	三ツ
飯釜	式ツ	小瓶	式ツ
茶釜	壹ツ	銚子	壹ツ
鍬	式丁	三ツ組盃台付	壹組
鉄搭	三丁	大皿	式前
鋸	壹丁	奈良茶碗	五ツ
鉈	壹丁	茶碗	三ツ
鉞	壹丁	巨燵爐	壹ツ
四斗桶	拾本	包丁	壹丁
半切桶	三ツ		合計45品

『二宮尊徳全集』23巻「即乗跡讓渡取調一件帳」の内
「即乗家財持参品取調之事」962～963頁より作成

ない。新堀正行寺との入百姓の檀家帰属をめぐり確執も考慮すれば、谷田部藩領において彼が真宗僧侶として活動することは難しかったはずである。小野崎村での即乗の活動は、山本村でのそれとは異なり、僧侶とはいえ、ひたすら開発者・入百姓に徹したものであったと考えなければならぬ。

2 宗門改と人請

即乗が僧侶としての活動をほとんど行えなかったとすれば、入百姓の宗門改を誰が担ったかという点が問題になる。結論から言えば、小野崎村の入百姓に対して宗門改は必要なかった⁽⁵¹⁾。ただ、身許請をする人請証文は必要であったようで、即乗が受取先になることはみられた。つぎに示す二通⁽⁵²⁾は、その人請証文を岸右衛門・久蔵が写し

たものであるが「細川長門守様御世話方即乗」としての、現在知りうるなかでの最後の仕事であった。

【史料④】

小野崎村松ノ木村新百姓人請証文式通即乗より左之通取置候事

差上申一札之事

善次郎

与惣右衛門

新助

久三郎

源次郎

松五郎

右六人之者、生国越中国新川郡鉦村出生之者に御座候、身元慥成人に付私引請に相成申候上は、右六人之者身分に付、万一如何様之儀出来候共、私引受御世話方之御苦勞に少も相掛け申間敷候、為後日人請一札仍如件

常陸国新治郡朱津久郡

幸右衛門 印

天保十二年正月

細川長門守様

御世話方即乗様

残留入百姓中六軒は「越中国新川郡鉦村」の出身であった。鉦村という名の村は同郡にはないが、隣の「元」が「本」に通じることから、新川郡鉢村に比定できよう。寛政期から北関東の各領主が行っている入百姓取立において、越中国新川郡・砺波郡出身者は少なからず確認されている。⁽⁵³⁾ 身許請を担った幸右衛門の所在は「常陸国新治郡朱津久郡」すなわち新治郡志筑郷と解釈でき、交代寄合の旗本領地であった。⁽⁵⁴⁾ 幸右衛門がどのような者か判然とせず、越中国出身者六名の身許請ができる人物であるという以上のことは不明である。

【史料⑤】

差上申一札之事

久左衛門

清蔵

清五郎

藤助

右四人之者、生国越後国三嶋郡小嶋谷村出生之者に御座候付、身元慥成者に付私引受御請に相成申候間、右四人之者身分に付、万一如何様之儀出来候共、私引請御世話方之御苦勞に少も相掛申間敷候、為後日一札仍如件

下野国芳賀郡小泉村

助右衛門 印

天保十二丑年正月

細川長門守様

御世話方即乗様

右之通即乗より請取置候事

残る四軒は「越後国三嶋郡小嶋谷村」出身者で、同村は旗本稲葉氏と幕府の相給村である。寛政年間にはじまった幕領下野国真岡代官所おける代官竹垣直温の入百姓取立では、越後国幕領より百姓を移動させており、文化四年（一八〇七）には即乗の入った山本村に入百姓二軒の差入れを行っていた。引請人である助右衛門の小泉村は山本村の隣村であり、小泉村にも竹垣から入百姓二軒の差入れがあった⁽⁵⁵⁾。したがって助右衛門も山本村近隣の入百姓に関する人物である可能性がある。筆頭の久左衛門は、残留入百姓のなかでも新百姓組頭になった者⁽⁵⁶⁾で、即乗が小野崎村を去るに当たって、村役人と共に即乗の残し置く穀物についての処理を担当している。天保十二年（一八四一）、即乗が務めていた入百姓の世話役は小野崎村の高野直重という人物に継承された⁽⁵⁷⁾。

3 引退後の即乗

「安住之場所」を求めた即乗は小野崎村の即乗跡譲渡に関する処理を終え、天保十二年（一八四一）十二月下館に移り、西派の真宗寺院光徳寺の「留守居」となった。下館藩も谷田部藩と同じく尊徳指導の報徳仕法を採用し、天保九年（一八三八）より藩政改革に着手していた。下館藩の荒地開発は天保十年（一八三九）からはじまっていたが、同藩の荒地開発に即乗が関与した形跡はない。

ただ、下館藩の仕法に関する記録には、彼の名が現れる。「報徳金貸付名前番号付帳」⁽⁵⁸⁾天保十二年十二月の条に、

報徳仕法準備金である報徳金のなかから金拾兩を貸付けられた者として「光徳寺即乗」の名が確認できる。天保十二年十月から翌年九月の「荒地開発難村旧復趣法入用米金請払帳」⁽⁵⁹⁾には、「是は光徳寺留守居即乗、同寺修復並暮方差支拝借相願申候」とあり、貸付けの理由が寺院修復と生活費のためであったことがわかる。【表5】に示した、谷田部から下館への引越経費の収支では金四兩余が不足していたため、この不足分を含む借用をしたものと考えられる。もはや即乗には、報徳仕法を利用し入百姓取立をして荒地開発の世話方をする姿は認められない。そこには、西派の真宗寺院光徳寺の「留守居」として、恩を受けた人たちに対する「御武運長久、五穀成就之祈念」を勤行する僧侶の姿があるだけである。ただ、【表5】の「即乗下館引越入用金」のなかには、田畑合計一町二反の請戻し金を計上しており、下館の地で耕作地を得ようとしていた。即乗は開発からは退いたが、農業経営者としての一面は持ち続けたと考えられる。

即乗は貸付金を、五年かけて皆済している。そのため下館藩領における報徳金返済に関わる帳簿には、弘化四年（一八四七）まで即乗の名が確認できる。この時すでに彼は六十一歳、のちの消息は記録に現れず一切不明である。

おわりに

以上、近世後期における北関東への入百姓誘致に関わった真宗僧侶の活動の実態を、即乗を事例に検討してきた。筑後柳川藩領に生まれた即乗は、縁者を頼って関東に移り、真宗僧侶としての経歴を積んだ。彼は、北関東各地の荒地開発を担う入百姓を取立て、彼らの定着と繁栄の上に、自坊を持ち宗教活動を行うことを望んでいた。しかし、そのような「欲情」は、自身の身許請寺院によって阻まれてしまう。即乗は、入百姓と共に荒地起返地に入り、その

世話方をしながら、自らも彼らと共に耕作に従事し、谷田部藩の農村「復興」に専念することになる。自坊を持ち、僧侶としての宗教的な活動をすることは結局ないまま、彼は谷田部藩領から離れる。下館に「安住之場所」を得た即乗は、真宗寺院の留守居となり、厚意を得た人々の「御武運長久、五穀成就之祈念」をしながら余生を過ごした。

『二宮尊徳全集』所収の史料から確認できた即乗の足跡は、概ね以上のようなものである。そこからは、従来の入百姓に関わる真宗本山や僧侶に対して示されてきた理解とは異なる様子が見えてきた。即乗は僧侶であるが、荒地起返や耕作を行った入百姓の世話方としての活動が目立ち、荒地起返に伴う入百姓集めの能力を自負していた。彼に動員される入百姓のなかには、熟練した土木技術を身につけていたと推察される者もあり、入百姓は領主の優遇措置の期限をしたたかに見極め、行動する姿もうかがえた。即乗は、このような人々を差別する力を備えていた。かたや、即乗の宗教者としての活動には、やや淡泊さが認められた。本章が明らかにしたこのような即乗の姿からは、彼の教化活動に感化された人々が信仰心から帰依して集ったという結論を導くことは難しい。個別の僧侶と宗門組織の利害も、必ずしも一致するものではなかった。冒頭に示した真宗門徒の入百姓に対する研究は、再検討される余地を大いに残している。

即乗関係地図



原図：平凡社「日本歴史地名体系」特別付録 輯製二十万分一図 茨城県全図 明治十七年(1884)

● 即乗関係地 ○ 主な町 ▲ 主な山

〈註〉

- (1) 史料上には「新百姓」・「新取立百姓」などの言葉でも現れる。
- (2) 近年では「農村荒廃現象は、百姓の積極的な市場対応・戦略が生み出した、結果としての耕地の荒廃、離村行動だった」とする見解が示されている（平野哲也『江戸時代村社会の存立構造』御茶の水書房、平成十六年）。
- (3) 北関東における加賀藩領百姓の入百姓取立に関する先行研究には、五来重「北陸門徒の関東移民」（『史林』第三十三卷第六号、昭和二十五年）、坂井誠一「北陸門徒農民の北関東・東北移住」（『上越教育大学研究紀要』第二号、昭和五十八年）、岩本由輝「北陸浄土真宗信徒移民の展開」（『近代日本社会発展史論』ペリカン社、昭和六十三年）、有元正雄『真宗の宗教社会史』（吉川弘文館、平成七年）などがある。
- (4) 竹内慎一郎『北陸農民の関東東北移民』（入善町文化会、昭和三十七年）。
- (5) 筆者はすでに、関宿藩信太郡領の入百姓取立において、大乘という真宗僧侶が入百姓の世話と荒地開発を行っていることを明らかにしている（『牛久市史 近世』牛久市、平成十四年）。また、下総国結城の称名寺末寺であった正得（徳）寺教伝が、幕領であった結城郡山川村に対し入百姓取立の斡旋を行っていた（『結城市史 第二卷 近世史料編』結城市、昭和五十四年）。
- (6) 秋本典夫『北関東下野における封建権力と民衆』（山川出版社、昭和五十六年）など。
- (7) 註（3）五来論文、有元著書。
- (8) 註（3）坂井、岩本論文。
- (9) 坂井誠一「越中門徒の北関東移住」（『越中史壇』第二十四号、昭和三十七年）。
- (10) 『益子町史 第三卷 近世史料編』（益子町、昭和六十二年）。

- (11) 舟橋明宏『近世の地主制と地域社会』（岩田書院、平成十六年）、早田旅人『報徳仕法と近世社会』（東京堂出版、平成二十六年。）
- (12) 『二宮尊徳全集』第二十三巻仕法谷田部茂木領（二宮尊徳偉業宣揚会、昭和四年）、以下『全集』第二十三巻とする。
- (13) 報徳仕法を用いた農村「復興」についての研究として、大藤修『近世の村と生活文化』（吉川弘文館、平成十三年）、註（11）早田著書などがある。
- (14) 「天保六乙未年末乗身許請一件調書」（『全集』第二十三巻）。
- (15) 註（11）早田著書。
- (16) 「趣法発端記録草稿」（『全集』第二十三巻）。
- (17) 遠国出身の僧侶が、真宗寺院の留守居僧である看坊として交代で招かれる事例が、大阪や奈良で確認されている（上場顕雄『近世真宗教団と都市寺院』（法蔵館、平成十一年）、木下光夫「近世河内の真宗惣道場・看坊・門徒と自庵化運動―河内国丹北郡若林村立法寺を事例に―」（『大阪商業大学商業史博物館紀要』第八号、平成十九年）、奥本武裕「近世大和の惣道場と看坊―浄土真宗寺院の住僧はいかにして供給されたか―」（『奈良人権部落解放研究所紀要』第三十三号、平成二十六年）。
- (18) 板敷山正行寺について、宝暦七年（一七五七）〜明和二年（一七六五）の道中記である『祖師聖人御旧跡二十四輩道中記』（佛教大学図書館所蔵）には以下のようにある。「西方御坊板敷山大角院正行寺、此寺武州金川宿有、宝暦十二壬午年此所江引板敷山建立す、京都本願寺より宝物いろいろ有」と、本山よりの宝物があった寺院であることが確認できる。また、『開帳差免帳』（国立国会図書館所蔵）文化八年夏の条では、板敷山正行寺の開帳許可の記録があり、開帳場所は、即乗の谷田部入りに際し身許請をした新堀正行寺であったことがわかる。
- (19) 『栃木県史 史料編 近世三』（栃木県、昭和五十年）。
- (20) 註（10）。

(21) 註(10)。

(22) 曾根総雄「北陸門徒農民の北関東移住―下野国芳賀郡山本村の場合」(『東海大学紀要 文学部』第四十二輯、昭和五十九年)、同「移住農民」の農業経営について―下野国芳賀郡山本村の場合―(『東海史学』第二十号、昭和六十年)。

(23) 註(10)。

(24) 常陸国行方郡麻生藩領の入百姓も、自らに宛がわれた耕作地のみならず、他の既住百姓の耕作地を起返している(井上幸子「開発者としての入百姓」渡邊忠司監修『近世地域史文化史の研究』名著出版、平成三十年(本稿第二章))。

(25) 註(2)。

(26) 註(10)。即乗が妙伝寺「住職」であった期間は、当寺の住職墓域に、文政二年(一八一九)二月に没した顕浄法師の墓と、慶応四年(一八六六)二月に没した興愍演慈法師の墓が現存するので、この両者の間で、即乗の山本村入りは文政二年二月以降と判断できる。十年程度の在職期間となる。なお、墓碑銘より顕浄法師は周防国熊毛郡田布施村円立寺の出身であったことがわかる。

(27) 註(16)。

(28) 「申歳新百姓諸入用渡方取調帳」(『全集』第二十三卷)。

(29) 「即乗跡譲渡取調一件帳」(『全集』第二十三卷)。

(30) 註(13)大藤著書。

(31) 「報徳の馬鹿堀」(『つくばの昔ばなし』筑波書林、平成九年)。

(32) 註(29)の内「御趣法発田方小作分」(『全集』第二十三卷)。

(33) 註(11)。

- (34) 『つくば市史料集 第三編 谷田部藩(上)』(つくば市教育委員会、平成十七年)。
- (35) 註(29)の内「御頼申入一札之事」(『全集』第二十三卷)。
- (36) 註(13)大藤著書。
- (37) 註(13)大藤著書。
- (38) 註(29)の内「小野崎村松ノ木村新百姓田畑持高所作之分取調左之通」(『全集』第二十三卷)。
- (39) 註(24)。
- (40) 註(29)の内「御趣法発田方小作分」・「手代木村立退跡畑方小作」・「手代木前再開畑立退百姓無仕付之分」・「手代木村立退新百姓田方御趣法作之分」(『全集』第二十三卷)。
- (41) 註(31)。
- (42) 註(35)。
- (43) 註(29)の内「即乗手作田方御趣法発之事」・「御趣法発即乗手作畑方」(『全集』第二十三卷)。
- (44) 「当子取穀並諸道具取調帳」(『全集』第二十三卷)。
- (45) 註(29)の内「手代木村新百姓五人初メ立退跡荒地に相成候分取調左之通」(『全集』第二十三卷)。
- (46) 註(44)。
- (47) 註(13)大藤著書。
- (48) 註(35)。
- (49) 註(44)。
- (50) 註(29)の内「即乗家財持参品取調之事」(『全集』第二十三卷)。

- (51) 安政二年（一八五五）小野崎村の庄屋らは谷田部藩役所宛に、入百姓の起返持高を調査し村高へ入れる願書を書いていた。そこには「式拾年以来年数相立候ても今以新百姓とハ乍申、面々発之田畑無年貢無高にて数年作り取仕、剩未夕人別宗門之御定無之」との文言が確認される（註（34））。
- (52) 註（29）の内「小野崎村松ノ木村新百姓人請証文武通即乗より左之通受取置候事」（『全集』第二十三卷）。
- (53) 註（4）。
- (54) 同領の雪入村では文化年間に入百姓取立が行われている（「都賀家文書」茨城県歴史館所蔵）。
- (55) 註（19）。
- (56) 註（29）の内「即乗残置候前文之穀物是へ差加申候分」（『全集』第二十三卷）。
- (57) 註（34）。
- (58) 「報徳金貸付名前番号付帳」（『全集』第二十五卷 仕法下館領）。
- (59) 「荒地開発難村旧復趣法入用米金請払帳」（『全集』第二十五卷 仕法下館領）。

第四章 近世後期の荒地起返と林畑―常陸国谷田部藩領小野崎村における入百姓の活動―

はじめに

本章では、近世後期の常陸国谷田部藩領小野崎村を事例に、入百姓取立地における荒地起返と、それにより生成される「林畑」が有した意義を、取立村の地勢的特徴を踏まえて明らかにすることを目的とする。

入百姓⁽¹⁾とは現在、近世において荒地となった耕作放棄地の多い村へ他村から移動し、この地を耕作した百姓を指す。北関東の村々では、貨幣経済の浸透により十八世紀後半から労働力として、百姓が村から都市へ流出する耕作者減少が起こり、農村「荒廃」が進んだという。この農村「荒廃」に対応するため、特に常陸国・下総国・下野国を中心とする各領主のなかには寛政以降、荒地起返をする入百姓取立の仕法を採用した者が多くいた。⁽²⁾

近世後期の北関東における農村「荒廃」については、下野国芳賀郡を事例に、当該期の米価低迷に対する村の経営手段として、すなわち敢えて村から人を外稼ぎに出して人別を減少させ、田地を「荒廃」させて、荒地認定を領主から得るための戦略であったことが明らかにされている。⁽³⁾けれども、村は人を放出する一方で、外部から入百姓を導入していることも指摘されている。しかし入百姓がどのような目的で導入されたかは明らかにされていない。

従来、入百姓の導入理由は、封建権力による本百姓体制の堅持⁽⁴⁾と、北陸出身者の浄土真宗信仰に求められてきた⁽⁵⁾。しかし、筆者はむしろ彼らの開発者としての面に注目すべきであると考えて、いくつかの論稿を記してきた。⁽⁶⁾本章も、

そのような視点から、入百姓の活動の一端に触れることになろう。

行論では、関東地方に特徴的な地勢を踏まえ、水田を中心に据えた検討ではなく、人工的に畑地に植林された「林畑」を検討することになる。入百姓は畑地起返や、「林畑」から産出する材木の処置に関与していたからである。取立村における畑地をめぐる彼らの役割を導き出すことにより、入百姓の活動の一端を明らかにすることにもなるであろう。近世の林業・林産に関する研究は、山林を対象としたものが多いが、「林畑」のような人工的な林の持つ歴史的意義を説明することも、本章の目指すところである⁽¹⁾。

第一節 入百姓取立地の地勢的検討

1 関東平野の特徴

寛政以降、各領主が行った入百姓取立は、常陸国・下総国・下野国の村々に数多くみられる。まず、これらの地域の地勢的な特徴と産物について確認しておきたい。

関東の地形は大まかに捉えれば、北部から西部にかけて展開する山岳地帯と、日本最大の平野である関東平野から構成される。関東平野は平野とはいえ台地や丘陵が多く、水田が卓越している地域は利根川・荒川・多摩川などの流域に限られ、むしろ平地林と称される比較的低標高の緩傾斜地に存在する森林が面積の八割を占める。この平地林が、相模原・武蔵野・大宮・下総・常陸・那須野原の各台地や丘陵部に広がっている【図1】。水田域は河川が作った沖積地で土壌が豊かであるが、台地や丘陵部は関東ローム層と呼ばれる火山灰が堆積した洪積台地で、土壌は有機質に

乏しいため地力は低く、台地上の畑地で作付をするためには、落葉樹を中心とした平地林を造成し、落葉を堆肥として畑地に投入し、肥沃な耕地にすることが必要とされた。また平地林は、季節風による畑地の蝕害を阻む防風林として機能したほか、生活に必要な薪や木炭の供給元でもあった。⁽⁸⁾

ただし、関東ローム層の畑地は地力が低いとされながらも、透水性や保水性に富んでいる。⁽⁹⁾ 近世から練馬大根を代表とする商品野菜が育つ台地でもあり、肥料の投入や耕耘などの手当てをすれば十分に活用できる耕作地であった。関東では、田地よりも平地林をもつ畑地が優勢であった。

このことは、近世後期の農政書にも示されている。高崎藩の郡奉行であった大石久敬が寛政期に記した『地方凡例録』のなかには、上方と関東の耕作地の違いについて、以下のような記述がある。⁽¹⁰⁾ 「山城・大和・河内・和泉・摂津」の五畿内では、田地が三分の二・畑地が三分の一である。それに対し、「武蔵・相模・上野・下野・上総・下総・安房・常陸」の「関八州」には田地が少なく畑地が多い。このため関東の畑地では年貢が永納であった。畑地の多い関東の「関八州」に、「伊豆・甲斐・出羽・奥州」という東国の諸地域を加えて、やっと田畑の割合が上方と等分になるという。『地方凡例録』では、上方・関東の国分けを述べるなかで、特徴として耕作地である田畑の割合が同じではないことを示し、関東の畑作に関する貢租は永納であることを述べているのである。

武蔵野台地では、平地林造成が必要とされる畑地の新田開発が、元禄から享保期にかけて多く確認されている。⁽¹¹⁾ したがって、幕領も含め「関八州」の各領主たちは、地形的な特徴から近世全体を通じ、畑地に対応する農政を執る必要があったのである。

2 平地林の分布と産物

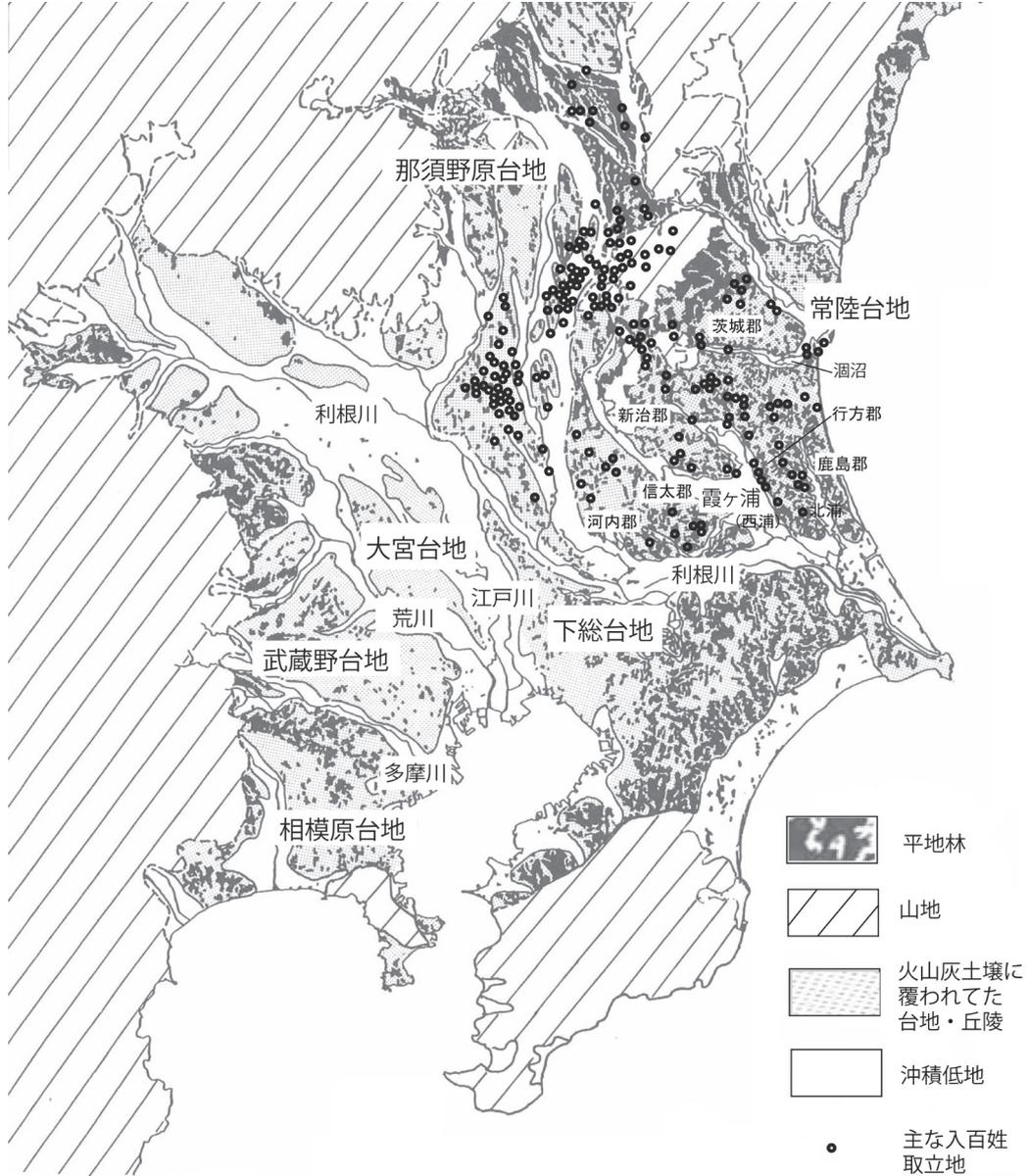
つぎに、畑地への肥料の供給源で、風害を防禦する関東の平地林の分布と産物について確認する。近世後期の史料に恵まれないため、明治十年代前期の資料に依拠せざるを得ないが、工業化の進展、都市の膨張など本格的な近代化がみられない時期であるから、近世後期の状況と大差はないと判断する。

関東の平地林面積は、明治十三年（一八八〇）で約二十五万町歩であった。そのうち最大は茨城県で、関東の総平地林の約三十％を占める。それに続くのが栃木県の約二十五％である。⁽¹²⁾ 合わせると関東の平地林面積の半数以上がこの二県に存在していたこととなる。また、関東の平地林分布をみると、茨城県全域・千葉県北東部・栃木県南東部で平地林率が高い。令制の国別では、常陸国・下総国・下野国南東部である【図1】。

明治はじめの東京は、これらの地域からの林産物に大きく依存していた。明治十年（一八七七）における東京市場への林産物移入量をみると、東京へ入る木材の二十三％は紀伊産であった。⁽¹³⁾ しかし、下野国・武蔵国・常陸国を合わせると三十二％となり、紀伊一国を上回る三割が関東産であった。薪は常陸国のみで六十二％を占めており、圧倒的である。木炭は伊豆が四十五％で半数近いが、常陸国・下野国・武蔵国を合わせると二十五％を産出していた。以上のように、「関八州」における東京への林産物供給地は常陸国・下野国・武蔵国であり、木材以外の林産物に薪や木炭があった。

これらの林産物の供給元として、平地林が少なからぬ役割を果たしていたと考えられる。前述したように、明治十年に東京に入る薪の六割強は常陸国から産出されていた。これらの薪の供給元の郡別内訳を明らかにすることはできないが、少なくとも平地林がその重要な一角を担っていたことは間違いないところである。『新編常陸国誌』⁽¹⁵⁾ に、

【図1】 関東平野の平地林分布と近世後期の主な入百姓取立地



原図：犬井正『関東平野の平地林』古今書院、平成4年

「主な入百姓取立地」は下記文献が示す例に加え筆者の知り得た事例を追記した。

竹内慎一郎『北陸農民の関東東北移民』（入善町文化会、昭和37年）、小野寺淳「北陸農民の北関東移住」（『地理と歴史地理』歴史地理学紀要21、昭和54年）

江戸で「鹿島」と呼ばれる薪が販売されていたことが記されているからである。同書は明治三十四年（一九〇一）に最終的に完成した地誌であるが、その骨子は近世後期の常陸国内の状況を伝えてみるとみてよい。その名が常陸国鹿島郡に由来する「鹿島」は、赤松の細い松を鉋で切割りした薪で、郡の北辺から産出された。鹿島郡は、常陸国東南の海浜部に展開する郡で【図1】、山岳地帯には属さない。さらに『新編常陸国誌』は、江戸に「鹿島」の名称で迎えられた薪が、実は鹿島郡のほか新治・茨城・河内・信太各郡の内海に接する地域で採集された薪をも含む名称であったことも伝えている。これらの地域は、もちろん常陸国北部の山岳部ではない。常陸国から江戸への薪の供給元として、平地林の広がる南部の平野部は機能していたのである。

また『新編常陸国誌』には木炭についてつぎの記述がある。常陸国の「山中」には、クヌギが多くあった（史料上には「椽」・「櫟」・「栲」など数種の漢字であらわれるため、本章ではクヌギと表記することとする）。大木になると、六〜九メートルほどになる。土地の人はクヌギを焼いて炭にし、また薪とした。クヌギの木炭・薪ともに常陸国産は良質であったという。その品質の良さは、正徳二年（一七一二）に成立した「和漢三才図会」や、文久元年（一八六一）の「諸色直段引下」に、下野国とともに木炭の産地として、常陸国の名がみられることにも現れている。⁽¹⁶⁾ 下野国芳賀郡では農村「荒廢」期とされる十八世紀後期から炭生産が活発となり、野州炭の産地として江戸の需要拡大に乗じてクヌギの植林が進められていた。⁽¹⁷⁾

『新編常陸国誌』にみえる「山中」が、必ずしも北部山岳地域に限らないことは、後述する河内郡に属する小野崎村がクヌギの産出地になっており、同村に水源を発し霞ヶ浦（西浦）に注ぐ小野川流域で、天保十年（一八三九）に「炭薪材木荷主」の仲間が結成され、江戸の需要に対応していることから理解される。⁽¹⁸⁾

3 入百姓取立村と平地林

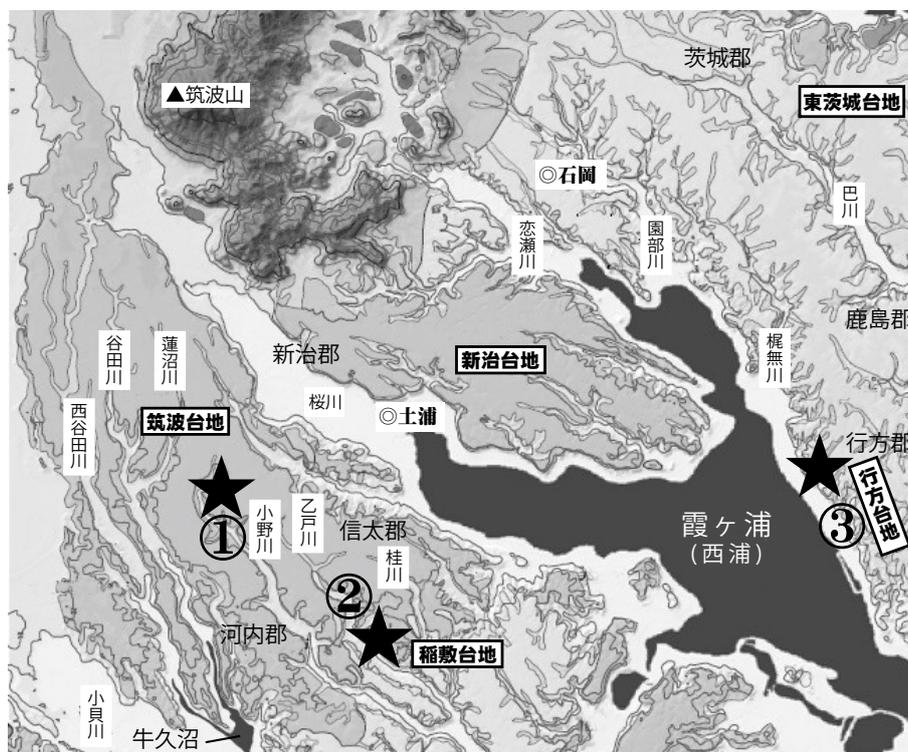
以上、関東の地勢を検討するなかで広汎な平地林の存在と、そこで生産される林産物の重要性を述べてきた。このような知見を得た上で、本章の主題である近世後期の入百姓が定着した地域は、どのような地域であったのかを検討してみよう。

先述したように、関東では常陸国・下総国・下野国南東部で平地林率が高かった。常陸国の水田域は霞ヶ浦や利根川の流域周辺部のわずかな地域である。下野国南東部でもやはり河川付近の地域となる。ここで再度【図1】をご覧頂きたい。「○」は常陸国・下総国・下野国における主な入百姓取立地を示す。取立地は水田域より畑地の平地林の周辺に多く分布していることが確認できよう。常陸国では台地に抱かれた霞ヶ浦・澗沼の縁辺部や西部の台地周辺に取立地が存在している。

【図2】は、霞ヶ浦周辺図である。常陸台地を構成する各台地と入百姓取立が行われた代表的な場所を「★」で示した。霞ヶ浦の西部に当たる筑波台地・稲敷台地には小河川が小さな谷を刻んでいる。小河川のなかでも、小野川とそれに合流する桂川流域に、二箇所取立地域がある。①は、谷田部藩の入百姓取立地である。谷田部藩は、谷田川・西谷田川に挟まれた常陸国筑波郡谷田部の地に陣屋を置いた細川氏が治める藩である。天保六年（一八三五）より報徳仕法を採用し、荒地開墾のため小野川の源流域である河内郡小野崎村・松野木村・手代木村へ、荒地起返を専ら行う土木集団である「黒鋤」を入れると同時に、入百姓取立を行っている¹⁹⁾。

②は、関宿藩常陸国信太郡領の入百姓取立地である。関宿藩は下総国葛飾郡関宿に藩庁を置き、入百姓取立時は久

【図2】霞ヶ浦（西浦）周辺と主要入百姓取立地



①谷田部藩取立地 ②関宿藩取立地 ③麻生藩領取立地

原図：大井信三・西連地信男・横山芳春・安藤寿男「常陸台地における段丘面区分の再検討」

茨城県自然博物館研究報告(16)平成25年(原図に筆者が加筆)

世氏が治めた藩である。飛地である信太郡領の久野村・奥原村・花指新田・沼田村において、天保十四年（一八四三）より入百姓取立が行われ、嘉永三年（一八五〇）にも桂村への追加取立があった。①の谷田部藩領の入百姓取立地は小野川原流域だが、その中流域と支流の桂川周辺の台地を村域に含む村々である。

この地に入百姓と共に入村した真宗僧侶の大乘は、慶応四年（一八六八）自らの荒地開発を「広々たる広野之中二道ヲ開、坂ヲ切崩し、堀ヲ鑿、水ヲ流し、荒地ヲ起返し」と表現し、「広野」のなかに道を開き、坂を切り崩し、堀を掘って水を流した開発当時の様子を振り返っている⁽²⁰⁾。

③は麻生藩領の入百姓取立地である。麻生藩は常陸国行方郡麻生に陣屋を置いた新庄氏が治めた藩で、谷田部藩や関宿藩よりも早い文化十三年（一八一六）より入百姓の取立を行った。霞ヶ浦沿岸の水田地帯と行方台地上に村域を有

する手賀村から入り、同じく湖岸の水田と台地を村域とした隣村の出沼村・井上村へも入った。その後、入百姓取立は霞ヶ浦周辺の台地上の村々へ広がった。

霞ヶ浦湖岸から台地までは、東西一キロほどで水田域は広大ではない。台地から霞ヶ浦へ注ぐ河川は乏しく、台地上に溜池を作り灌漑を施し、用水を供給しなければならなかった。入百姓は、台地上の溜池からの灌漑を世話しながら、自らに与えられた耕作地のみならず、既住百姓の耕作地も起返し、行方台地に抱かれた霞ヶ浦沿岸地域の再開発に寄与した。⁽²¹⁾

①②③の取立地の共通点は、台地を持つ地域であり、尚且つ江戸への水運の便を持つ湖川付近の地、という点であろう。前述のように関東の平地林の半数は、常陸国・下総国・下野国南東部にあり、そこから産出される薪・木炭が巨大消費地であった江戸へ向けて売られていた。その木材を育む平地林を形成する台地周辺で、水運に恵まれた地に荒地起返をする入百姓取立地は存在していたのである。

第二節 「宝地」としての荒地

荒地起返とは、貢租減免という以外の恩恵を生み出さなくなった耕作放棄地を、再び利益をもたらす土地に生まれ変わらせる営みである。そしてそれは、必ずしも田畑の再生を意味するものではない。このことを端的に示した書物に『開荒須知』という農書がある。上野国群馬郡渋川村の吉田芝溪という人物によって記され、寛政七年（一七九五）より十三年間の自身の起返の経験から学んだことを記している。⁽²²⁾

芝溪は、宝暦二年（一七五二）蚕を商う百姓の家に生まれ、寛政元年（一七八九）には、家業の養蚕の方法を記した『養蚕須知』を著している。その後、彼は当時の農業を軽んじる風潮に危機感を覚え、農業こそが百姓本来の業であるとし、荒地起返をする実践者となることを望んだ。寛政五年（一七九三）家業の蚕商をやめ、群馬郡芝中の地で一族と小作人とともに起返をはじめた。その実践記録が『開荒須知』である。⁽²³⁾このなかで芝溪は荒地について、つぎのような認識を示している。

荒地は元来、野付山付の下田又ハ廣博の餘地なれば、何れの地にても年貢ハ必ず少くして、縄ハ必ず寛く一反の地面五百坪より六七百坪に至るへし、縦縄は寛からずとも租税ハ必ず少し、其地を開發して農業を勵ミ耕地にして出来あしき

荒地は下田や余り地であり、五百坪から六・七百坪に及ぶ広大な面積を有する。租税の賦課は少ないが、開發して農業に出精しても作柄は良くない、という。

しかし、彼は荒地が大きな利益を産み出す源泉であることを認識していた。引用箇所にかけて、つぎのような記述がある。

（荒地に、筆者註）多く樹を植る時ハ、数年にして大なる取りありて、後々は大家の民と取りをくらぶるよふなるべし

荒地に多くの樹木を植えれば、数年後、多大な収入が得られる。その収入は富裕な百姓の収入と比肩するほどにもなる、というのである。しかも植樹には耕作に比べて大きな利点があった。

木を植るハ耕作とちかひ、一度植さへすれば唯其成木するを待のミにて、早年・雨降年にかまわず、年月さへ過往ハ其利自ら来る

植樹は耕作と違い、一度植えてしまえば成木を待つのみである。干害や多雨の年でも心配する必要はなく、年月さえ経れば自ら利益をもたらすものである。田畑から収穫される農作物とは異なり手入れの手間の必要がない。芝溪が、荒地の活用法として木の栽培を推奨するのは、このような理由からであった。これは、他地域でいう「林畑」⁽²⁴⁾にほかならない。芝溪は続ける。

勤て多く植へし、数少くては其利少し、縦利の少き松・檜・杉とう薪林とうにては、多く植さへすれハ必ず其利多し、況や利の早く多きものを多く植たるハ、其家富に至らすといふ事なかるべし

植樹の本数は多い方が良く、たとえ利益の少ない樹種であるとしても、数が多ければ利益は多い。効率よく利益を得られる樹種を多く植えれば必ず富家になれる、という。

ここで松・檜・杉などが「利の少き」とされているように、芝溪はどのような樹種が利益を生むのかについても言及している。短期間の三〜五年で利益を出すものは桑・漆・茶・楮の四木であるが年に数度の手入れが必要であっ

た。果樹の梅・桃・梨・林檎・柿・棗・栗・橘の類は、土地によって適応するものと適応しないものがある。杉・檜は二十年ほどで柱となる。松は二十四年から三十年で棟木や梁となる。松・杉・檜は木材であれば収入が多いが、年数が掛かり、一度伐採すると再度植え付けしなければならぬ。

芝溪は続ける。薪の林は十年ほどで収益が出るが、土地が広大でなければ利益は少ない。桐は、伐採した跡に再生したもので太く成長が早い。よって松・杉・檜の薪林より利益が大きい。ただ、桐は十年間利益を出せない。果樹は七、八年で利益が出て、木の成長にしたがい年々利益が大きくなり利益の点では果樹が上位といえる。とはいえ、薪林の管理は簡便である。芝溪は、松・檜・杉など年数と手間が掛かるものは「利の少き」樹種と看做しているが、これらも多く植えることで利益が出せるという。薪林も利は薄い、兎に角、数の多さが重要である、と説く。そして、多く植んとするにハ、年貢の少き廣博の地を多く所持せねハ出来ぬなり

と、広い荒地を所持していることの圧倒的優位性を説くのである。芝溪はこれらのことを「開荒貨殖」という項において述べている。「開荒」とは、荒地の整備、すなわち荒地起返である。一見、役に立たないようにみえる荒地でも、これを起返して「開荒」すれば、「貨殖」の有効な手段と成り得るのであった。芝溪は『史記』の「貨殖列伝」から着想を得てこの項をなしたという。

「開荒貨殖」の項で芝溪は、「開荒」地で馬、特に牝馬の飼育をするべきであるとも述べている。牝馬の飼料は牡馬より少なく、性格もおとなしく使いやすい。農家には耕作のため、牛馬が必需である。牝馬を多く所持し出産させることは、植林より利益が出る。起返をした荒地に、昼は母馬・子馬を放牧して草を食わせ、夕方には母子ともに家に

連れて帰る、それだけの世話である。また、牝馬はおとなしいので、下女や子供でも容易に取扱いができる。このように芝溪は説いている。

荒地起返をした地は、植林や馬の放牧として利用することで、大きな利益をもたらす。むしろ、誰もが欲しがらうな良田は、芝溪にとって魅力のないものであった。

良田肥厚の沃土には地狭くして人多く、功を施す所なし、年久しく荒地となりて年貢の少しなる所にて再開して田畑を開き少し心を用ゆる時ハかくの如くの大利を得る

肥沃な良田は面積が狭く、耕作人もそこに群がる。貢租の率も高い。したがって、そこから利益を得ることは難しい。しかし、荒地であれば貢租率は低く、そこを起返して田畑にし、工夫をこらせば巨額の富を得ることができる。しかし、それには条件があった。芝溪は「地狭くして大利は興しかたし」と述べている。広い土地を所持することが、富を得るためには不可欠というのである。一般の百姓が広大な土地を所持することは難しく思えるが、芝溪は「農業にて家を興し富をなさんと欲すには鹿田にあらねハ廣博に所持する事あたわす」と、荒地であれば一般の百姓にも広大な面積を所持することが可能であると述べている。

芝溪は「開荒貨殖」の項を、つぎの言葉で締めくくっている。

荒れ廃りたる田畑ハ志ある農民の宝地なるべし

良田よりも荒地、この、いわば逆転の発想が、十三年の実践活動の末に芝溪が辿り着いた境地であった。

第三節 常陸国谷田部藩領小野崎村の荒地起返

1 小野崎村の耕地

『開荒須知』は数冊の写本の存在しか知られない。以上に述べたような芝溪の考えは、ほとんど伝わらなかったといつてよい。しかし、芝溪が述べる内容は、確かに実践されていた。入百姓が取立てられ荒地起返をした常陸国河内郡小野崎村を例に、このことを確認してみよう。

小野崎村の石高と耕地面積の変遷をみると、文禄三年（一五九四）の検地では、石高二百七十七石九斗五升一合で、耕地面積は四十二町四反七畝二十六歩であった。田畑の割合は、田地が十五町二反二畝二十九歩、畑地が二十七町二反四畝二十七歩、畑地優勢村である。慶長十五年（一六一〇）の検地では石高が三百五十八石強となり、三割程度の増加を示す。耕地面積にはそれほど大きな変化はない。慶長十六年（一六一一）にも茶畑五反を検地しているが、村高には入っていない。

元和二年（一六一六）谷田部藩領となった後、万治三年（一六六〇）の検地では、田地二百七石余と畑地の茶畑二百三十五石が縄打ちされた。また、延宝七年（一六七九）には新畑と新茶畑を検地し、茶畑の石盛は畑地と同じ割合とした。耕地面積は、田地が二十一町八反二畝十八歩・畑地が屋敷地を併せて五十一町八畝七歩・茶畑が十九町四

反一畝一步、小野崎村の耕地面積は開発が進み、計九十二町三反一畝二十六歩となった。八割近くが平地林を必要とする畑地である。谷田部藩領となって以降、畑地と茶畑の開発が進み、『開荒須知』では短期間で利益をもたらすとされた四木の一つである茶を産出する茶畑を縄打ちし、年貢対象地としたのである。

2 馬の飼育と植林

十八世紀中期の宝暦年間、信濃国出身で江戸に住んでいた小池儀八郎らが荒地起返をする百姓として小野崎村へ入村した。すでにこの頃には、小野崎村は耕作放棄地が増加しつつあったためである。⁽²⁶⁾ その時、荒地起返をした耕地は儀八郎らへ渡され、小池組と称し小野崎村本村とは別組として帳面管理をするようになった。⁽²⁷⁾

儀八郎たち四名が宝暦四年（一七五四）谷田部藩の奉行宛てに記した、荒地起返に関する願書がある。⁽²⁸⁾ それによると、儀八郎たちは小野崎村と近在の上原村の下見を行った結果「土色悪敷軽ク相見え申候」と、地味が悪いと判断した。そのため荒地起返をし、馬の飼育を行いたいと述べた。飼育する馬は「駄馬拾疋程国許より買下シ所持仕候て草木取り申候て、御田地之養ニ仕申度奉存候」と、儀八郎の国元である信濃から荷馬を十疋程度購入所持し、その馬に草を食べさせ草取りをさせ「田地之養」にしたい、という。馬の飼育方法は「春暮草場へ追はなし、日々晩々ニは馬屋え追込申候て持来り申候」と、春に草場へ放し、日々晩には馬屋へ入れる。馬を放す場所は屋敷添とした。そして「五丁四方程野錢御年貢ニ被仰付被下置様ニ奉願上候」と、五丁四方程の原野利用金を支払う旨も示している。

荒地起返には、小野崎村分だけで「御荒地之開発日用賃錢之金高弐百両余と相見え申候」と、二百両の経費が掛かると見積もって、谷田部藩に日用賃を請求している。そのほか「御荒地不殘開発仕候て、御百姓相勤候ニは馬三拾

疋・馬代金九拾兩程と考申候」と、荒地を残らず起返し、百姓として農業を行うためには馬三十匹が必要で、馬代金は九十兩ほどと見積もっている⁽²⁹⁾。

以上、宝暦四年（一七五四）儀八郎らが藩へ提出した小野崎村の荒地起返に関する願書から、馬の飼育が荒地起返を行う上で重要な位置を占めていたことがわかる。しかし、ここではそのことよりも、つぎの二点に注目したい。一つは、儀八郎らが荒地起返を行って、そこで馬を飼育したいという希望を持っていた点である。いま一つは、農村「荒廃」が進行し始めたという十八世紀中期の小野崎村には、馬三十匹を養うだけの草木が茂る草場があった点である。儀八郎らの小野崎村入村は宝暦年間であるから、彼らが『開荒須知』の内容を知っていたわけではない。にもかかわらず、儀八郎らは荒地開発を行ってそこで馬を飼うという、芝溪が説いていた方法を実践していたのである。荒地有効利用は、芝溪の新発見ではなく、彼の出現以前に既に広汎に広がる草場の入植者に共有されていた農業知識であった。

小野崎村では、植林も行われた。『開荒須知』完成後の文政五年（一八二二）、小野崎村の庄屋八郎左衛門以下百姓八名は、「相定申証文之事」⁽³⁰⁾として、「村内一統難渋ニ付一同相談候上書面之屋敷割付致、是より山地仕木苗等植付いたし所持仕候」と、村の難渋を緩和するために、伝右衛門屋敷以下八軒分の潰屋敷地について、村で相談の上「山地仕」、すなわち「林畑」として苗木を植え付けし、それぞれ所持するという議定証文を作成している。屋敷地の返却希望があった場合については、「名前之潰百姓之内何方成共百姓相統致度者御座候節ハ、何時成共立木伐採之上屋敷相渡可申」とし、いつでも潰百姓のうちで百姓を継続したいと思った時には、植えた立木を伐採して、屋敷地を渡すことにしている。植樹によって村の難渋を緩和しようとする方策が、「貨殖」を念頭に置いていることは論をまたない。残念ながら樹種は明らかにならないが、潰屋敷という遊荒地への植樹もまた、芝溪の説くところの「貨殖」であった。

『開荒須知』は流布しなかったが、その方法は荒地起返を行う村落で共有されていたのである。

3 植林と報徳仕法の入百姓

天保六年（一八三五）谷田部藩は家老となった中村勸農衛を中心に、二宮尊徳の指導による報徳仕法を採用し藩政改革を行った。この報徳仕法による藩政改革では、小野崎村と周辺村が荒地起返重点地域となり、これまで他村の報徳仕法で活躍した、荒地起返を専らにする「黒楡」⁽³¹⁾たちが導入されている。

それについて、下野国芳賀郡山本村の入百姓取立において、百姓の引入と起返の実績をもつ、真宗僧侶の即乗が入百姓世話方として小野崎村へ入り、彼を中心とした荒地起返が、小野崎・松野木・手代木各村で天保十二年（一八四一）まで行われた。彼らは、田畑合わせて凡そ四十町の起返を行い、取立入百姓の延べ軒数は二十六軒を数えた。途中で半数以上の入百姓は村を去ったが、最終的に十軒の入百姓が小野崎村と松野木村へ残留し、このため天保十二年に身元保証書である「人請一札」⁽³²⁾が記された。

天保六年（一八三五）に小野崎村へ入った入百姓らは、宝暦年間に入った小池儀八郎らが行った馬の飼育や、本村の百姓が文政年間に行った潰屋敷地への植林のような、荒地起返において利益をもたらす農業を行ったのであろうか。天保十二年（一八四一）、入百姓世話方であった真宗僧侶の即乗が、高齢と病気のため小野崎村から去ることになった折にまとめられた書類から探ってみることにする⁽³³⁾（傍線筆者）。

覚

荏間村ニテ字乙申子

元

一松林壺ヶ所

吉兵衛より入

同字原山尻

同

一同 壺ヶ所

同人より入

字同断

同

一同 壺ヶ所

同人より入

同村ニテ字東山

一同 壺ヶ所

津右衛門より入

〆四ヶ所

此並木不残

代金拾両弐歩

右者此度貴殿方へ賣渡代金槌に受取申候處實正に御座候、然る上は御勝手次第御伐取可被成候、為念如斯御座候、以上

亥十二月廿一日

釜屋次郎兵衛

小野崎村

即乘殿

これは小野崎村へ入った入百姓世話方の真宗僧侶の即乗が、天保十年（一八三九）谷田部の台町の商人で、藩へも多額の貸付を行っていた釜屋次郎兵衛から、代金十両二歩で隣村苅間村の松林を購入している覚である。釜屋次郎兵衛は長年の谷田部藩への貸付などが嵩み、経営破綻をし、次郎兵衛自身が報徳仕法による経営再建を⁽³⁴⁾図っていた。そのようななか、次郎兵衛は即乗へ松林を売却したのである。

即乗は取立地の小野崎村ではなく、隣村の苅間村の松林を購入した。覚には、「此並木不残」とあることから、立木であることがわかる。また、「御勝手次第御伐取可被成候」とあることから、松木を材や薪として伐採し売却するために松林を購入したと考えられる。⁽³⁵⁾

賣渡申一札之事

一金四両也

杉百廿本

槻壹本

右之立木當御年貢に差詰賣渡申候處實正に御座候、此山に付如何様六ツケ敷御座候共加印之我等何方迄も罷出、少も貴殿へ御苦難相掛申間敷候、為後日賣渡申證文仍如件

小野崎村

賣主

善左衛門

受人

利介

天保九年戊極月廿四日

小野崎村

即乗様

右之通即乗より請取置申候事

この証文は、杉百二十本と槻（櫟）一本の「立木」を、天保九年（一八三八）に小野崎村の善左衛門が即乗へ売却した証文である。善左衛門は文政五年（一八二二）小野崎村の庄屋八郎左衛門以下百姓八名が記した先述の「相定申証文之事」に名を連ねており、潰百姓となった金左衛門の潰屋敷地に植林した百姓である。文政五年の植林から十六年が経過していることから、当時植えた木が含まれていたことも推察できよう。それを入百姓世話方の即乗が購入したということは、これらの木の取り扱いに入百姓が関与していることを示唆する。いま一つ関連する史料を掲げる。

小野崎村善左衛門屋敷へ小杉丸太並槻壱本取調置申候事

一 小杉丸太

六拾八本

一 槻 但立木六尺廻り

壱本

右之分村役人預り置申候事

一 小杉丸太

拾五本

右者此分上原村役人へ預り置申候事右之通取調申候處相違無御座候、依之調印仕差上申候以上

小野崎村

新百姓

組頭

天保十二辛丑年閏正月

久左衛門

同村

組頭

利兵衛

庄屋

尹之助

即乗

御役所様

冒頭の「善左衛門屋敷へ」の解釈が難しいが、「善左衛門屋敷へ」保管されているという意味か、「善左衛門屋敷の」の誤記かのいずれかと考えておきたい。「小杉丸太」、すなわち小ぶりの杉を丸太にしたもの合計八十三本と、「六尺廻り」すなわち周囲長六尺の「立木」の樗一本が善左衛門の屋敷にあった。天保十二年（一八四一）即乗が小野崎村を去るにあたって、本数を小野崎村の役人とともに取り調べて谷田部藩役所へ報告しているのは、「新百姓組頭」である久左衛門⁽³⁶⁾であった。新百姓とは入百姓と同義であり、即乗が善左衛門から購入した木の処置に久左衛門を筆頭とした入百姓が関わっていたことは明白である。

『開荒須知』で「一度植さへすれば唯其成木するを待のミ」と記される植林ではあるが、周囲長六尺の樗や十年で六メートル程度に成長する杉の取扱いには、知識と技術が必要となる。特に大木の伐採となれば尚更である。『地方凡例録』の「森林之事」の項には、伐採の危険性について以下のような記述がある。⁽³⁷⁾

大木を四方より切てハ真(志)に至りて伐難し、夫を木の下に行て伐る内に風と倒れるときハ、大なる怪我あるものなり、根伐をしたる木ハ当座に枝を伐とれば、其木格別重くなるものなり、是ハ枝々へ発すべき勢の発すること能わずして、本木に勢籠るゆえなるべし、根伐をして四五日も過て枝を採れば格別軽くなる、依て急がずに材木ハ伐倒して四五日も差置き、日数立て後枝葉を伐るをよしとす、是山師の秘事なり、

ここからは、立木の伐採と取扱いには「山師の秘事」とされる知識と技術を要したことが理解されよう。八十三本に及ぶ「小杉丸太」を取調べ村別に配分するという、伐採を伴う木材管理を担っている入百姓は、これらの知識と技術を備えていたとみなければならない。

4 入百姓と藩の植林事業

入百姓世話方の即乗が小野崎村を去った天保十二年（一八四一）以降、小野崎村に住む高野直重がその役を継承した。彼はその他にも藩のいくつかの役職を務めていた。このことを弘化三年（一八四六）正月から五月までの藩の動きを記録する「年中行事」⁽³⁸⁾から確認してみる。

正月九日の記録に「小野崎村直重兼て被仰付有之、兎狩被仰付候事ニ御座候ハ、早き方ニ相願度、同人外々より来候兎追之者共、相防置候趣申出候由ニ付、其通申上置候」とあり、当時の高野直重は小野崎村に住している者で、藩主の兎狩りに関して諸事を差配しているように、原地を管理している人物に見受けられる。同日には、藩より「御

趣法下目付」、十一日には「村々見聞役」に任命されている。

直重が任じられた「御趣法下目付」・「村々見聞役」は、谷田部藩家老中村勸農衛によって推進された藩政改革を補佐し、村々を見回る役であった。勸農衛は、天保末年以降、二宮尊徳が谷田部藩の改革に関与しなくなった後、中心となって藩政改革を進めていた。弘化三年（一八四六）は、勸農衛の指揮のもと、植林を全面に打ち出した改革が開始された年である。勸農衛は、藩有林と村の入会地の一部を囲い込み植林し、百姓に手入れをさせながら十五年ほどで伐採することで、六千両程の収益を見込み、これで藩財政の立て直しを図ろうとしたのである。⁽³⁹⁾直重も、この植林政策の担い手となって、勸農衛を支えてゆく。⁽⁴⁰⁾

「年中行事」 同年正月二十八日に、直重が「御領内村々御林仕立御山方見習」に任じられたことがみえる。この時、直重は「御領内村々御林仕立御山方見習、但勤方高野武右衛門え可申談候事」と、勤務内容を高野武右衛門に尋ねるように伝えられている。武右衛門は、正月十一日の記事に「林仕立方出精相勤候二付、今般格別之以存意徒士格申付」とみえ、「林仕立方」の勤務態度を評価され、「徒士格」を与えられた人物である。なお直重は、文久四年（一八六四）の記録に「御徒士」としてみえている。⁽⁴¹⁾

「年中行事」 正月二十日には、小野崎村隣村の荻間村の四郎右衛門が「荻間・小野崎・松木三ヶ村御趣法取べり世話役」に任命されたことがみえている。ただし、「小野崎・松木新百姓取計等二付、直十より申談有之節ハ無腹蔵申談、為筋宜様取計可申事」と、入百姓の取扱いについては、「直十」すなわち直重からの相談に対応する必要があった。小野崎村と松野木村に住している入百姓に関しては、「御趣法取べり世話役」となった荻間村の四郎右衛門ではなく、入百姓世話方にして、藩の植林事業担当の高野直重が管轄していたのである。このことは、天保期の入百姓が藩の植林事業と関わりを持っていった可能性を示唆している。

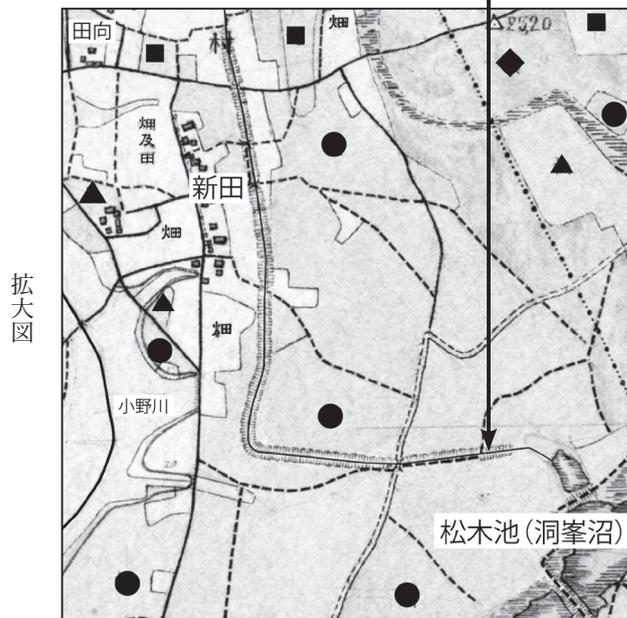
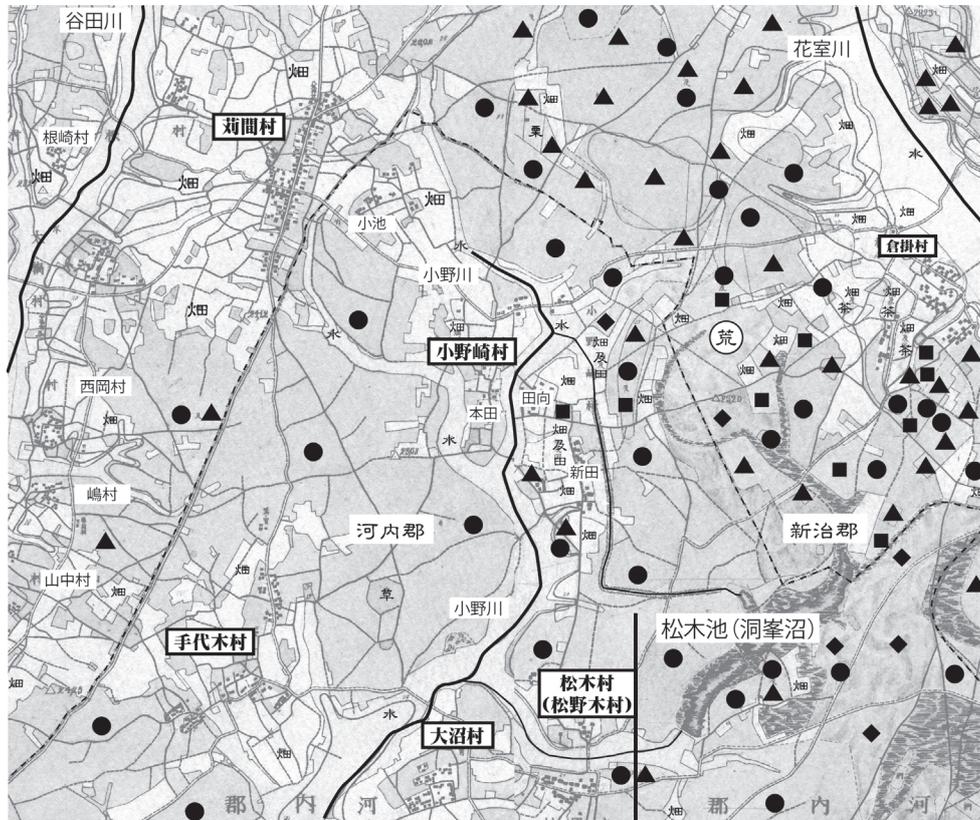
5 小野崎村周辺の耕作地

もう少し入百姓と植林の関係を検討してみよう。小野崎村における耕作地利用状況を確認するため、明治十三年（一八八〇）から明治十九年（一八八六）にかけて陸軍参謀本部が作成した「第一軍管地方二万分一迅速測図原図」⁽⁴²⁾ を使用し考察することとする。本図は彩色図で、荒地を含む耕作地の利用状況、水路の状況、木の樹種までが克明に記載されている点で、本章にとってたいへん有用であるからである。⁽⁴³⁾

【図3】は「第一軍管地方二万分一迅速測図原図」に筆者が加筆を施したものである。土地利用がわかりやすいように、河川の流路や水路、郡境や村名は追加し、漢字で記載される樹種は記号化した。小野崎村の本田・田向・新田・小池の地区名は、昭和三十五年（一九六〇）測量の二万五千分の一地形図から転記した。⁽⁴⁴⁾ 小野崎村新田周辺については拡大図を付した。小野崎村と松野木村（松木村）は小野川の源流域にあたる。小野崎村の中心部を小野川が貫流し、本田と田向をわけける。「新田」は入百姓たちが定着した地区であると考えられる。入百姓によって荒地起返がなされた土地には、「新田」という名称が使われることが少なくないからである。⁽⁴⁵⁾ 小野川の流域に沿って細長い低地があり「水」と表記されている。水田を示すと考えられる。小野川以外の水源には松木池がある。ここは報徳仕法によって用水堀を掘り、傾斜の測量ミスから失敗したという「報徳の馬鹿堀」と称される伝承が残る池である。⁽⁴⁶⁾ 松木池からは二本の水路が出ている。一つは真西に延び、しばらくして直角に北に折れ平地林内を貫流して小野川に注ぐ水路、いま一つは松木池の南端から出て松野木村の南を経て大沼村付近で小野川に合流する水路である。

二つの水路のうち、前者には土堤を著す記号が施されている（拡大図）。直角に曲がった流路と土堤は自然に形成

【図3】 谷田部藩領小野崎村周辺の土地利用状況



●クヌギ ▲松 ■檜 ◆樺(棕木) —河川・水路 ※松野木村は原図表記「松木村」

原図：国土地理院所蔵「第一軍管地方二万分一迅速測図原図」茨城縣常陸國新治郡上室村河内郡小野崎村新間村河内郡手代木村（原図に筆者が加筆）

されたとは考えにくく、人工的に開鑿されたものと理解するのが妥当であろう。水路が「新田」のすぐ東側に開かれている点にも留意しておきたい。とはいえ、この水路は天明八年（一七八八）に飯塚伊賀七が作成した谷田部藩領の絵図⁽⁴⁷⁾にみえているから、即乗が率いた入百姓が初めて開鑿したものと考えることはできない。伝承にある「報徳の馬鹿堀」か否かも不明である。ただ、関宿藩信太郡領の取立地で入百姓たちにより原野に道や堀ができ水が通されていたことや、麻生藩の入百姓たちが台地上からの灌漑を整備する役割を担っていたことを念頭におけば、水路の整備に入百姓が関与していたと考えることは許されるであろう。天保六年（一八三五）即乗が小野崎村へ入った際に最初に行った作業は水辺に多く生息する萱の刈取りであり、⁽⁴⁸⁾入百姓が手代木村の退転百姓跡畑地で小作を行った場所の字名に「用水」や「用水堀」との表記があることも、畑地には用水があり、彼らによる用水の維持管理が行われていたことをうかがわせる。したがって、即乗が率いた入百姓もこの人工の水路の管理に関与していたと考える⁽⁴⁹⁾。小野崎村には「即乗浦」なる字名があったことも付記しておく⁽⁵⁰⁾。

耕地の八割が畑地であった小野崎村であるが、そのほとんどが「林畑」であると考えられる。手の入らない荒地である「荒」が一箇所しかないことは、この付近の荒地が、近世を通じて多く起返されたことを意味しよう。「●」は「柵」（クヌギ）、「▲」は「松」、「■」は「檜」、「◆」は「樺」と書かれた字の上にそれぞれ載せた記号である。小野崎村・松野木村（松木村）・手代木村の樹木は「●」のクヌギが大勢を占め、松「▲」と檜「■」は小野崎村周辺にみられる。棕木（樺）「◆」は松木池周辺にみられる。三村の「●」クヌギに注目すれば、記号周辺に他の樹種の記載はない。このことは、これらの村にクヌギの単相林が広汎に広がっていたことを示す。このように画一化されたクヌギ林を自然林とみなすことは難しい。それは植林の成果として形成された「林畑」だったと理解しなければならぬ。

先述のように、クヌギは『新編常陸国誌』で上質な木炭の素材として記され、木炭のほかに、薪や木材、落葉は肥

料である腐葉土として活用される。小野川中流域では、江戸へ向けた木炭の産出が盛んだった記録もある。⁽⁵¹⁾ 加えて、「第一軍管地方二万分一迅速測図原図」作成と並行して、明治十三年（一八八〇）以降に行われた軍用調査『偵察録』において、小野崎村・松野木村とその周辺村の森林の項にはつぎのように記されている。⁽⁵²⁾

松杉ヲ以テ主眼トセリ、其年数五十年乃至百年ノ者隅々アリ、各自下草ヲ薙リテ野火ヲ除ケ各自適宜ノ法ヲナシ成木セリ、他は概子斬伐樹ニシテ、松ハ三十年杉ハ五十年位ニシテ斬伐スル者ナリ、其他ハ檜櫚ノ類ニシテ十年乃至十五六年ニシテ斬伐、薪炭ニ供スル者ニシテ該樹ハ各所ニ存在セリ

この地域のクスギ林は十年から十五・六年で伐採され薪炭を産出する「林畑」であったことは明白なのである。

このような小野崎村周辺に確認できる「林畑」は、入百姓による荒地起返の成果であった。明治四年（一八七二）小野崎村の名主が記した「田方目録両組仕分帳」⁽⁵³⁾につぎの記述がある。

先年潰及退転候ニ付、宝暦二年信州小池儀八郎と申者荒地起シ返し入百姓ニ罷越シ、其節荒地之田畑拔之、右儀八郎方え相渡致分地、小池組と唱所持罷在候、然ル所小池儀八郎死去後、潰亡所ニ相成、無拋私祖父名主八左衛門方え荒地之俥、引分帳引渡ニ相成居候処、去々天保六未年旧藩ニて村柄取直シ御趣法被仰出、一円荒地ニ付、尚又其節本田・小池之無差別切発シ入百姓引入取立、荒畑粗起返シニ相成居候

ここからは、宝暦年間の小池組を成立させた儀八郎らによる荒地起返地は彼の死後退転して「潰亡所」になり、天保

六年（一八三五）の報徳仕法による再開発に当たり、一円の荒地については本村分と小池組の区別なく取立入百姓を入れ「荒畑」の起返を行ったこと、その状態が「田方目録両組仕分帳」が記された明治四年にまで継承されていたことがわかる。その後大規模な起返は確認されていないので、明治十年代に作成された「第一軍管地方二万分一迅速測図原図」と『偵察録』にみえる「林畑」の多くは、天保六年の入百姓によって開かれたものと理解されるのである。

このような単相の広い平地林の植生は植林により造成されるものであり、荒地起返をした小野崎村周辺にみられるが、入百姓の取立がなかった倉掛村にはみられない。近世初期に小野崎村において多く開発された茶畑は明治十年代に同村には見当たらず、隣村の倉掛村周辺には確認できることも、入百姓取立の有無と関連付けて検討すべき課題であろう。

おわりに

以上、近世後期の常陸国谷田部藩領小野崎村を事例に入百姓取立地における荒地起返と、それによって生成される林畑が有した意義を、取立村の地勢的特徴に着目して検討してきた。

関東平野の八割は平地林で、その半数以上は常陸国・下総国・下野国南東部に分布していた。この地の平地林で薪と木炭の生産が行われ、それらは大量消費地である江戸の需要拡大に対応し出荷されていた。そのような平地林を形成する台地周辺に入百姓取立地は形成されていた。

入百姓取立と同時期に書かれた農書である『開荒須知』には、荒地起返による致富の方法が記されていた。それは、年貢率が低く面積が広い畑地の荒地を多く所持し、大規模な植林や馬の飼育をすることで大きな利益が得られる、と

するものであった。

入百姓取立を行った小野崎村の事例では、『開荒須知』に先行して馬の飼育による荒地起返の構想があった。植林では、天保期の報徳仕法による取立入百姓が、村の植林した樹木の伐採・管理に関与していた様子が確認できた。また、二宮尊徳の直接指導による報徳仕法ができなくなったのち、藩が財政回復を目指して行った植林事業でも、「御林仕立御山方見習」であった高野直重が入百姓世話方として活動した。さらに、天保期の入百姓取立後の小野崎村の耕地利用を確認すると、台地周辺の村であるが、自然林ではなく広大なクヌギ林・松林など、薪・木炭の原料となる樹木が、人工的に植林された「林畑」として管理されており、その造成と用水の維持管理には天保期の入百姓が関わっていたと考えられる。以上のように、小野崎村周辺に入った入百姓は「林畑」の管理・運営に深く関与していた。

『地方凡例録』の「森林之事」の項でみられるように、木材の伐採や運搬には「山師の秘事」とされる知識や技術が必要とされる。入百姓がこのような業務に関与するのであれば、それらの知識を備えていることが前提となる。近世後期の農村「荒廃」期とされる時期に村が経営手段として人を放出する一方で、外部から入村する彼らを求めた理由は、入百姓が荒地を「宝地」に転換する技術と知識を備えていたことを念頭に再検討される必要があるであろう。小野崎村の入百姓は直接『開荒須知』を目にしたわけではないが、そのような知識が彼らに共有されていたことも、農業知識の流通という点において注目されるところである。

〈註〉

- (1) 史料上には「新百姓」・「新取立百姓」などの言葉でも現れる。
- (2) 北関東の入百姓取立に関する先行研究には、五来重「北陸門徒の関東移民」(『史林』第三十三卷第六号、昭和二十五年)、竹内慎一郎『北陸農民の関東東北移民』(入善町文化会、昭和三十七年)、秋本典夫『北関東下野における封建権力と民衆』(山川出版社、昭和五十六年)、坂井誠一「北陸門徒農民の北関東東北移住」(『上越教育大学研究紀要』第二号、昭和五十八年)、岩本由輝「北陸浄土真宗信徒移民の展開」(『近代日本社会発展史論』ペリかん社、昭和六十三年)、有元正雄『真宗の宗教社会史』(吉川弘文館、平成七年)などがある。詳しくは序章参照。
- (3) 平野哲也『江戸時代村社会の存立構造』(御茶の水書房、平成十六年)。
- (4) 秋本典夫『北関東下野における封建権力と民衆』(山川出版社、昭和五十六年)など。
- (5) 註(2)五来論文、竹内著書、有元著書。
- (6) 井上幸子「開発者としての入百姓―常陸国行方郡麻生藩領の事例から―」(渡邊忠司監修『近世地域史文化史の研究』名著出版、平成三十年)、本稿第二章。同「入百姓世話方としての真宗僧侶―常陸国谷田部藩領を主な事例として―」(『鷹陵史学』第四十八号、令和四年)、本稿第三章。
- (7) 江戸の後背地の丘陵地帯における畑地や平地林については、上総国夷隅郡笛倉村を事例に、畑地の荒地化と開発についての検討(後藤雅知「大地を拓く人びと―上総国夷隅郡笛倉村の百姓と山利用―」同編『身分的周縁と近世社会1 大地を拓く人びと』吉川弘文館 平成十八年)や、下総台地西部の薪炭林化の検討(白井豊「下総台地西部の牧とその周辺における薪炭林化―寛政期以降の変容―」『歴史地理学』第四十九卷第二号、平成十九年)などが行われている。

- (8) 犬井正『関東平野の平地林』(古今書院、平成四年)。
- (9) 成岡市・駒村正治「農業と関東ローム」(『土と基礎』四十(三)、平成四年)。
- (10) 大石久敬原著・大石慎三郎校訂『地方凡例録 上巻』(近藤出版、平成三年)。
- (11) 武蔵野台地における畑地の新田開発は、近世後期の天明以降はみられなくなっている(矢嶋仁吉「新田村落の地域的構造―武蔵野新田の一事例について―」(『人文地理』三巻五―六号、昭和二十七年)、菊地利夫「武蔵野台地における前期的畑作新田村の建設とその経済的基礎」(『新地理』五巻三号、昭和三十二年)、木村礎・伊藤好一編『新田村落武蔵野とその周辺』文雅堂書店、昭和三十五年)など)。
- (12) 註(8)犬井著書。
- (13) 立石友男「関東平野における平地林の分布とその利用」(『地理誌叢』第十三号、昭和四十七年)。
- (14) このデータの地域名は令制国名で表記されている(註(13)立石論文)。
- (15) 中山信名編・色川三中訂・栗田寛補『新編常陸国誌巻下』(積善館、明治三十四年)。
- (16) 樋口清之『新装版日本木炭史』(講談社、平成五年)。
- (17) 註(3)平野著書。
- (18) 「小野川筋炭薪材木荷主連名帳」(『牛久市史近世』牛久市、平成十四年)。
- (19) 註(6)井上論文、令和四年、本稿第三章。
- (20) 田海(井上)幸子「入百姓と浄土真宗」(『牛久市史近世』牛久市、平成十四年)。
- (21) 註(6)井上論文、平成三十年、本稿第二章。
- (22) 萩原進『開荒須知』改題(『日本農書全集3』社団法人農山漁村文化協会、昭和五十四年)。

- (23) 『開荒須知』の原本は未だ確認されていない。現在、群馬県議会図書室所蔵であった写本(吉田芝溪著・萩原進校訂『開荒須知(全)』
 渋川図書館、昭和二十九年の底本)と、国立公文書館内閣文庫所蔵の写本(吉田芝溪『開荒須知』国立公文書館所蔵)の二点
 が確認される。序文の「上毛渋川芝溪農民田友直著」と記した自署脇に「芝谿」・「農民」・「田之友直」と陰刻による押印がな
 されている点から本章では、国立公文書館本が原本に近いと判断し底本としてこれを使用する。
- (24) 『地方凡例録 上巻』(註(10))「田畑名目之事」の項には「林畑と云ハ高受をいたし櫛・櫛其外雑木等を仕立、薪に伐出す畑
 にて山畑同然に下々畑の位も附がたく林畑と云名目にて石盛取箇も低く付る、尤も林畑には下畑・下々畑等の位付もありて、
 山中のミにも限らず野方にも里方にも地広なる処にあり、里方にてハ上州勢多郡辺・武州川越領野火止領など処々にありて野
 方の悪地なり」とあり、地味が悪く、品位も低い畑地に林畑を作ることとは、『開荒須知』(註(23))によらずとも寛政期当時
 の共通認識だったと考えられる。また、ここにみえる上野国勢多郡は吉田芝溪の本拠地である群馬郡の隣郡である。
- (25) 『つくば市史料集第三編谷田部藩(上巻)』(つくば市教育委員会、平成十七年)。
- (26) 寛延三年(一七五〇)「小野崎村人別御改帳」によれば、小野崎村総人数は二百三十三人。そのうち他領へ三十六人、領内へ
 十二人、計男女四十八人が奉公人として村外に出ていた(『つくば市史料集第十二編谷田部藩(中)』つくば市教育委員会、
 平成二十八年)
- (27) 「田方目録兩組仕分帳」『つくば市史料集第二編(村明細帳下)』(つくば市教育委員会、平成十六年)。
- (28) 「小野崎村荒地開発願書」(註(25))。
- (29) 『開荒須知』(註(23))では「上毛にては荒地堀とて是を渡世とする傭人あり、大体荒地三百坪にて傭錢貳分より壹両に至る」
 と、上野国に荒地起返を生業とする者がいた様子を伝える。
- (30) 「相定申証文之事」(註(25))。

- (31) 『二宮尊徳全集』第二十三卷 仕法谷田部茂木領（二宮尊徳偉業宣揚会、昭和四年）。
- (32) 註（6）井上論文、令和四年、本稿第三章。
- (33) 「小野崎開発即乗関係書類」（註（31））。
- (34) 釜屋治郎兵衛の天保七年（一八三六）の「家株有物取調書上帳」には、「当時賣物に出し置候山代金立木地所共」に二百七十両、「小木松雑木山」に三百三十両とあり、治郎兵衛は立木山関係で当時合計六百両ほどの資産を持っていた（註（31））。
- (35) 【図2】の②で示した関宿藩常陸国信太郡領の入百姓取立でも彼らと平地林の関わりがうかがえる史料がある。入百姓として久野村へ入った六三郎は、「五ヶ年立杉山」の三反歩を質物に入れて金二両を借用している（「上原家文書」八二六一（千葉県立関宿城博物館所蔵））。
- (36) 新百姓組頭の久左衛門は、文久元年（一八六一）「新百姓人別改書上帳」（註（26））『つくば市史史料集第十二編 谷田部落（中）』）では、七十三歳として記載がある。つくば市小野崎にある彼の「墓誌」には、明治四年（一八七一）八月八日に亡くなったと刻まれている。生国は「越後国三嶋郡小嶋谷村」であった（註（31））。
- (37) 註（10）。
- (38) 「年中行事」（註（25））。
- (39) 弘化三年（一八四六）には、谷田部領内十六箇村が台町村今川伝左衛門を惣代とし越訴し、藩の植林事業地となった入会地の返還を果たしている（秋山高志「谷田部落領安政四年積穀騒動―谷田部落藩天保改革に関連して―」（植田敏雄編『茨城百姓一揆』風濤社 昭和四十九年）。しかし、同じ藩領内でも境田村以下四箇村は野火の防ぎとして御林に仕立てることを願っている（註（38））。
- (40) 直重は、その年の二月・三月に、勸農衛とともに廻村している（註（38））。

- (41) 「谷田部藩諸用留」(註(26))『つくば市史史料集第十二編谷田部藩(中)』。
- (42) 国土地理院所蔵「第一軍管地方二万分一迅速測図原図」(茨城縣常陸国新治郡上室村河内郡小野崎村・新治郡蒨間村河内郡手代木村)。
- (43) 註(7)白井論文では、下総台地西部を事例とし、註(42)「第一軍管地方二万分一迅速測図原図」を利用しながら、当該地域の近世後期における薪炭林の育成を検討し、寛政期以降の薪炭林育成の状況が同図に反映されていることを明らかにしている。
- (44) 『地図で見るつくば市の変遷』(財団法人日本地図センター、平成八年)。
- (45) 麻生藩領常陸国行方郡手賀村の入百姓取立地域も新田の名称を用いて手賀新田と称され、同様に関宿藩常陸国信太郡領の取立地でも取立地は新田の名称が使われている。
- (46) 「報徳の馬鹿堀」(『つくばの昔ばなし』筑波書林、平成九年)。
- (47) 「文間谷田部絵図」(註(25)付録)。
- (48) 註(33)。
- (49) 小野崎周辺地域の灌漑について「小野崎・松野木・上原・館野・横場・中内・中妻・西大沼の水田のうち36haは、約12haの広さの洞峯沼(松木池(筆者註))によって灌概されていた。洞峯沼の貯水能力は流域の水田を灌概するのに十分であったが、上流部と下流部の対立が激しく、そのため沼の維持管理が十分できず、昭和初期には荒れるにまかされていた。そのため、沼からの漏水が著しく、さらに導水路の整備も悪かったため、しばしば干害をうけるようになった」との報告がある(田林明「つくば市における湖沼灌漑の発達と灌漑システムの統合化」『地域調査報告』十四巻、平成四年)。松木池(洞峯沼)とそこから導水路は一定の維持管理なしでは漏水をし、干害をうけるようになってしまっている。
- (50) 註(6)井上論文、令和四年、本稿第三章。

(51) 註(18)。

(52) 『明治前期民情調査報告『偵察録』』(柏書房、昭和六十一年)。

(53) 註(27)。

(54) 明治五年(一八七二)、小野崎村戸長と百姓惣代が新治県御役所宛に提出した「高反別帳」註(27)における小野崎村の面積は、

延宝七年(一六七九)の谷田部藩による検地を踏襲している。茶の作付けは行われておらずとも、検地された茶畑は明治五年でも帳面上存在していた。

結 章

第一節 本研究の総括

本研究は、四章にわたる入百姓への検討を通じて、近世農村「荒廢」論を、村の外から入ってくる人々に視点を据えて再検討してきた。これを総括すれば以下のようなになるう。

近世後期の北関東における農村「荒廢」とは、村の人口減少と荒蕪地の増大という現象を指標とした評価であった。しかし、人口減少は貨幣経済に組み入れられた農村における百姓たちの生業選択の幅の広がりの結果であり、荒蕪地の増大は荒地認定によって貢租の減免を得ようとする百姓たちの戦略であった。本研究で確認してきた入百姓は、哀れな没落百姓ではなく、それら荒地の開発の知識と能力を多かれ少なかれ身に付けており、再開発を志向する村にとって有用な人材であった。彼らは「稼」という労働形態を巧みに利用して合法的に移動した。非合法であるはずの欠落を方法として採用する場合もあったが、近世後期には既に領主・百姓共に欠落に対する罪の意識が薄らぎ、深刻な問題として捉えられることはなかった。

領主や村が入百姓に求めたのは、本百姓体制の維持を目的とする人別増加の側面よりも、荒地起返をする開発者としての役割であった。彼らには確かに生産性の低いとされる耕地が与えられた。しかし、それは決して領主や既住百姓による冷遇ではなく、彼らの荒地起返の能力を評価しての措置であった。むしろ年貢率の低い耕作地の再開発を請

け負った入百姓にとって、それらの荒地は低い税率で高い収益を得られる可能性を持つ「宝地」であった。荒地は百姓にとって税の負担を回避・軽減する手段となったばかりではなく、利益を生み出す土地ですらあった。

このような点を念頭に置けば、農村「荒廢」という事象を、貧困層の増大・村内格差の拡大と結びつけるだけでは、実態を見誤ることになる。それは、「荒廢」という状況によって恩恵を受ける百姓によって、意図的に創り出された状況をも含んでいたと理解するべきであろう。

入百姓の中には真宗門徒の百姓がおり、真宗僧侶に率いられた者もいた。ただ彼らを北関東の取立地に駆り立てたのは敬虔な信仰心というより、「殊之外渡世致安」という、より良い生活を求める打算であった。彼らを率いた真宗僧侶自身も土木技術に対する知識と技術を具えた入百姓の側面を持ち、入百姓人材を招集する力を有していた。彼らが再開発した年貢率の低い荒地の利用方法は、北関東の地勢と江戸の薪炭の需要に適応した大規模な林畑というものだった。この江戸の商品需要に応えるための大規模な荒地を利用した村落経営のため、村は人別を減少させている状況でも、再開発とその地を管理する入百姓の入村を必要としたのである。農村「荒廢」は、一面で百姓の農地利用に対する意識の大きな変化の結果を反映していた。農村「荒廢」を単純に貧困や対立と直結させたり、入百姓を哀れむべき没落百姓としてのみ捉えることはできない、というのが本研究の立場である。

以上が本研究の総括である。以下では、本研究の成果を踏まえて、近世日本の入百姓をめぐる議論を歪めてきた問題点について検討しておくこととしたい。

第二節 入百姓像を歪めたもの

1 「難民」としての入百姓

本研究では入百姓を没落百姓ではなく、荒地の再開発を担う人材として位置づけられた。では、なぜ没落百姓としての入百姓像が、このように広く受け入れられてきたのであろうか。恐らくその要因のひとつは、序章で触れたように、五来重らが「移民」の語をもって近世日本の入百姓を論じているところにある。特に、五来の念頭にあったのは「十七世紀初頭における新教徒のアメリカ移民」であった。秋本典夫によれば清教徒らは「権力の圧制から逃れ、宗教的情熱をもって新時代と新社会の建設を目途として移住した」のであるという。五来も秋本も近世日本の入百姓を「新教徒のアメリカ移民」の日本版と捉えたわけではないが、故郷における「権力の圧制」の結果「移民」という手段を選択した人々を引き合いに出している点は見逃ごせない。

「権力の圧制」に堪えかねてイギリスを出国した清教徒は単なる「移民」ではなく、「難民」といえよう。五来はこのような「難民」としての「移民」像を、それを意図したか否かに拘わらず、近世日本の入百姓に投影したのである。序章で述べたように、五来以降の入百姓研究に携わる論者は、多く彼の研究に依拠してきた。五来が「難民」としての「移民」の姿を近世日本の入百姓に重ね合わせ、それに続く研究者もまたこれを継承したことが、このような理解を長年にわたり定着させた主たる要因であったといえよう。年代的な同時代性からみれば、彼らの意識の中には、故郷での苦しい生活に見切りをつけ、身一つで見知らぬ土地に移り、苦難の末に成功を収めた近代日本の「移民」の姿

の影響があったことも推察される。

近世日本の入百姓を岩本由輝が「浄土真宗信徒移民」と称し「宗教移民」（真宗移民・法華宗移民）と理解する論者があったことも、五来を理解に因るところが多い。五来は、つぎのように述べている。

この移民（近世日本の入百姓、筆者註）は十七世紀初頭における新教徒のアメリカ移民のごとく近世的な自由の精神と鞏固な宗教的信念をもつて大規模に行われたものではなく、陰惨な経済的社会的要因から起こったものではあるが彼等の信仰的態度と宗教者の参画は軽視することはできない。

五来は、「十七世紀初頭における新教徒のアメリカ移民」と近世日本の入百姓は異なる性質であると指摘しながらも、入百姓の信仰と真宗僧侶の参画を重視していた。西欧の歴史を引き合いに出し、それと類似したところを指摘する手法は戦後歴史学における常套手段であったが、五来もまたそのような枠組みの中にあった。

そのような歴史学の風潮が収まってからも、有元正雄のように『プロテスタントイズムの倫理と資本主義の精神』に示されたマックス・ヴェーバーの理論を適用して入百姓を理解する者もいた。五来が、常陸国笠間藩主の顕彰の文脈で初めて世に出た常陸国笠間の西念寺が所蔵する「入百姓発端之記」によって、入百姓像を提示したことも「宗教移民」としての入百姓の定着に影響を与えたと考えられる。しかし、本研究で検討した真宗の立場から距離をとった史料からは、彼らに信仰的な色彩はほとんどうかがえなかった。真宗門徒は敬虔である、という定型化された先入観が、西欧の理論や入百姓取立地の近似した事象と重なることで、「宗教移民」という幻想を生じさせてしまったのである。

確かに近世の入百姓は、他所から移ってくる人という意味で紛れもなく「移民」である。しかし、本研究でこの語を彼らに積極的に適用しなかったのは、第一に郷里における不遇、移入先での苦勞、招かれざる「他者」、などの「移民」にまわりつく印象から距離を置いて近世日本の入百姓を理解したからである。それは必要とされて誘致される入百姓の開発者の側面を重視する本研究の立場でもある。

いま一つの理由としては、必ずしも入百姓は移住を前提としていたとはいえないからである。たとえ数十年の長期に渡ろうとも人別を出身村に置いて「稼」に出る姿には、当初から故郷を捨てて移住する意図は感じられない。むしろ田中圭一が言うように「出稼ぎ」として捉えるほうが妥当なように思われるのである。⁽¹⁾

とはいえ、このことは近世日本の入百姓研究が、現代社会において重要な問題となっている「移民」に対する研究との接点を拒むものでももちろんない。むしろ政治学・社会学をはじめ「移民」を研究対象とするさまざまな分野と歴史学の協業に、近世日本の入百姓の事例は裨益し得ると考えている。

2 領主権力対民衆という構図

入百姓に対する理解を誤らせていたもうひとつの要因は、土地の利用方法に対する表層的な理解である。すなわち、入百姓には上田などの生産率が高いとされる耕作地が宛がわれず、下田・下々田などの品位の低い耕地を与えられたために、領主や既住百姓から冷遇を受けたという捉え方である。これが入百姓を没落百姓とみなす方向性を補強してしまった。

このような見解は領主層による本百姓体制の維持という文脈の上にある。例えば、秋本典夫はつぎのように述べる。

彼等（近世日本の入百姓、井上註）を移動せしめたのは、その宗教的情熱ではなく、荒廢地に典型的な本百姓体制を設定せんとする封建権力の意思であった。彼等はいわば植物的に移植せしめられたにすぎなかった。

ここに入百姓の意思はない。自ら思考することのない植物に喩えられた彼らは、領主権力から命じられるがままに、生産性の低い耕地に「移植」される無力な存在である。このような捉え方が誤っていることは本研究で再三指摘した。品位の低い耕地は税率も低い。入百姓と彼らを受け入れた村の既往百姓は、これを逆手にとって荒地から利益を得る方法を発想していたのである。それは農地の稼働率を上げる結果となり、領主の経営にとっても恩恵をもたらすものであった。

秋本の見解の背景にあるものは、領主権力の横暴と、そこに従うしかない無力な民という構図である。その根底には、暴悪な国家権力を虐げられた民衆が打倒するという民衆闘争史観が横たわる。またこの理解には、戦後における地主から小作農への農地解放という時代的影響も少なからずあろう。史的唯物論に裏打ちされたこのような歴史観が、近世日本の入百姓の実態を歪めてしまっていた。

さかのぼってみれば、農村「荒廢」論自体が、階層分化と零細百姓の没落という史的唯物論の強い影響を受けた戦後歴史学が産み出したものであった。農村「荒廢」を零細百姓の階層分化の結果と捉える立場から、農村「荒廢」期に際立つ入百姓取立をみるがゆえに、入百姓＝没落百姓の欠落、という文脈が誕生した。入百姓取立には真宗寺院・僧侶が参入するため真宗の堅い信仰心による「移民」という語りも成立する。それらは虚心に史料をみる中での見解ではなく、西欧の歴史の文脈で近世日本の入百姓を捉えようとするところから導き出された「歪んだ」ものであった。

このような立場から入百姓を理解してきた影響は大きい。入百姓の語は近世初頭の新田開発からみられ、百姓の高

請の多様な局面を示しているにも関わらず、戦後、七十年代以降に刊行された辞書において、農村「荒廃」期とされる十八世紀後半の時代状況の中でのみ通用する定義に矮小化されていた。このこともまた、入百姓を農村「荒廃」と直結させ、その理解を誤らせることに貢献した。さらに、このような理解に立脚して、六十年代から八十年代にかけて自治体史編纂作業が行われたことは、入百姓研究の進展に大きな禍根を残した。序章でみたように『富山県史』の通史編における入百姓の記述は「一揆」の項目にまとめられ、恣意的に階級闘争史観のなかに位置づけられたのである。以上、本研究の到達点を示し、入百姓像を歪めてきた要因を探ることで、本研究の成果を改めて確認してきた。以下では、残された課題といくつかの展望を示しておきたい。

第三節 課題と展望

はじめに、入百姓という事象に関する課題について述べる。一つ目は宗教面について述べておきたい。本研究は、近世日本の入百姓に対して「宗教移民」という見方をとることはしなかった。それは「移民」に対する本研究の前述の立場によるとともに、実証研究の結果として、特に内面の信仰という精神面において宗教が入百姓取立に貢献していた状況が確認できなかったためである。とはいえ、宗教者が入百姓取立に関与していたことは紛れもない事実である。本研究では即乗ら、個々の真宗僧侶に即した検討を行ってきたが、その背後に僧侶と異なる本山、すなわち真宗教団の思惑があったことも踏まえてきた。このような教団の動向について十分に展開できなかった点は、課題として挙げておかなければならない。

常陸国笠間藩主の顕彰の文脈で初めて世に出て以来、入百姓研究の中心史料となった、東派の西念寺の記録「入百

性発端之記」の後半部には、新たに笠間近隣に設置された西派の真宗寺院との派閥争いから発生する入百姓の檀家争奪問題が記されている。本史料は入百姓研究においてたびたび取り上げられた史料ではあったが、この部分については今まで十分な検討がされておらず、檀家という利権をめぐる教団同士の相剋が明らかになることが期待できる。ただ、その検討は、教団側が誘導する文脈からは距離をとりつつ、本研究の成果を踏まえるとともに教団とは別の立場からの史料を交えながら行われるべきである。かつて筆者が扱った、常陸国信太郡にあった下総国関宿藩領の入百姓取立の事例もまた、教団同士の争いを想起させるものであった。このような在地の事例の発掘を重ねてゆくことこそが、教団が描く物語を相対化し「宗教移民」の呪縛を解き放つであろう。

二つ目は、近世という時期を通して入百姓という語を再定義することである。入百姓の語が現れる各地の史料は、近世における百姓の高請の多様な局面を示しているにも関わらず、戦後、七十年代以降に刊行された辞書において、農村「荒廃」期とされた十八世紀後半の時代状況の中でのみ通用する定義に矮小化されてしまった。しかし、入百姓の語は関東のみならず、全国の幕領・私領でみられ、近世初頭の新田開発でも用いられていた。この点を無視することはできない。戦前の辞書で示される「江戸時代に於て他所より入り来りて耕作する者をいふ」という、より普遍性がある定義に立ち戻り、近世全体を視野に入れた事例の検討が必要である。

三つめは、農村「荒廃」論の見直しの深化である。このためには報徳仕法研究との協業が必須である。報徳仕法における実践手法の検討において、入百姓はしばしば取り上げられている。しかし、現在までの報徳仕法研究は、その理念を検討したものが多く、新しい農村「荒廃」期の捉え方に注目をしつつも、百姓の離村・手余地の増大は「荒廃」として問題視しており、その対応策としての報徳仕法という枠組みで研究がなされている。このような報徳仕法研究の状況であるが、本研究で確認したように、仕法開始以前より幕領・私領を問わず北関東の村では入百姓取立による

再開発が行われており、報徳仕法による村の「復興」策の中心にあったとされる、灌漑や土地の整備といった土木作業は仕法独自のものではなく、北関東の村における入百姓取立に共有される認識だったのである。この点において、農村「荒廃」論の見直し作業をより進めるためには、入百姓や報徳仕法の枠を超えて、近世後期の農村社会全体のかで土地利用を理解しなければならぬ。しかし、報徳仕法における入百姓や土木作業の詳細な記録に比して、仕法以外の村には農地利用に関わる直接的な記録が少ない。そこで、村の記録と報徳仕法の記録を比較することにより、近世後期の荒地起返と荒地利用の実態がより明らかになると考える。この作業は、農村「荒廃」論の見直しを進めるとともに、報徳仕法の相対化を促すであろう。さらには、作物や樹木の栽培・生育条件については、農学分野の知見も不可欠である。入百姓の研究の深化には、当該分野とも連携も求められてこよう。

最後に、これらの検討を行うためには、八十年代の自治体史編纂で、意図するしないにかかわらず、選定されず取り残されてしまった史料を含め、弛まぬ史料発掘の努力が不可欠である。しかし、その際に入百姓を「難民」としての「移民」や零落百姓と位置づけた理解は、またしても研究の障碍となってしまう。入百姓を「難民」として捉えることや、経済的な没落百姓との表現は、その後継者に当たる史料の所蔵者や関係者を必要以上に萎縮させることや、感傷的な物語の創出は、冷静な判断を狂わすおそれを生じさせる。研究者による用語の選択は、そのような点にまで考えを及ぼしてなされなければならないことを、改めて痛感させられるのである。

〈註〉

- (1) 田中圭一『日本の江戸時代』（刀水書房、平成十一年）。なお、田中が関わった『新潟県史 通史編四 近世二』（新潟県、昭和六十三年）は入百姓を「他国稼ぎと他国への移住」の項目に置いた。

参考文献一覧

- 秋本典夫 「北関東の荒廃とその復興策―芳賀郡における幕府の入百姓政策を中心として―」（『宇都宮大学学芸学部研究論集』第十五号第一部、昭和四十年）。
- 秋本典夫 「幕末期における農民闘争―下野国芳賀郡真岡地方の場合―」（『宇都宮大学学芸学部研究論集』第十六号第一部、昭和四十一年）。
- 秋本典夫 『北関東下野における封建権力と民衆』（山川出版社、昭和五十六年）。
- 秋山伸一 「風斗出者の村々」（藤木久志他編『莊園と村を歩く』校倉書房、平成九年）。
- 朝倉治彦 「『開帳差免帳』細目（稿）」（『参考書誌研究』第五十五号、平成十三年）。
- 麻生町史編さん委員会編 『麻生町史 史料編 麻生日記抜書Ⅱ』（麻生町教育委員会、平成十二年）。
- 麻生町史編さん委員会編 『麻生町史 史料編 麻生日記抜書Ⅲ』（麻生町教育委員会、平成十五年）。
- 麻生町史編さん委員会編 『麻生町史 通史編』（麻生町教育委員会、平成十四年）。
- 須永（阿部）昭 「寛政期における幕府代官の地方支配の展開」（『栃木県史研究』十六・十七合併号、昭和五十四年）。
- 阿部昭 『近世村落の構造と農家経営』（文献出版、昭和六十三年）。
- 網野善彦 『日本中世の非農業民と天皇』（岩波書店、昭和五十九年）。
- 荒井顕道編・滝川政次郎校訂 『牧民金鑑 上巻・下巻』（刀水書房、昭和四十四年）。
- 安良城盛昭 『幕藩体制の成立と構造』（御茶の水書房、昭和三十四年）。

- 有田博之「報徳仕法における農業生産基盤の整備」（『農村計画学会論文集』三巻一号、令和五年）。
- 有元正雄「真宗門徒宗教社会史序説」（『思想』七九一、平成二年）。
- 有元正雄「北陸門徒の入百姓と寛政改革」（『日本歴史』五五五号、平成六年）。
- 有元正雄『真宗の宗教社会史』（吉川弘文館、平成七年）。
- 生田精編『全国民事慣例類集』（司法省、明治十三年）。
- 池端大二『加賀の走り移民』（北國出版社、昭和五十九年）。
- 池端大二『北の無名碑 加賀移民の足跡をたどる』（北國新聞社、平成七年）。
- 池端大二『加賀泣き伝説の行方を訪ねて 真宗移民と北海道開拓者』（文芸社、平成二十四年）。
- 犬井正『関東平野の平地林』（古今書院、平成四年）。
- 茨城県編『大正七年茨城県贈位者事蹟』（茨城県、大正九年）。
- 茨城県史編さん近世史第二部会編『茨城県史料 社会経済編Ⅱ』（茨城県、昭和五十一年）。
- 茨城県農業史研究会『村づくり運動のメッカ―玉造町手賀新田』（茨城県農業史編さん会、昭和五十九年）。
- 茨城県史編集委員会編『茨城県史近世編』（茨城県、昭和六十年）。
- 岩崎敏夫『本邦小祠の研究 民間信仰の民俗学的研究』（岩崎博士学位論文出版後援会、昭和三十八年）。
- 岩瀬町史編さん委員会編『岩瀬町史 資料編』（岩瀬町、昭和五十八年）。
- 岩瀬町史編さん委員会編『岩瀬町史 通史編』（岩瀬町、昭和六十二年）。
- 岩本由輝「北陸浄土真宗信徒の関東移民―相馬地方への移民の前史として―」（『相馬郷土』創刊号、昭和五十七年）。
- 岩本由輝「北陸浄土真宗信徒移民への金沢藩の対応―相馬地方への移民を外からみる―」（『相馬郷土』第二号、昭和

五十八年)。

岩本由輝 「親鸞廿四輩旧跡巡拝と欠落移民」(『日本歴史』四七七号、昭和六十三年)。

岩本由輝 「浄土真宗信徒移民の経路についての一考察」(『山形大学紀要 (社会科学)』第十九卷第一号、昭和六十三年)。

岩本由輝 「北陸浄土真宗信徒移民の展開」(木戸田四郎教授退官記念論文集編集委員会編『近代日本社会発展史論』ペリかん社、昭和六十三年)。

岩本由輝 「浄土真宗信徒移民史研究の前進のために」(『茨城近代史研究』五号、平成二年)。

岩本由輝 「三本木原開発と浄土真宗信徒移民の導入」(『東北学院大学東北文化研究所紀要』第二十五号、平成五年)。

岩本由輝 「一事例を通してみた陸奥中村藩における浄土真宗信徒移民の受容」(『東北学院大学東北文化研究所紀要』第二十七号、平成七年)。

岩本由輝 「陸奥中村藩における新百姓取立政策―浄土真宗信徒移民の導入―」(『東北経済学会誌』平成十一年)。

岩本由輝 「陸奥中村藩中郷萱浜村における新百姓取立政策―二宮尊徳仕法の一環として―」(『東北学院大学東北文化研究所紀要』第三十二号、平成十二年)。

岩本由輝 「近世陸奥中村藩における浄土真宗信徒移民の導入―木幡彦兵衛の覚書にみるその実態―」(『村落社会研究 ジャーナル』十七卷二号、平成二十三年)。

岩本由輝 「中村藩への浄土真宗信徒移民導入の時期再考(一)」(『相馬郷土』第二十八号、平成二十五年)。

上杉允彦 「近世後期における下野農村の荒廃と農民の動向―都賀郡下初田村を中心にして―」(『栃木県史研究』二、昭和四十六年)。

- 植田敏雄編『茨城百姓一揆』（風濤社、昭和三十九年）。
- 植田敏雄『常陸国麻生藩の研究』（茨城新聞社、平成二十三年）。
- 上場顕雄『近世真宗教団と都市寺院』（法蔵館、平成十一年）。
- 牛久市史編さん委員会編『牛久市史 近世』（牛久市、平成十四年）。
- 大石慎三郎校訂『地方凡例録 上巻』（近藤出版社、平成三年）。
- 大石慎三郎校訂『地方凡例録 下巻』（近藤出版社、平成元年）。
- 大蔵省『府県地租改正紀要 上』（明治十五年）。
- 大桑齊『寺壇の思想』（教育社、昭和五十四年）。
- 太田武和編『牧野貞喜 一名寛信君事蹟』（太田武和、明治四十二年）。
- 大藤修『近世の村と生活文化』（吉川弘文館、平成十三年）。
- 大穂町史編纂委員会編『大穂町史』（大穂町、平成元年）。
- 奥本武裕「近世大和の惣道場と看坊―浄土真宗寺院の住僧はいかにして供給されたか―」（『奈良人権部落解放研究所 紀要』第三十三号、平成二十六年）。
- 小田吉之丈編著・若林喜三郎校訂解説『加賀藩農政史考』（国書刊行会、昭和五十二年）。
- 小野武夫編『近世地方経済史料 第一巻』（近世地方経済史料刊行会、昭和七年）。
- 小野寺淳「北陸農民の北関東移住」『地理と歴史地理』（歴史地理学紀要二十一、昭和五十四年）。
- 小山市史編さん委員会編『小山市史資料編 近世Ⅱ』（小山市、昭和五十八年）。
- 香川県編『香川県史 第十巻 資料編 近世史料Ⅱ』（香川県、昭和六十二年）。

笠間市史編さん委員会編『笠間市史 上巻』（笠間市、平成五年）。

川俣正英「一村方騒動と入百姓―岩瀬町犬田の場合」（『岩瀬町史料』第一号、昭和五十三年）。

菊地利夫「武蔵野台地における前期的畑作新田村の建設とその経済的基礎」（『新地理』五卷三号、昭和三十三年）。

菊地利夫『新田開発上巻・下巻』（古今書院、昭和三十三年）。

木下光夫「近世河内の真宗惣道場・看坊・門徒と自庵化運動―河内国丹北郡若林村立法寺を事例に―」（『大阪商業大

学商業史博物館紀要』第八号、平成十九年）。

木村礎・伊藤好一編『新田村落武蔵野とその周辺』（文雅堂書店、昭和三十五年）。

木村礎『近世の新田村』（吉川弘文館、平成七年）。

五島敏芳「百姓成立と欠落」（『歴史学研究』七二八号、平成十一年）。

後藤雅知編『身分的周縁と近世社会1 大地を拓く人びと』（吉川弘文館、平成十八年）。

小室昭「笠間藩の化政改革―農村対策を中心として―」（『茨城県史研究』第七号、昭和四十二年）。

小室昭「一村方騒動とその歴史的背景について―笠間藩領茨城郡犬田村の事例」（『茨城県史研究』第二十四号、昭和

四十七年）。

五来重「北陸門徒の関東移民」（『史林』第三十三卷第六号、昭和二十五年）。

坂井誠一「越中門徒の北関東移住」（『越中史壇』第二十三号、昭和三十七年）。

坂井誠一「常陸国稲田西念寺の入百姓史料」（『地方史研究』第十二卷六号、昭和三十七年）。

坂井誠一「北陸門徒農民の北関東・東北移住」（『上越教育大学研究紀要』第二号、昭和五十八年）。

逆井孝仁「近世幕領における人口政策の一考察（一）・（二）下總國結城郡恩名村の例について」（『同志社大學經濟學

論叢』五卷四号・五卷六号、昭和二十九年）。

佐藤常雄・大石慎三郎『貧農史観を見直す』（講談社、平成七年）。

佐野俊正「飯沼北部に入植した門徒農民と請寺」（『地方史研究』第二十六卷四号、昭和五十一年）。

木村茂光監修・歴史科学協議会編『歴史学用語辞典』（東京堂出版、平成二十四年）。

上越市史編さん委員会『上越市史 資料編5 近世二』（上越市、平成十四年）。

上越市史編さん委員会『上越市史 通史編4 近世二』（上越市、平成十六年）。

白井豊「下総台地西部の牧とその周辺における薪炭林化―寛政期以降の変容―」（『歴史地理学』第四十九卷第二号、平成十九年）。

関城町史編さん委員会編『関城町史 通史編 上巻』（関城町、昭和六十二年）。

相馬市編纂会編『相馬市史二 各論編一 論考下巻』（相馬市、昭和五十三年）。

曾根総雄「北陸門徒農民の北関東移住」（『東海大学紀要文学部』四十二、昭和五十九年）。

曾根総雄「『移住農民』の農業経営について―下野国芳賀郡山本村の場合―」（『東海史学』第二十号、昭和六十年）。

高木昭作『日本近世国家史の研究』（岩波書店、平成二年）。

高橋梵仙『日本人口史之研究』（三友社、昭和十六年）。

高橋梵仙「幕府三代官の人口増殖政策」（『大東文化大学紀要経済学部』第三号、昭和四十年）。

武井弘一『江戸の転換点水田の激増は何をもたらしたか』（NHK出版、平成二十七年）。

竹内慎一郎『北陸農民の関東東北移民』（入善町文化会、昭和三十七年）。

立石友男「関東平野における平地林の分布とその利用」（『地理誌叢』第十三号、昭和四十七年）。

- 田中喜男「近世奉公人格規制の変遷過程」(『日本歴史』第一四五号、昭和三十五年)。
- 田中圭一『帳箱の中の江戸時代史(上)』(刀水書房、平成三年)。
- 田中圭一『帳箱の中の江戸時代史(下)』(刀水書房、平成五年)。
- 田中圭一『日本の江戸時代』(刀水書房、平成十一年)。
- 田辺一郎「米沢盆地における宗教移住集落―越後からの法華宗移民―」(『東北福祉大学論叢』第八号、昭和四十四年)。
- 玉造町史編さん委員会編『玉造町史』(玉造町教育委員会、昭和六十年)。
- 玉造町史編さん委員会編『玉造町史資料第2集池 玉造地方の水とくらし』(玉造町教育委員会、昭和六十二年)。
- 玉造町史編さん委員会編『玉造町史資料たまつくり地名風土記 玉造町字界地形図』(玉造町教育委員会、平成元年)。
- 田林明「つくば市における湖沼灌漑の発達と灌漑システムの統合化」(『地域調査報告』十四卷、平成四年)。
- 地方史研究協議会編『「開発」と地域民衆―その歴史像をもとめて―』(雄山閣出版、平成三年)。
- 中央社会事業協会社会事業研究所編『墮胎間引の研究』(中央社会事業協会社会事業研究所、昭和十一年)。
- 『つくば市史料集 第二編 (村明細帳下)』(つくば市教育委員会、平成十六年)。
- 『つくば市史料集 第三編 谷田部藩(上)』(つくば市教育委員会、平成十七年)。
- 『つくば市史料集 第四編 谷田部藩(下)』(つくば市教育委員会、平成十八年)。
- 『つくば市史料集 第十二編 谷田部藩(中)』(つくば市教育委員会、平成二十八年)。
- 筑波書林編集部『つくばの昔ばなし』(筑波書林、平成九年)。
- 椿真智子「法華宗移民における同化過程の考察―米沢藩椿村を事例として―」(『歴史地理学』第一三八号、昭和六十二年)。

六十二年)。

- 徳川林政史研究所編『森林の江戸学』（東京堂出版、平成二十四年）。
- 栃木県編さん委員会編『栃木県史 史料編 近世三』（栃木県、昭和五十年）。
- 栃木県編さん委員会編『栃木県史 通史編5 近世二』（栃木県、昭和五十九年）。
- 栃木県農会『栃木県農業経営方法共進会報告』（栃木県農会、明治四十二年）。
- 砺波市史編纂委員会編『砺波市史 資料編2 近世』（砺波市、平成三年）。
- 富山県編『富山県史 資料編III 近世上（加賀藩上）』（富山県、昭和五十五年）。
- 富山県編『富山県史 資料編IV 近世中（加賀藩下）』（富山県、昭和五十三年）。
- 富山県編『富山県史 通史編IV 近世下』（富山県、昭和五十八年）。
- 中川正「集落の性格形成における宗教の意義―霞ヶ浦東岸における二つの集落―」（『人文地理』第三十五卷第二号、昭和五十八年）。
- 長倉保「関東農村の荒廃と豪農の問題」（『茨城県史研究』第十六号、昭和四十五年）のち『幕藩体制解体の史的研究』（吉川弘文館、平成九年）。
- 中島見竜「高須築堤回向の碑」（『玉造史叢』第二十三集、昭和五十七年）。
- 仲根隆淳「江戸時代の往来（旅行）について」（『岩瀬町史料』第三号、昭和五十五年）。
- 仲根隆淳「笠間藩領山外地方の北陸農民について」（『岩瀬町史料』第六号、昭和五十八年）。
- 中山信名編・色川三中訂・栗田寛補『新編常陸国誌 卷下』（積善館、明治三十四年）。
- 成岡市・駒村正治「農業と関東ルーム」（『土と基礎』四十（三）、平成四年）。
- 新潟県編『新潟県史 資料編六 近世一 上越編』（新潟県、昭和五十六年）。

- 新潟県編『新潟県史 資料編十 近世五 流通編』（新潟県、昭和五十九年）。
- 新潟県編『新潟県史 通史編四 近世二』（新潟県、昭和六十三年）。
- 佐々井信太郎等編『二宮尊徳全集』第二十三・二十五・二十六卷（二宮尊徳偉業宣揚会、昭和四〇五年）
- 財団法人日本地図センター『地図で見るつくば市の変遷』（財団法人日本地図センター、平成八年）。
- 野原小市郎「手賀新田部落開拓の沿革について」（『麻生の文化』第三号、昭和四十五年）。
- 野原小右二『豊安寺備忘録』（平成十九年）。
- 萩原進「『開荒須知』改題」（『日本農書全集3』（農山漁村文化協会、昭和五十四年）。
- 長谷川伸三『近世農村構造の史的分析』（柏書房、昭和五十六年）。
- 埴泉嶺編『行方郡郷土史』昭和二年復刻版（賢美閣、昭和五十五年）。
- 早田旅人『報徳仕法と近世社会』（東京堂出版、平成二十六年）。
- 速水融『近世濃尾地方の人口・経済・社会』（創文社、平成四年）
- 日向野徳久「近世農民移動の研究」（『下野史学』第六号、昭和二十九年）。
- 日向野徳久「下野における近世の農民移動―北陸門徒を中心にして―」（『新地理』第五卷第三号、昭和三十二年）。
- 日向野徳久「真宗教団の農民教化」（『栃木県教育史 第二巻』（栃木県連合教育会、昭和三十二年）。
- 日向野徳久「農村荒廃と入百姓政策」（『栃木県史しおり 史料編近世三』栃木県教育委員会事務局、昭和五十年）。
- 樋口清之『新装版日本木炭史』（講談社、平成五年）。
- 平野哲也『江戸時代村社会の存立構造』（御茶の水書房、平成十六年）。
- 深谷克己・川鍋定男『江戸時代の諸稼ぎ』（農山漁村文化協会、昭和六十三年）。

深谷克己『百姓成立』（塙書房、平成五年）。

服藤弘司「奉公人座」（『金沢法学』第一卷第一号、昭和三十年）。

舟橋明宏「村再建にみる『村人』の知恵」（渡辺尚志編『新しい近世史四村落の変容と地域社会』新人物往来社、平成八年）。

舟橋明宏『近世の地主制と地域社会』（岩田書院、平成十六年）。

堀一郎『宗教・習俗の生活規則―日本宗教史研究Ⅱ』（未来社、昭和三十八年）。

本庄栄治郎「笠間藩の民政」（『京都帝国大学経済学会経済論叢』第三十五号第五号、昭和七年）。

本庄栄治郎『日本人口史』（日本評論社、昭和十六年）。

本庄栄治郎『本庄栄治郎著作集第五冊日本社会史日本人口史』（清文堂出版、昭和四十七年）。

前田育徳会『加賀藩史料』（復刻版）（清文堂出版、昭和四十五年）。

前川康司「茨城県八郷町大覚寺と正行寺」（『岩瀬町史料』第三号、昭和五十五年）。

前川康司「岩瀬町浄土真宗の講及江戸期移住についての補足」（『岩瀬町史料』第四号、昭和五十六年）。

前川康司「岩瀬江戸期寺社」（『岩瀬町史料』第五号、昭和五十七年）。

益子町史編さん委員会編『益子町史 第三卷 近世資料編』（益子町、昭和六十二年）。

益子町史編さん委員会編『益子町史 第六卷 通史編』（益子町、平成三年）。

松篤大夫・増田補親編『尾州藩古義大垣藩座右秘鑑』（大衆書房、昭和四十七年）。

松尾公就「尊徳仕法の広がり」とネットワーク」（小田原近世史研究会編『近世地域史研究の模索』岩田書院、令和四年）。

松田松男「近世・近代における北陸農民の北関東移住」（『地理』五八〇号、平成十五年）。

- 松本良太「江戸屋敷奉公人と抱元」（塚田孝他編『身分的周縁』部落問題研究所、平成六年）。
- 三井文庫『増補改訂 近世後期における主要物価の動態』（東京大学出版会、平成元年）。
- 宮崎克則『大名権力と走り者の研究』（校倉書房、平成七年）。
- 真岡市史編さん委員会編『真岡市史 第三卷 近世史料編』（真岡市、昭和六十年）。
- 真岡市史編さん委員会編『真岡市史 第七卷 近世通史編』（真岡市、昭和六十三年）。
- 森下徹『日本近世雇傭労働史の研究』（東京大学出版会、平成七年）。
- 八郷町町史編さん委員会編『八郷町史史料編Ⅰ「村明細帳」』（八郷町、平成十四年）。
- 矢嶋仁吉「新田村落の地域的構造―武蔵野新田の一事例について―」（『人文地理』三卷五―六号、昭和二十七年）。
- 安岡健一『「他者」たちの農業史―在日朝鮮人・疎開者・開拓農民・海外移民』（京都大学学術出版会、平成二十六年）。
- 安丸良夫『文明化の経験―近代転換期の日本』（岩波書店、平成十九年）。
- 結城市史編さん委員会編『結城市史 第二卷 近世史料編』（結城市、昭和五十四年）。
- 結城市史編さん委員会編『結城市史 第五卷 近世通史編』（結城市、昭和五十八年）。
- 吉田芝溪著・萩原進校訂『開荒須知（全）』（澁川図書館、昭和二十九年）。
- 吉田伸之『近世都市社会の身分構造』（東京大学出版会、平成十年）。
- 陸軍参謀本部作成・佐藤侑解題『明治前期民情調査報告『偵察録』』（柏書房、昭和六十一年）。
- 龍ヶ崎市編さん委員会編『龍ヶ崎市史 近世編』（龍ヶ崎市教育委員会、平成十一年）。
- 渡邊忠司『近世社会と百姓成立』（思文閣出版、平成十九年）。
- 渡辺尚志『近世村落の特質と展開』（校倉書房、平成十年）。

初出一覧

※博士論文として編集するにあたり第一章から第四章を一部加筆修正している。

序 章 本研究の対象と研究史的位置 書き下ろし

第一章 近世後期の百姓欠落と他国稼ぎ―加賀藩百姓の北関東への入百姓を事例に―

『日本歴史』二〇二三年十一月号（九〇六号）掲載論文

第二章 開発者としての入百姓―常陸国行方郡麻生藩領の事例から―

渡邊忠司監修『近世地域史文化史の研究』二〇一八年、名著出版、掲載論文

第三章 入百姓世話方としての真宗僧侶―常陸国谷田部藩領を主な事例として―

『鷹陵史学』四十八号、二〇二二年、掲載論文

第四章 近世後期の荒地起返と林畑―常陸国谷田部藩領小野崎村における入百姓の活動―

『鷹陵史学』四十九号、二〇二三年、掲載論文

結 章 書き下ろし